

少年自然の家 赤城林間学園

平成25年度 事業計画書

指定管理者 公益財団法人横浜市体育協会

1 赤城林間学園の管理運営の基本的な考え方

私たちは、公共サービス基本法に則り、赤城林間学園の位置づけ、関連行政施策、重点課題等を踏まえ、次のとおり3つの基本方針と5つの運営方針、さらに15のアクションを定めました。これら基本方針などにに基づき、赤城林間学園の指定管理事業に取り組んでいきます。

(1) 3つの基本方針

【基本方針1 赤城ならではの自然を活かし青少年を育む「成長空間」を創ります】

赤城林間学園が立地する昭和村には、赤城ならではの海、山、観光資源など、自然体験活動を展開する上での、豊富な資源があります。

私たちは、地元人材・市民ボランティアとの連携・協働により、これら資源を活用した森林探検、農業体験など赤城ならではの魅力満載の自然体験活動プログラムを展開していきます。こうした事業を通して、小・中学校の「総合的な学習」を支援するなど、様々な青少年の「成長空間」を創出していきます。

【基本方針2 施設を最大限に活用しその価値を高めます】

赤城は、都会生活では味わうことのできない、四季折々の景観を演出してくれます。冬期には、白銀の世界が現出します。

私たちは、学校・青少年団体の利用が少ない時期に、誰もがこのような「非日常的空間」を体感できる魅力ある教室事業、旅行業者との事業提携、年末年始の開園日拡大など、自主事業を拡充し、「自然体験活動の普及・振興の拠点」としての赤城林間学園の価値を高めていきます。

【基本方針3 「人」と「環境」に優しい運営を遂行します】

私たちは、職員会議や利用者との打合せにおける安全対策の徹底、食の安全確保、施設・設備の日常点検、修繕履歴の記録、ユニバーサルデザインを踏まえたサービスの提供など、これまで蓄積した経験、ノウハウをもとに安全・安心・快適な施設環境を創出していきます。

また、グリーン電力の購入など地球環境に優しい施設管理を進めるとともに、「横浜市脱温暖化行動指針」に即した行動の実践、環境学習の実施などを通して、環境問題克服に向けた市民の自発的行動を促してきます。

(2) 運営方針に基づく15のアクション

運営方針1 地元・市民との連携・協働による施設運営

アクション（実施策）

- | |
|--------------------|
| ①「総合的な学習」をサポート |
| ②赤城ならではの自然体験活動等を提供 |
| ③地元人材の活用と地元経済の活性化 |
| ④横浜市と昭和村の友好関係をサポート |
| ⑤市民ボランティアの養成 |

運営方針2 利用者目線に立った施設運営
アクション（実施策） ⑥ユニバーサルサービスの充実 ⑦ネットワークを駆使し、効率的なPR活動を展開

運営方針3 効率的・効果的なマネジメント
アクション（実施策） ⑧職員の資質向上と資格認証等の取得 ⑨PDCAサイクルによるマネジメントの推進 ⑩モニタリングの仕組みの整備

運営方針4 安全・安心な快適空間の提供
アクション（実施策） ⑪コンプライアンス活動の徹底 ⑫安全管理体制の強化

運営方針5 持続可能な社会の実現に向けた管理運営
アクション（実施策） ⑬ライフサイクルコストの縮減 ⑭環境に配慮した施設管理 ⑮環境行動を促す事業の実施

(3) 年次計画の概要及び年度達成目標

年度	年度方針	主な取組	年度達成目標
25年度	市民ニーズや情勢の変化による今後の施設の在り方を踏まえた運営改善計画の策定	・これまでの取組の推進 ・課題への対応策の立案・ 試行	実利用者 15,181人 (過去3か年平均 の6%増)

2 コンプライアンス

赤城林間学園では、事務局本部施設運営課が定期的開催する野外施設長会に園長が出席し、ここで入手したコンプライアンス情報や、コンプライアンスに関する事例研究の成果などをミーティングで周知徹底していきます。

(1) コンプライアンスについての基本的な考え方と対応策

横浜市の管理代行者としての職員倫理の確立や、赤城林間学園に対する組織としてのバックアップ体制を整え、個人情報保護・情報公開・行政手続や、企業倫理・公共精神・社会的規範を含め、“コンプライアンス”を遵守します。

ア コンプライアンスプログラム（法令遵守計画）を策定し、赤城林間学園を含む施設及び事務局本部におけるコンプライアンス体制を強化します。

イ 公益通報者保護法に基づき当体育協会職員等からの法令違反行為等に対する相談及び通報の処理体制を整備します。この体制の運営組織としてコンプライアンス委員会を設置・開催するとともに、顧問弁護士等による監査も含めた包括的なコンプライアンス活動を行います。

ウ 指定管理者として関連性があると見込まれる新しい法制度導入への対応も、内部規程・要綱を迅速に定め、会議や通達等により周知徹底します。

(2) 遵守すべき法令等への厳格な対応

指定管理者として遵守すべき法令等に対しては、関係規程やマニュアルに基づく適正な運用を堅持するとともに、プライバシーマーク取得等の高度な体制を維持します。

ア 赤城林間学園の利用申請に対する使用許可や利用制限をするときは、横浜市行政手続条例、地方自治法及び行政不服審査法を遵守します。

イ 個人情報の保護に関する法律の適用を受ける個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律の規定以上の措置を定める、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合した保護措置を要綱に基づき講じていきます。

ウ 個人情報取扱事業者の義務として、次のとおり総合的かつ詳細な情報管理対策を実施します。

- 法令に準拠した個人情報保護方針の策定及び公表
- 「横浜市個人情報の保護に関する条例」「同条例施行規則」に対応した当体育協会独自の個人情報保護規定等の制定及び公表
- 個人情報の特定及び利用目的の明確化
- 個人情報保護事務局、個人情報保護内部監査事務局の設置
- 個人情報保護管理責任者、個人情報保護監査責任者の選任
- 個人情報保管場所への入退出の管理／盗難予防対策／情報機器の施錠・固定化・持ち出し禁止
- 認証アクセス管理／情報の暗号化／不要データの廃棄・完全消去／不正ソフトの使用禁止
- 教育研修の徹底と個人情報保護・文書管理マニュアル整備
- 委託先への個人情報保護審査
- 個人情報保護に関する相談窓口の設置と適切・迅速な対応

エ 横浜市情報公開条例に準拠した当体育協会独自の規程を整備し、市民からの情報公開請求に対してこの規程に基づき適切に対応します。

また、予算、決算などの経営情報のほか、事業計画書や事業報告書、利用者からの意見等の情報については施設で閲覧し、市民への説明責任を果たします。

(3) 指定管理者に課される守秘義務の徹底

利用者及び職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報等、守秘すべき様々な情報を外部等に漏洩させないため、守秘義務・懲罰に関する規定を含む就業規程や、情報管理規程を整備します。

併せて、内部監査に加え、外部監査も導入し、適正な情報管理体制を堅持します。

(4) 適正な経理処理と業務監査体制の充実

公益財団法人横浜市体育協会経理規程に基づき、不正行為が起きないような多重チェック体制の構築等により適正な経理処理を行います。施設における現金の取り扱いや物品等の購入手順など、具体的なマニュアルを作成し、全ての職員が適正な取り扱いができるよう内部監査、外部監査等の体制を堅持します。

ア 公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規程等に準じて、各種経理関係規程及び独自の経理事務マニュアルを策定します。

これに基づき日常業務を遂行するとともに、定期的を開催する内部経理研修による職員の能力開発、資格取得等に努め、より適正な経理処理を実施します。

イ 当体育協会業務内部監査要綱に基づき、内部監査員による監査を毎年定期的を実施します。この内部監査により業務の点検及び改善についての提言を受け、業務の適正化・効率化を図ります。

ウ 赤城林間学園を含む当体育協会の経理処理については、公認会計士による外部監査（会計監査等）を四半期毎に実施し、公正性、公益性を確保します。

また、業務監査については、「外郭団体監査」「外郭団体等経営改革委員会による評価」「特定協約団体経営評価委員会による評価」などの、外部監査を受けます。

エ 職員に不当、不正な行為等が認められた場合の懲戒処分については、当体育協会就業規程第6章において明確に定めています。不当、不正な行為等の態様に応じ、戒告・減給・停職・免職といった処分を行い、厳正に対応します。

オ 園長が群馬県警察の委託を受けた（財）群馬県暴力追放県民会議が開催する暴力団及び行政対象暴力等への対処方法の講習会「不当要求防止責任者講習」を受講し、そこで得た情報を職員全員で共有します。

(5) 公益法人としての社会的責任(CSR)への真摯な取組

社会の構成員として、環境保全、人権擁護、労働環境、利用者保護、社会貢献などに取組みます。特に、地球温暖化防止への取組みも重要な課題と考えており、赤城林間学園においても、CO₂（二酸化炭素）排出量を把握するとともに、その削減にも努めます。職員一人ひとりが社会的責任に対する意識を高めていくことが重要であることから、研修制度も確立します。

3 施設の効用の最大限発揮

(1) 障がい者や高齢者への配慮

私たちは、赤城林間学園のすべての利用者が満足できるよう、日々の改善や工夫に励むほか、研修による職員個々人の意識やスキルを向上させます。

ア 市民の平等な利用を確保するため、ロナルド・メイスが唱えたユニバーサルデザインの7原則を踏まえ、法令の遵守はもとより年齢や能力などにかわりなく、誰にでも平等なサービスを提供します。

イ 全ての利用者にユニバーサルサービスを実践するとともに、利用者に公平でより良いサービスを行うため、利用者から意見等をいただき、職員研修を通してサービスの向上を図っていきます。

ウ 職員誰もが日頃の業務の中で差別的な言動や態度を決してとることがないよう、事務局本部に人権啓発推進者を設置するとともに、委託先も含めて全職員を対象とした人権研修を実施します。赤城林間学園では、人権研修を踏まえ、職員会議を利用して職場内研修を定期的実施します。

(2) 利便性向上のための取組及び体制

私たちは、利用者本位のサービスが効率的・効果的に提供されるよう、サービス水準の向上に向け、利用者の要望・意見を聴き、利用者本位の運営に繋げていきます。

ア P D C A マネジメントサイクルによる継続的な業務改善運動を行い、利用者満足度の高いホスピタリティ溢れる施設運営を遂行します。施設を実際に利用した人たちに対し、アンケートを実施しているほか、学園内では「ご意見箱」を設置して自由に意見を投書できるようにしています。また、ホームページでも意見を伝えられる体制を整えています。

回収したアンケート結果は集計・分析を行い公開します。寄せられたご意見やご要望については、速やかに職員間で話し合い本人に回答するとともにその結果を公表します。

イ 快適性・利便性向上のための取組として、横浜市体育協会職員研修計画に位置づけられている接客研修をはじめ、「お客様接客マニュアル」をもとに朝のミーティングにおいて、日常的に接客に関するO J Tを実施します。

ウ 新たにインターネットによる申請手続を導入することで、瞬時に申込みが可能となり、利用者の利便性を飛躍的に向上させます。

エ 給食やシーツなどの必需品及び自主事業で行う特別料理や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどは、受益者負担の原則を踏まえつつ、安価で質の高いサービス提供を行うとともに利便性の向上を図る利用者支援を行います。

(ア) 利用にかかる必需品のサービス

a 赤城を感じる給食

昭和村をはじめとする群馬県内の新鮮な食材を使った給食を提供します。昼食は、利用団体のプログラムに合わせてお弁当に振り替える柔軟な対応を行います。

■給食料金

税込

	朝食	昼食	夕食
中学生以上	450円	500円	700円
小学生	410円	460円	680円
3歳児～未就学児	350円	400円	550円

提供料金は、指定管理期間内は据え置くように設定し、安定した質の維持と利用者のニーズに対応したメニュー作りを実現します。

利用申込み時の食数は、利用開始日の前日 16 時まで全日程分の変更を受付けます。

b 赤城林間学園オリジナルのクラフト

赤城林間学園で提供するオリジナルクラフトは、使用する材料や用具を全て用意することにより、利用団体が準備する手間を省き、活動しやすい環境を整えます。材料は年間使用分を一括購入することにより仕入れ価格を抑え、利用しやすい料金に設定します。

c 快適な寝具提供のためのシーツ

学園の敷き布団と毛布、枕をカバーし、寝具を衛生的に利用するためのシーツ及びキャンプ場の寝袋用の中袋については、その洗濯をクリーニング業者に委託します。その料金は、指定管理期間内の長期契約により契約単価を抑え、安価で安定的に提供します。

■シーツ・寝袋料金

税込

宿泊室用シーツ	280円
キャンプ場寝袋用中袋(大)	200円
キャンプ場寝袋用中袋(小)	160円

d 野外炊事やキャンプファイア用の薪・丸太

野外炊事やキャンプファイアで使用する薪と丸太は、「大量仕入れが可能」「低価格」の条件を満たす「杉」を使用します。また、資源を無駄にすることがないように、間伐材や製材した端材を積極的に仕入れられます。

■薪・丸太料金

税込

品名	提供価格
野外炊事用薪	350円/1束
キャンプファイア用薪	300円/1束
キャンプファイア用丸太	200円/1本
キャンプファイアセットA(薪・丸太)	4,500円/7段
キャンプファイアセットB(薪・丸太)	3,300円/5段
トーチ棒	150円/1本
ローソク	60円/1本

近隣の林業の業者から仕入れることにより、単価を抑え、安価に提供します。

e 一般利用者は光熱水費を実費負担

横浜市内の学校の部活動を除く利用は無料ですが、横浜市内の一般団体及び横浜市以外の団体等の利用者には、光熱水費の実費をご負担いただきます。

■光熱水費実費負担金

税込

横浜市民の一般利用	250円/1人1泊
横浜市内外の団体・一般利用	500円/1人1泊

※昭和村が主催・共催する事業については、市内利用者と同額とします。

(イ) 自主事業で行う利便性の向上

赤城林間学園での活動で必要となる食材や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどのサービス提供は、自主事業で行い、利用団体の利便性の向上を図ります。サービス内容は、毎年度、モニタリング結果や実績による見直しを行い、常に質の

高いサービスを提供します。

(3) 広報・利用促進

チラシの作成や広報紙への掲載、インターネットの活用など、広報媒体を複合的に組み合わせることで、効果的・効率的な広報を行うとともに、利用者拡大のためのサービス提供を行い、利用促進を図ります。

ア 多くの加盟団体を持つ当体育協会ならではの情報ネットワークにより、大規模イベント情報から地域で実施される草の根的なスポーツ情報に至るまで、満遍なくイベント・スポーツ情報を収集しています。

これらの市民にとって有意義なスポーツ情報を、スポーツ情報誌「SPORTS よこはま」(年6回・1回25,000部発行)や、スポーツ情報ポータルサイト「ハマスポどっとコム」などの媒体で発信しています。

赤城林間学園において実施する教室事業などに関する情報もソーシャルネットワークキングサービス(希望者の登録制によるネット交流のしくみ)などの機能を活用し、効率的に発信しています。

イ 市民の視点に立った分かりやすい広報活動の展開に向け、次の考え方を基本に広報計画を策定します。

- ア 計画的な広報活動の展開
- イ 市民に分かりやすく、確実に情報が届く広報活動の推進
- ウ 積極的な情報提供と各種広報媒体による効果的な情報の発信

(ア) 計画的な広報活動の展開

事務局本部の広報担当者が、教室や事業ごとの募集開始時期や進捗状況を踏まえながら、各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信や情報紙への情報提供など、計画的な広報活動を展開します。

- 【重点広報事項】
- 学校・青少年団体の利用促進
 - 自然体験教室事業の推進
 - 閑散期の利用促進

	名称	発信元	春	夏	秋	冬
			年間を通じて教室の掲載			
情報掲載	広報よこはま(区版)	横浜市(区)	年間を通じて教室の掲載			
	SPORTSよこはま	横浜市体育協会	年間を通じて利用案内・教室募集を適宜掲載			
	フリーペーパー	各種発行者	年間を通じて利用案内・教室募集を適宜掲載			
印刷物配布	施設リーフレット	横浜市体育協会(各施設)	年間を通じて随時配布			
	教室・イベントチラシ	横浜市体育協会(各施設)	教室案内「自然と遊ぼう」配布(年4回)			
			★	★	★	★
			年間を通じて教室チラシ・イベントチラシを配布			
インターネット	施設ホームページ	横浜市体育協会(各施設)	随時更新(ログあり)			
	ハマスポどっとコム	横浜市体育協会	随時更新(ログあり)			
	横浜市 広報印刷物公開システム	横浜市	年間を通じて教室・イベントチラシを掲載			
関係機関	加盟団体	横浜市体育協会	年間を通じて利用案内を随時配布			
	近隣学校等	横浜市	年間を通じて学校ポストを利用しチラシ等を配布			

(イ) 確実に情報が届く広報活動の推進

- a 小・中学生以外の一般市民でも参加できる赤城林間学園の事業の参加者募集を行う際には、横浜市全戸(全市版・1,605,989世帯)に配布され、市民の情報の手手段として身近な「広報よこはま」を積極的に利用します。
- b 施設に関する利用案内や施設内外の写真を載せたリーフレットを作成し、市役所・区役所や各公共施設等70箇所配布依頼を行うとともに、青少年関係者向け

の会議・イベント開催時に配布することで、施設の認知度を高めます。

- c 教室案内チラシやイベント案内チラシは、事業ごとに作成するほか、当体育協会が管理運営する他の野外活動施設と合同で発行する「自然と遊ぼう」を年4回発行し、市役所・区役所、市内公共施設等、PRボックスなどで配布します。
- d 横浜市内の駅や街頭で配布されるさまざまなフリーペーパーに野外活動情報を掲載し、施設の認知度を高めるとともに新たな利用者の獲得を目指します。

ウ インターネットの活用による積極的な情報提供

横浜市のスポーツ情報サイト「ハマスポどっとコム」をはじめ、赤城林間学園のホームページに誰でも容易にアクセスできる環境を整えています。料金、利用時間、各種教室プログラム・イベント・施設点検日の案内をインターネットで配信し、その情報をタイムリーに更新します。

エ 総合力を活かした広報

- (ア) 当体育協会の72の加盟団体のネットワークを活かし、学校体育団体・地域団体・種目団体等に対し、施設パンフレットの配布や団体利用案内を行います。また、事務局本部から子ども向けイベント等の開催情報を入手し、それを加盟団体に配布することで、特定多数への的を絞った広報活動を実施します。
- (イ) 学校利用を増やすため、横浜市教育委員会を通じ、学校へのプログラム提案を含めた利用案内の送付を行い、体験学習を企画する教職員へのPRを行います。
- (ウ) 青少年指導員や体育指導委員といった地域指導者の会議において、施設リーフレットや教室チラシを配布するなど赤城林間学園の利用を促す広報活動を実施します。

オ 利用促進計画

- (ア) 横浜市少年自然の家条例及び同施行規則で休園日と定められている12月28日から1月4日までは、横浜市の承認を得た上で、冬休みの家族利用の場所としての利用を受け付け、利用者の拡大を図ります(イベント名称:年末年始のゆるリズムプラン)。
- (イ) 赤城林間学園の閑散期(11月～3月上旬)や団体利用に支障のない日に、周辺の自然のすばらしさを体感できる教室事業を実施し、個人や家族で利用できる機会を積極的に提供します。
- (ウ) 対象に応じた利用促進活動の展開
 - a 団体が利用しない期間の週末などに、一般の家族や友人同士など小規模な人数でも利用可能な日程を設け、グループ利用を促進します。
自主事業では、利用にかかる料金、食事などを組み込んだ「赤城フリープラン」を実施し、一般利用者にも魅力的な宿泊利用を広くPRしていきます。
 - b 中学校体育連盟や競技団体など当体育協会の加盟団体に、学園を利用した合宿モデルプランを紹介し、団体利用の促進を図ります。
利用団体には地元のグラウンド・体育館などの公共施設を学園職員が仲介して予約を代行し、学校部活動等の合宿をサポートします。
- (エ) 空き部屋の有効活用
市民の利用の少ないときなどには、市外の学校や団体の利用を受け入れます。部屋の空き状況や活動状況によって、少人数グループなども積極的に受け入れ、施設の有効活用を図ります。
なお、市外の利用者からは、光熱水費として1泊500円の料金を徴収し、それを

維持管理経費に充当します。

(オ) 昭和村の観光情報も発信

昭和村役場や昭和村村商工会と連携し、温泉施設「昭和の湯」や「道の駅めぐりーむ昭和」、農産物直販所「旬菜館」などの観光施設のチラシをそろえるほか、村内の観光農園や近隣の観光スポットなどの情報を知ることができるようにします。また、観光施設と提携した割引券を用意するなど学園利用者向けの特典を準備します。自然豊かな昭和村の案内役として職員自ら情報発信に努めます。

(4) 利用者支援策

四季折々の自然や赤城山北西麓の広大な農地で展開される様々な体験活動は、横浜では味わえないものばかりです。仲間と協力し、成し遂げるこうした諸活動が、思い出に残る楽しい活動であれば、その教育的効果は一段と高まります。私たちは、「楽しさ」に「安全と安心」を加えたプログラムを横浜市民に提供します。

ア 安全・安心・快適のための支援体制

赤城林間学園には、自然体験活動等に関する専門的な知識や技術を持ち、ホスピタリティ溢れる対応を実践する職員を配置します。その職員が、食事や宿泊室など施設利用に関する支援業務及びプログラムの提供にあたっての助言や指導を行います。

(ア) 利用団体の特性に応じた段階的な利用者支援

利用団体の安全なプログラム展開や快適な施設の利用のための支援は、電話での利用相談、来園による下見や事前打ち合わせ、当日の最終打合せの3段階で行います。

a これまでの豊富な経験とノウハウを持ち、赤城林間学園の管理運営に精通する全職員が、市民からの施設利用や予約受付についての相談に対して一つひとつ丁寧に応えます。

また、ホームページやリーフレットなどでは、画像や分かりやすい表現で赤城林間学園を紹介し、その魅力や利用方法を詳しく伝えます。

b 利用団体が提出する使用許可申請書や計画表に基づいて、利用目的や参加者構成に応じた支援のための打合せを事前に行います。赤城林間学園で展開する集団宿泊生活の指導や安全な自然体験活動を計画するための助言は、利用団体の引率指導者と一緒に実際の活動場所などを下見することにより安全対策を万全にします。

c 毎朝の活動前には、引率指導者との打合せを行い、当日の天候や子どもたちの体調などを考慮し、プログラムの実施や変更について検討します。

(イ) 利用団体の自主性を尊重した生活指導

利用者への生活指導は、引率責任者が直接行います。職員は、引率責任者に対して利用の手引や事前打ち合わせの中で行う指導・助言に留めます。利用者が計画通りに、そして快適に過ごせるように、食事の準備やシーツの貸出・返却、入浴準備などをサポートします。

(ウ) 資格・経験を持つ専門職員による支援

a キャンプインストラクターの資格を持つ園長をはじめ、赤城林間学園周辺地域の農産物や樹木の分布を熟知した職員が、木工クラフトなどの指導や身近に観察・見学できるウォークラリーコース等の開発・提供を行います。農林畜産体験やスポーツ活動の実施にあたっては、地元農家や昭和村関係者との深い関係を持つ職員が、利用調整や予約を行います。

b 職員の指導を必要としないプログラムの場合は、施設の備品や道具の貸出し時に職員が使用方法の説明と安全についての注意事項を引率者に確実に伝え、安全管理に関する指導・助言を徹底します。また、活動中の安全確保のため、職員が巡回点検を行います。

c 食物アレルギーがある利用者への除去食の用意や気管支ぜんそくがある利用者への救急対応などについては、担当職員が利用者の状況に合わせて対応します。

(エ) 市民・住民との協働による支援

複数団体が利用する学校の夏休み期間においては、「横浜市野外活動指導者」「野外活動支援ボランティア」として当体育協会に登録している市民ボランティア（パートナースタッフ）との協働により、利用者の安全で楽しいプログラム活動を支えます。

また、小・中学校等の多人数の団体や夏休み中の多くの団体のプログラム指導において、職員だけでは十分な指導ができない場合は、指導技術と経験を持つ地元住民（テクニカルスタッフ）の人材に指導を依頼します。

(オ) 日常的なスタッフの研修体制

利用者への安全・安心・快適な支援を実現するための、接遇、救命手当、個人情報保護、プログラム指導技術などの研修は、全スタッフを対象に日常業務の中で園長が中心となって行います。

イ 利用者目線のプログラム開発

赤城林間学園の自然環境を活かした多種多様な自然体験活動プログラムについては、専門性を有する職員が、利用団体のニーズや特性に応じた開発を行い、利用団体の活動が効果的かつ安全に実施されるよう支援します。

(ア) 利用者ニーズに応じたプログラム開発

利用者アンケートや利用実績に基づき、随時、既存プログラムの見直しや新規プログラムの開発を行います。

こうしたプログラムについては、目的やねらい、活動の時間帯や所要時間などの詳細をまとめた活動の手引を作成し、利用団体の引率者との事前打合せでプログラムの紹介、注意事項の伝達などに活用します。

また、ホームページでのプログラム紹介、利用の手引や活動の手引のダウンロードなど、インターネットを活用した利用者支援を積極的に行います。

(イ) 学校カリキュラムに対応した「総合的な学習」への支援

小学校の体験学習は、文部科学省や横浜市の学習指導要領に則った「総合的な学習」として実施されます。赤城林間学園では、各学校が実施する体験学習の目標やねらいに沿ったプログラムの開発や提供を行い、効果的な学習を支援します。

(ウ) 地元との協力・連携に基づいたプログラム提供

農林畜産業が主な産業である昭和村では、地元の協力・連携がなくては農林畜産の体験活動を実施できません。産業関係者や昭和村関係者と密接な関係を築いている職員が、農林畜産業を営む住民とのトラブルを未然に防ぎ、円滑な体験活動の場を提供します。

(エ) 各世代に対応したアレンジ

赤城林間学園で提供するプログラムは、主な利用者である学校や青少年団体向けが中心となります。しかし、家族利用の幼児から一般市民も自然を満喫できるよう、既存プログラムの内容や活動場所などのアレンジをはじめ、学園周辺ハイキングや雪遊びなど、各世代に対応したプログラムを提供します。

(オ) 周辺観光施設を積極的に活用

昭和村や利根・沼田地区には、自然豊かな高原や景勝地、温泉などの観光名所が、車で 60 分程度の範囲内に多数あります。また、もう少し足を伸ばすと尾瀬ヶ原や日光などの自然や歴史を学ぶ観光地などがあり、こうした周辺施設を積極的に活用したプログラムの提案をしていきます。

(カ) 冬の自然体験を積極的にアピール

赤城の 1 1 月から 3 月までは、内陸部特有の冷たく乾いた季節風（赤城おろし）と雪、マイナスの気温という気候のため、可能な活動が制限されてしまいます。その一方で、防寒対策さえ万全であれば、例年 1 月から 3 月上旬にかけての積雪を利用した雪遊びやかんじきを使った散策を楽しむことができます。

また、周辺にはスキー場も多く、場所によってはゴールデンウィークまで滑走が可能といった一般利用者向けの魅力を積極的にアピールし、冬期の利用促進を図ります。

(キ) 環境教育の取組

赤城林間学園から望む山々や周辺に広がる農地での高原野菜などを題材に、こうした環境行動へのきっかけとなるヒントや仕掛けを指導中の話の中で伝えていきます。

(ク) 食育の取組

野外炊事やうどん・コンニャク作りのプログラムでは、単に食品をつくるだけではなく、グループワークの特性を生かしながら、体験を通して「食」を考えます。

また、赤城林間学園での規則正しい生活や野外活動などの運動とともに、バイキング形式による給食で食事を美味しく、十分な栄養を摂ることにより「食」について正しく学びます。

ウ 施設の環境と資源を生かした豊富なプログラム提供

赤城林間学園で提供するプログラムは、施設や周辺地域の自然環境を存分に活用した自然体験活動をその内容とするものです。誰もが楽しく、そして安全に体験できる多種多様なプログラムを提供します。

(ア) 野外生活・野外遊び

キャンプ場での野外生活や季節の野外遊びを体験します。

■野外生活・野外遊び(例)

プログラム名	季節	場所	対象	内容
テント生活(設営)	春・夏	キャンプ場他	小学生～	常設テントの利用やテント設営によるテント生活体験
森林探検	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺の森の中で五感を使った樹木とのふれあい
ロープワーク	通年	園内	小学生～	さまざまな結び方、つなぎ方を学習
魚釣り(魚つかみ)	4月～10月	学園半月池	小学生～	池に放流してあるニジマスを釣る(1匹300円)
きもだめし	4月～11月	学園内	小学生～	園内の暗闇を周回し神社でお札をもらいもどってくる
草木あそび	春・夏・秋	学園周辺	幼児～	草木をつかって首飾りをつくるなどの伝承遊び
雪遊び(雪合戦など)	積雪時期	学園内	小学生～	雪だるまつくりや雪合戦など定番の雪遊び
雪中歩行(かんじき歩き)	積雪時期	学園周辺	小学生～	かんじきを履いて雪の上を歩きながら小動物の足跡探し

(イ) 野外炊事

野外炊事場やキャンプ場の炊事場でカレー作りなどの野外料理を楽しみます。また、こんにゃく作りは昭和村名産のこんにゃくを原材料にしています。

■野外生活・野外料理（例）

プログラム名	料金	場所	対象	内容
野外炊事	自主事業で販売	野外炊事場	小学生～	薪で煮炊きしたご飯やカレー等の食事作り
うどん作り	960円／6人分	ホール等	小学生～	地粉を使った手打ちうどん作りと試食（講師代別途）
こんにやく作り	550円／10人分	野外炊事場	小学生～	こんにやく玉を精製した粉でこんにやく作りと試食（講師代別途）

（ウ）自然観察・環境学習

学園周辺の山や川の自然を観察しながら地球の自然環境を考えます。

■自然観察・環境学習（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
自然観察ハイキング	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺を散策しながら植物や樹木の観察
野鳥観察	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺を散歩しながら双眼鏡で野鳥を観察
星空観望	通年	学園周辺	幼児～	ナイトハイクをしながら星空を眺める
植物観察	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺を散歩しながら植物を観察
森の生き物調べ	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺の遊歩道を散歩しながら昆虫などの採集と観察
川の働き調査	通年	片品川ほか	小学生～	河原を散策しながら地層や生物などを観察
森林の役割調査	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺の遊歩道を散歩しながら森林を観察

（エ）集団生活

仲間と協力して行う自然体験やゲーム、スポーツなどの活動です。

■集団活動（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
ウォークラリー	通年	学園周辺	小学生～	コマ図の指示に従い課題を解決する
ナイトハイク	通年	学園敷地内	幼児～	照明の届かない森を歩き、静けさを体感する
オリエンテーリング	通年	学園敷地内	小学生～	学園内の施設を探索しながらゴールを目指す
キャンプファイア	通年	学園敷地内	小学生～	丸太の井桁をくみ、炎を囲んでレクリエーション
キャンドルファイア	通年	学園敷地内	小学生～	蜀台を囲んで、歌やレクを楽しむ
ネイチャーゲーム	通年	学園敷地内	小学生～	いろいろな形の葉っぱを探したり、自然界にある課題でゲーム
暗闇体験	厳冬期を除く	学園敷地内	小学生～	森や林の中に入り照明なしで過ごす
屋内スポーツ	通年	森の家	小学生～	バスケットボール、バレーボール、ドッジボールなど
屋外スポーツ	春・夏・秋	グラウンド	小学生～	サッカー、野球、ソフトボールなど

（オ）創作活動

木などを加工して記念品をつくるオリジナルクラフトです。

■創作活動（例）

プログラム名	料金	場所	対象	内容
小枝のキーホルダー	130円	工作室ほか	小学生～	小枝を加工し、絵や色塗りをしたキーホルダー
焼き板	300円	ピロティほか	小学生～	焼いた板に絵や文字を書いたプレート飾り
小枝のスプーン・フォーク	300円	研修室	小学生～	木枝を柄に加工したオリジナル食器
白樺木片飾り	350円	工作室ほか	小学生～	輪切りの白樺に絵を描いた壁飾り
竹トンボ	100円	工作室ほか	小学生～	竹を素材にした伝統的な遊具
木製コースター	円	工作室ほか	小学生～	輪切りの木片に絵を描いたコースター
木製ペンダント	円	工作室ほか	小学生～	輪切りの木片に飾り付けたペンダント
トーテムポール	円	ピロティほか	小学生～	丸太の皮をむき、顔や模様を彫りこんで色づけした飾り
わらぞうり	100円	研修室ほか	小学生～	地元のお年寄りの手ほどきを受けながら作る（講師代別途）
写生・スケッチ	—	学園内	小学生～	四季折々の風景をスケッチ
雪の造形(灯籠・かまくら)	—	広場ほか	幼児～	スコップやバケツで雪灯籠を作り、ろうそくの灯をとめます

（カ）農林・畜産業体験

昭和村特産の季節の野菜・果物収穫や牧場見学などを体験します。

■農林

プログラム名	季節	場所	対象	内容
野菜畑訪問(収穫)	春・夏・秋	学園近隣	小学生～	野菜作り農家を訪問し、栽培現場の話を聞く
果物狩り	春・夏・秋	学園近隣	小学生～	地元の果樹園で四季の果物狩りを楽しむ
牧場見学	通年	学園近隣	小学生～	学園近隣の牧場を訪問して話を聞き、牛とふれあう
倒木処理・間伐	春・夏・秋	学園敷地内	小学生～	風倒木の切り出し、枯れ木の伐採を体験
炭焼き	春・夏・秋	学園内	小学生～	竹や松ぼっくりなどの木の実を缶に入れて炭焼き

(キ) その他の多彩な活動

昭和村のスポーツ施設や工場をはじめ、近隣町村の施設などを活用したプログラム展開で多様な体験学習を支援します。

■周辺施設利用(例)

施設名	季節	場所	対象	活用内容
昭和村総合運動公園	通年	昭和村	小学生～	スポーツ団体・部活動の練習・試合
昭和村社会体育館	通年	昭和村	小学生～	スポーツ団体・部活動の練習・試合
奥根ワイナリー	通年	昭和村	小学生～	ブドウ畑とワイン工場の見学
こんにやく工場見学	通年	昭和村	幼児～	昭和村名産のこんにやくの加工工場を見学
ぐんま昆虫の森	通年	新里町	幼児～	里山体験、昆虫観察、生態温室見学
ぐんま天文台	通年	高山村	小学生～	天文台の見学
たくみの里	通年	みなかみ町	小学生～	お面づくり、紙すき、竹細工などの体験や野仏めぐり
尾瀬	春・夏・秋	片品村	小学生～	ハイキング、高山植物観察、自然環境学習
玉原高原	通年	沼田市	小学生～	高原ハイキング、ブナ原生林散策、自然環境学習、スキー

(5) 食事提供計画

ア 食事提供計画の基本的な考え方

赤城林間学園が提供する、①給食 ②特別料理及び③野外炊事の全てにおいて、高い安全性の維持とサービスの向上、そして食教育の要素を取り入れた安心・おいしい・楽しい食事を提供します。

イ 高い安全・安心を維持する管理体制

食品衛生法等の法令遵守と責任の所在が明確な管理体制のもと、食物アレルギーや昨今の食の安全問題に配慮した食材の“みえる化”に取り組み、誰もが安心して食事ができる環境を維持します。

(ア) 厨房・食堂の徹底した衛生管理

a 献立作りから喫食まで、食品衛生法及び関係法規の遵守はもとより、「横浜市学校給食衛生管理マニュアル」に準拠して当体育協会が作成した「学園給食衛生管理マニュアル」に則り、食事提供業務における衛生管理を徹底します。

b 施設内の衛生確認や試薬検査など、飲食店等営業施設を対象にした利根沼田公衆衛生協会巡視員による立入検査を年2回受けています。年度当初の立入検査については、利根沼田保健福祉事務所との合同検査で、保健所のアドバイスを受けながら食中毒やウイルスの対策を立てるほか、食品別に作業動線を定めるなど、衛生管理を維持しています。

■食事提供業務にかかるその他の検査

	検査名	対象	学園での実施周期 (法定周期)
法定 検査	鼠族、害虫駆除	厨房内	2回実施 (年1回以上)
	水質検査	厨房内	毎月 (年1回以上)
	水質検査 (残留塩素測定)	厨房内	毎日
	受水槽の清掃 状況検査	受水槽内	年1回以上
	従事者の検便	栄養士、厨房職員	月2回実施 (年1回以上)
自主	検食	給食等	毎日

- c 厨房・食堂において、日常点検と定期点検で衛生管理維持に必要な全項目を、職員や専門業者により漏れなくチェックしています。

例えば、ウイルス感染及び職員からの施設汚染を防ぐため、「個人別衛生管理点検票」を用いて、厨房職員の日々の健康管理、健康状態の把握を継続的に行っています。

- d 食品については、赤城林間学園独自の「検収記録簿」を用いて異物混入等がないか抜き取り検査を実施するとともに、全ての食品の生産地も確認しています。

また、野外炊事や食品を扱うプログラムの際には、施設利用者にも手洗いの励行など衛生的な取扱いを呼びかけます。

- e 食品衛生に関しては、栄養士だけでなく、厨房職員も伊豆食品衛生協会主催の講習会を受講しています。年度当初には「食中毒防止ビデオ」等で職場研修を実施し、従事する全てのスタッフに衛生保持を徹底しています。

(イ) 円滑な食事提供の実施体制

食事提供に係る職員間の指揮命令系統や業務分担を明確にします。献立作り、指導、厨房設備の管理など食事提供業務一切を栄養士が監督し、安全性と効率の高さを両立した運営を実現します。

- a 厨房職員は利用者 40～50 人に 1 人の割合で配置します。学校利用の多い通常期と閑散期で人数や勤務時間を調整し、効率的なシフト勤務にしています。ミーティングでは、厨房職員の健康状態、献立内容、食物アレルギー児童への対応等の注意事項を共有します。

赤城林間学園食事提供業務 実施体制	
責任者(園長)	統括責任者
給食・食事担当者	給食計画、献立作成、物資購入
[保有資格] 栄養士 調理師 主任食品衛生責任者	調理・衛生指導、給食指導・助言、食育指導 厨房職員・臨時職員割り振り計画
厨房職員・臨時職員	給食用備品・厨房並びに関係施設の点検整備
[保有資格] 調理師 食品衛生責任者	物資の搬入、検品、保管 調理、配膳、下膳の一連作業
職員 サポートスタッフ	厨房・食堂の清掃 物資の搬入、検品、保管 給食用備品・厨房並びに関係施設の点検整備 小破修理

- b 朝・昼・夕の献立別に作成した作業工程表では各工程で清潔・適正に調理が行われているかを常時確認できるよう、ファイルにして厨房に保管します。作業内容を約 30 分刻みに記した工程表にそって作業をします。

(ウ) 赤城林間学園の食サービス設計

- a 学校利用のときは、4 日サイクルで献立を計画します。学校以外の一般利用のときは夏期メニューに変更して 4 日サイクルで提供します。献立は、主食、主菜、副菜の基準型にし、食事摂取基準と食品構成に近づけます。給食は健康に留意し、減塩・薄味ですが、素材独自の味が失われないように心がけます。

- b 厚生労働省が推奨する食事摂取基準による、栄養素と量を考慮したメニューにあわせて、給食の価格は第 1 期指定管理期間と同様、年齢別の価格設定とします。この設定により、適量の給食を提供し、残飯や作りすぎによる食材の無駄使いを軽減します。

- c 赤城林間学園では、青少年の体力づくりをサポートするため、スポーツ団体や学校の部活動利用を積極的に呼びかけています。希望により、スポーツ合宿特別メニ

ューを用意し、「食」の観点から青少年の健康・体力づくりにも貢献します。

(エ) “みえる” 安心感

アレルギーをもつ児童が増加している現状を重く受け止め、食物アレルギーに配慮した食事作りを行っています。アレルギーがある保護者や学校指導者へ、栄養士が作成した食事の原材料、添加物、標準カロリー、含まれる栄養素などを掲載した成分分析表を事前に渡し、安心して食事ができるように配慮します。

- a 赤城林間学園で提供する給食や特別料理などの全メニューをホームページで公開しています。また、使用する原材料や成分表を公開し、安心感を高めます。
- b アレルギーがある利用者については、栄養士と看護師が対応策を検討します。子どもの場合は保護者や教諭からアレルゲンをヒアリングし、食材から調味料、使用器具、調理手順に至るまで注意を払い、事故がないよう食の安全を確保します。
- c 食物アレルギーによる食事の制限がある利用者には、対象食品を取り除いた除去食で提供するほか、重度の場合はヒアリングをもとに献立から個別作成し、調理方法から提供まで徹底した職員間の情報共有により、事故を防止します。

(オ) 調理事故発生時の連絡体制

「緊急連絡体制表」により当体育協会本部や各関係機関に迅速に連絡をします。また事故発生原因については地元保健所等の協力を求め、これを明らかにすると同時に、その原因の除去、再発防止に努めます。

ウ 栄養士によるコンサルティング

自然体験活動や集団宿泊生活での非日常的環境において、利用者(子ども)が体調を整え、バランスよく、おいしく食べられるように、栄養士資格を持つ職員が、利用前からサポートします。

また、利用者と地場産物業者の仲介役として、積極的に赤城の食材をPRし、新鮮でおいしい食事を提供します。

(ア) 食サービスの満足度を高める相談役

過去の豊富なデータと実績をもとに、栄養士が学校や団体への食事指導や提案を実施することができます。学校や団体の下見時などにヒアリングを行い、納得がいくまで相談に応じます。

- a 人数や利用形態に応じて、希望の量や品目への変更に対応します。団体利用時者には、活動にあわせてバーベキューや野外炊事を提案し、効率よい活動を支援します。一般利用者には、食堂テラスを開放し、屋外で自然を満喫しながらの食環境を提供します。
- b アンケートによって蓄積されたデータを分析し、栄養バランスを考慮しながら喜ばれる豊富なメニューの提供や食事方法を提案します。アンケート結果を踏まえ、ご飯、汁物は保温性の高い食缶を使用し、より温かい食事を提供できるように改善しています。

(イ) 地産地消の担い手として

- a 地元の取引業者や村内農家からは常に新鮮な食材の情報を仕入れ、旬のメニューを提供します。群馬県産食材は全部で25種類ほどのメニューで使用し、毎食1～3種類提供します。また、一般利用の際はサラダバーで昭和村の新鮮野菜を提供します。
- b 生産者、取引業者を公表することは、利用者に安心感をもってもらえると同時に、作り手の人への感謝につながるため、生産者の理解・協力のもと、生産者の写真や生産地を掲示するなど「顔のみえる食材」を増やし、利用者に提供していきます。

エ 食教育の推進

青少年の食への関心を高め、健康的な食生活への意識付けを行い、横浜市が推進する「食教育」を実践します。赤城ならではの地場産物を紹介し、触れることで、地域の食文化も楽しく学んでもらいます。

(ア) 食教育推進計画に基づくアプローチ

食の提供時だけでなく、野外炊事や体験型プログラムのあらゆる場面で、横浜市教育委員会が策定した「食教育推進計画」の推進に寄与します。①食の重要性、②心身の健康、③食品を選択する力、④感謝の心、⑤社会性及び⑥食文化、の観点から指導します。また、食教育指導については、群馬県作成教材「すくすくカルタ」を使用した啓発活動にも取り組みます。

(イ) 食事バランスガイド(農水省出典)を活用

「食事バランスガイド」を使用し、子どもたちの好みに偏ることなく、健康的な食生活を送るための指導をします。食堂には盛り付け例のほか、食品の栄養素を掲示し、食教育の目標である「食品を選択する力」を身につける契機とします。

(ウ) 大切な「食」のお話

宿泊学習時等の食事の時間には、学校や利用団体からの依頼に応じ、栄養士が食事に関する講義を行います。

(エ) バイキングで関心と考える力を

a 現在実施中のバイキングは好評を得ています。引き続き子どもたちの成長に必要なカロリーや栄養バランスに配慮して3食ともバイキング形式で提供します。バイキングは、残飯の減量にもつながっています。

b 食事の準備や後片付けなど、集団宿泊生活におけるマナーや協力方法の指導も行ないます。

(6) 自主事業計画

赤城林間学園で展開する各種の自主事業では、赤城の自然を満喫できる教室事業や飲食事業などのサービスの提供を積極的に行います。これらの事業を通して、市民への自然体験活動の機会の拡大・充実及び利用する上での利便性の向上を実現し、利用者の増加を図ります。

サービスの対価としての料金は、できる限り安価に設定するとともに、収益はすべて市民に還元するなど、利益追求の手段とはしない姿勢を堅持します。

〈別表1 自主事業 一覧〉

ア 多種多様な教室事業の展開

自然の中で遊ぶ体験、異年齢集団で過ごす機会、地域行事の参加、親子のコミュニケーションの時間などが減少した状況にある青少年に、少しでも多くの自然体験の機会を提供し、心身ともに健やかな成長に貢献する教室事業を展開します。

(ア) こども・青少年関連施策の具現化

教室事業は、横浜市が策定する「こども・青少年」に関する施策を実現するための取組を行います。施設職員は横浜市が目指す次世代を担う人づくりを理解・共有し、企画やプログラム指導に専門性や経験・ノウハウを発揮しながら、直接的に市民へ働きかけていきます。

(イ) 公の施設としての教室設計

教室事業は、次年度の学校利用日程が決定した後、青少年団体等の利用機会を制限しない範囲で計画します。特に夏休み中は、団体利用申込や横浜市の局・区の優

先利用が多いことから、過去の利用状況の分析に基づいて企画・立案をします。

(ウ) 安心な実施体制

教室スタッフは、園長を統括責任者とし、職員がプログラムやマネジメントの担当ディレクターとして確実な計画と実施の役割を担います。

班リーダーや本部リーダーについては、横浜市野外活動指導者など、日ごろ野外活動施設等で指導している市民ボランティアスタッフの協力を得て配置します。内容や参加者の年齢等に応じて班構成し、職員とともにプログラムの進行や参加者の指導・助言をします。

(エ) 効果的で効率的な広報・PR活動

「広報よこはま」や「Sportsよこはま」など公的な広報媒体のほか、写真等を掲載できるチラシやホームページなどの特性を活かした広報を補完的に行うなど、コストを抑えた効果的、効率的な広報・PRを行います。

(オ) 参加者目線の申込方法

参加申込みの方法は、利便性が高いインターネットと往復はがきを基本とします。申込み多数の場合は、横浜市民を優先し、厳正な抽選を行った上で、その結果を電子メールや返信はがきで連絡します。

(カ) 参加者のご意見・ご感想を反映

全ての教室で、参加者へのモニタリングを実施します。モニタリングの方法は、アンケート用紙への選択記入式で行い、年齢層や経験度などの基礎項目のほか、プログラム内容や参加費などの満足度についてのデータを収集します。このデータを基に自己評価を行い、次年度の事業計画に反映させるPDCAマネジメントサイクルを実践します。

(キ) 様々な連携による多様な事業実施

昭和村の関係機関をはじめ、当体育協会の総合力を活かした事業連携、旅行者との共同企画などにより、多様な教室企画やプログラム実施を実現します。

(ク) 安全・安心な教室運営

- a 小・中学生だけで参加する教室は、参加者及び保護者を対象にした事前説明会を横浜市内で開催します。教室の内容、持ち物、集合・解散場所と時間の確認など、写真や映像、資料等を使って説明し、初めての参加でも安心して当日を迎えられるように配慮します。
- b 子どもだけで参加する教室は、参加当日に健康チェックカードを提出していただきます。特に参加前からの体調不良や持病・アレルギーなどの情報は、事故・疾病を防止するための重要な情報として、教室が終了するまで職員が責任を持って参加者の健康管理を行います。
- c 参加者と職員を除くスタッフ向けに、日帰りの教室は行事参加型の傷害保険、宿泊を伴う教室は国内旅行傷害保険に必ず加入し、偶発的なけがには、こうした保険で対応します。
- d 台風等の自然災害やインフルエンザの流行などの際は、園長と事務局本部が協議し、実施にあたって安全を確保できないと判断した場合は開催を取り止めます。参加者には、電話やメール、ホームページによって確実に通知します。

(ケ) 全ての市民を対象にした教室

- a 小・中学生を対象にした教室は、異年齢集団での宿泊体験や海の自然体験活動を通して、何事にも仲間と協力して挑戦し、自主性・協調性・創造性を養う機会とします。
- b 小・中学生が家族と参加できる教室は、家族と一緒に参加できるようにゴールデ

ンウイークや夏休みなどの長期休み、土・日曜日と祝日の連休に開催します。家族で自然体験活動を楽しみながら、良好な親子の関係づくりとなる機会とします。

- c 幅広い市民層を対象に、赤城の自然を体験しながらハイキングやウォーキングを楽しみ、健康づくりの機会となる教室を開催します。
- d 体験学習で赤城林間学園を利用する学校の先生を対象に、施設の下見を兼ねたプログラム指導の研修会を開催します。

イ 特産物を堪能できる飲食事業

飲食事業では、「やさい王国昭和村」を堪能していただきます。昭和村をはじめとする赤城高原の野菜などを使った特別料理のほか、おやつや飲み物など利用者のニーズに応じた豊富な品目を用意して販売し、サービスと利便性向上に取り組みます。

(ア) 安心・確実な予約販売

特別料理等は、仕入れ業者に確実に発注するため、利用日の20日前までの予約受付とし、数量の変更を5日前まで可能とします。

(イ) 赤城の味を楽しむ特別料理

特別料理は、通常の給食（バイキング式）に追加またはそれに代わる夕食メニューとして提供します。地元で獲れた新鮮な野菜などの食材は、昭和村にある商店が厳選して納入し、赤城林間学園の厨房職員が心をこめて調理し、提供します。

(ウ) 利用者ニーズに合わせた飲料等の販売

夜食や飲み物の種類については、利用者の希望やハイキングなどの活動内容に対応できるよう豊富に取揃えます。

(エ) 野外炊事用の食材をセットで販売

野外炊事の食材は、朝・昼・夜の食事に対応したメニューを用意します。

ウ 利便性の高い物販事業

赤城林間学園を利用する上で必要となる生活用品や記念となるお土産品など、利用者のニーズに応えた物品の販売をします。

(ア) 生活用品や活動用品の販売

近隣に商店がないため、持参し忘れた日常生活用品や軍手等の活動用品などを職員が事務所で販売し、利用者の利便性を高めます。販売品は、過去の販売実績に基づいた在庫調整を行い、地元業者から購入します。

(イ) 自動販売機の設置

清涼飲料水などの自動販売機（1台）を食堂内に設置し、利用率の高い4月から10月までの期間のみ稼働させます。自動販売機の設置にかかる目的外使用許可申請及び使用料の納付はもとより、電気代についてもその販売手数料で負担します。

エ 利用促進のためのその他事業

(ア) 新たな魅力をつくるレンタル用品

プログラム展開をより充実させるため、必要となる用具を購入し、それを有料でレンタルします。レンタル料は、現在保有するバーベキューコンロなどの継続使用により、利用しやすい料金設定が可能です。また、ディスクゴルフは学校利用に対して割引料金を設定し、多様な体験学習を支援します。

(イ) 公衆電話の設置

携帯電話を持たない利用者のために公衆電話を設置します。また、au携帯電話の電波利用環境を高めるため、アンテナ・増幅機を設置し、利便性を高めます。こ

れにより災害時の利用者対応も万全にします。

(ウ) 利用促進イベントの実施

学校や青少年団体の利用が少ない時期には、家族やグループなどの利用促進を図るイベントを実施します。特別料理の食事代、シーツ代及び光熱水費の基本料金をセットにした料金を設定することで、かかる費用が分かりやすく、安心して利用できるサービスを提供します。

また、中学校や高校の部活動の合宿利用を支援するため、昭和村のスポーツ施設や輸送手段、お弁当などの手配を行うサービスパックプランを実施します。

オ 収支差益は市民に還元

自主事業の収支差益は、その全額を施設の修繕やプログラム提供のための用具購入などの指定管理経費の一部に充当するような予算立てを行うことによって、指定管理経費の縮減を図ります。

(7) 安全かつ効率的な業務実施体制

私たち体育協会の総合力を活かした管理運営体制により、赤城林間学園の業務を確実に履行します。

ア 安全で効率的な管理運営体制

赤城林間学園の管理・運営にあたっては、青少年の宿泊施設としての業務、野外活動などの自然体験活動施設としての業務を安全かつ継続的に遂行することのできる次のような体制が求められます。私たちは、必要最小限の職員体制と市民ボランティアや外部講師との協働により、安全で効率的な施設の管理運営体制を構築します。

(ア) 責任者の配置と管理運営体制

赤城林間学園の統括責任者として園長を配置します。園長は、管理運営の最高責任者として施設管理・運営全般に精通しているだけでなく、地元との調整能力や自然体験活動の普及・振興を推進する能力に優れた者を配置します。また、副園長を園長の補佐役として配置し、園長不在時には園長代理を務めます。

(イ) 関連業務に精通した経験者・資格者の配置

園長、副園長、保健・衛生担当者、給食・食堂担当者、管理担当者が各1人、運営担当者2人の計7人の常勤職員は、赤城の自然を知り尽くした地元住民を採用して配置します。

- a 園長には、施設管理・運営に精通し、指導力及び判断力を持った、赤城林間学園での勤務経験が15年以上のベテラン職員を配置します。

昭和村に生まれ育ち、キャンプインストラクター資格を持つ自然体験活動のスペシャリストが、施設の顔として職員・スタッフの先頭に立ち、赤城の魅力を利用者へ提供します。

- b 施設の管理・事業の運営全般を行う責任者として、赤城林間学園での勤務経験が15年以上のベテラン職員を副園長として配置します。

園長、副園長とも、施設・設備の維持管理から自然体験プログラムの提供・実施のための十分な知識と経験を有し、利用者が安全で効果的に活動を実施できる体制を実現します。

- c 各業務の担当者に求められる経験と資格

園長・副園長の不在時の場合は、各業務担当者が責任者を代行します。

■保健・衛生担当者

利用者の健康管理や医務室の管理、清掃業務や寝具・シーツ等の管理担当者を配置し安全管理体制を万全にします。

■給食・食堂担当者

給食のメニュー作成や栄養管理、厨房や食堂等の管理担当者として、栄養士の資格を持つ職員を配置し安全で美味しい食事を提供できる体制とします。

■管理担当者・運営担当者

施設の建物や設備機器などの維持管理を担当する管理担当者を1人、利用者支援や広報・利用促進、教室の企画・運営などを担当する運営担当者2人を配置します。

(ウ) サポートスタッフ（アルバイト職員）の配置

5月から10月の繁忙期は、学校等の団体への支援業務、夏期にオープンするキャンプ場の開設・撤収作業などを行うサポートスタッフを2人配置します。円滑に業務を行うため、昭和村近隣に在住する人材を採用します。

(エ) パートナースタッフ（市民ボランティア）との協働運営

夏休み期間中は、複数の団体や一般市民の利用があります。野外活動の指導や施設内の清掃など利用者の多様なニーズに応える支援業務は、パートナースタッフと協働で行います。パートナースタッフは、「横浜市野外活動指導者」や市内の野外活動施設で活躍する「野外活動支援ボランティア」に依頼し、利用状況に応じて必要な人数を配置します。

(オ) テクニカルスタッフ（地元の外部講師）による指導

こんにやく作りやうどん作りなどの指導で、職員だけでは十分な人員配置ができない場合は、専門的な技術を持ち、赤城の自然を知る地域人材に講師依頼し、地域との連携・安全管理を重視した指導体制の実現に努めます。

また、地元の農家や地域人材に、現場への訪問・見学を依頼するほか、農業や林業のお話や赤城の歴史などについての講師として依頼します。

(カ) 利用状況に応じた柔軟な勤務シフト

受付や清掃などの日常業務、小破修繕、ウォークラリー等のプログラム指導などについては、担当業務に関係なく全職員で行います。

そのために必要な勤務シフトは、利用団体の活動状況にあわせて通常勤務、早番遅番勤務、宿直勤務、休日などを組み合わせ、効率的で緊急時にも対応できる体制を整えます。

特に学校利用時において、選択別プログラムを実施する場合は、複数のプログラム準備と指導が同時に行う必要であるため、利用人数などに応じた配置を行います。

イ 高度な技術を有する専門業者への業務委託

(ア) 地元の中小企業を最優先する維持管理業務の委託

専門的な知識や技術を必要とする業務や時限的な業務については、計画的・効率的な業務執行を図るため、実績と能力が高い専門事業者に委託します。契約時における委託内容の設計、業務指導や完了検査については、事務局本部の設備担当部署の後方支援により、確実な業務の遂行を実現します。

委託業者の選定は、入札制度を原則とし、昭和村を中心とする地元の中小企業を最優先するとともに、地域貢献やコンプライアンス体制など適正な委託先選定基準に基づいて決定します。

(イ) 調理業務の委託

給食の調理業務については、学園の円滑な運営を図るため、横浜市と昭和村の合意により設立された、地元住民を厨房職員に雇用する「運営協力会」に委託します。地元の協力を得ながら、効率的で確実な調理業務を行う実施体制とします。

ウ 公共サービス従事者育成に資する研修体制

(ア) 職員こそが最大の経営資産

私たちは、「職員は貴重な財産」という考えのもとで、市民の自然体験活動を支援するための専門的なアドバイスや、利用者に満足していただけるホスピタリティ溢れるサービスを行うため、知識と経験に裏打ちされた資質と能力を兼ね備えた人材を育成します。

(イ) 総合的・体系的な職員研修計画

当体育協会が作成した総合的、体系的な研修計画に則り、事務局本部や園長が中心となって職場内研修や外部研修を実施します。

職場内研修では、事務局本部で定期的に行う施設長会に参加した園長が、他施設との情報交換や課題検討を行い、赤城林間学園での情報の共有化や業務改善を図ります。

安全管理やプログラム指導など、より高度な知識や技術の習得が必要な場合は、種目団体等が開催する研修会に参加し、野外活動施設の職員として日々研鑽します。

エ 事務局本部による業務バックアップ体制

事務局本部の3部5課の職員が、赤城林間学園の管理運営業務をサポートします。

(ア) 施設経営部（施設運営課・施設経営課）によるバックアップ

施設経営部は赤城林間学園等の施設管理運営に関する統括を行います。

施設運営課では、業務の進捗管理や施設職員とは異なる目線での業務管理・見直しなど、効率化のための業務改善を行うほか、横浜市教育委員会事務局との連絡調整などを行います。

(イ) 総務部（総務課・経理課・設備課）、経営企画部経営企画課によるバックアップ

総務部は、赤城林間学園をはじめとする当体育協会全体の統括を行います。

総務課では、協会内の人事・給与や福利厚生、対外的な調整のほかリスクマネジメントを行います。

経理課では、適切な予算執行を会計システムにより管理し、赤城林間学園での予算執行のダブルチェックを行うことで、適正な執行管理を確保します。

設備課では、ファシリティマネジメント体制による効率的な施設の維持管理の統括を行います。赤城林間学園で設備等の異常や不具合が発生した場合は、その対応を相談できる保全コールセンター機能を発揮します。

経営企画部は、PDCAサイクルに沿って、横浜市との特定協約や体育協会中期経営計画の策定及び評価と対策を行い、赤城林間学園を含めた当体育協会全体の経営に関し統括します。

オ 公金を預かる適正な経理体制

(ア) 確実・厳正な経理処理体制

公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規程等に準じて、各種経理関係規程及び経理事務マニュアルを策定しています。

これに基づき日常業務を厳正に遂行するとともに、会計システムの活用により、

迅速で適正な経理処理を行います。

(イ) 適正な予算執行とオンラインによる経理処理

事務局本部の施設運営課及び経理課によるダブルチェックや公認会計士・内部職員による業務監査体制の確立により経理処理の精度を高めます。

当体育協会独自の公益法人用会計システムを導入し、各施設とオンラインでの会計処理を行うことにより、経理業務の効率化と正確性を確保します。

4 管理運営経費

(1) 効率性を重視したコスト管理計画

経年劣化が激しい赤城林間学園の建物や設備の適切な維持管理のため、計画的な修繕による長寿命化と経費節減を図るとともに、利用者増による施設運営収入と自主事業収入を確保することにより、指定管理料の抑制に努めます。

ア 実績に基づいた収支計画

(ア) 指定管理期間において、緊急時に対応できる無理のない収支計画を立て業務を遂行します。

(イ) 指定管理者として求められる指定管理料の抑制は、事業の見直しや業務の効率化を積極的に行うことで実現します。これまでに蓄積した統計資料と執行履歴に基づき、過去の実績を詳細に分析し、精度の高い予算を計上することで、計画性の高い安定的な施設運営を図ります。

第2期指定管理では、利用促進事業や自主事業などにより利用者増を図り、それに伴う施設運営収入と自主事業収入の増額により、指定管理料を抑制します。

(ウ) 安定的で効率的な管理運営の指標として、利用者1人当りの指定管理料負担額を算出し、毎年度の削減努力により、その段階的な縮減を図ります。

■平成25年度指定管理料に対する利用者1人当たりの支出額1,869円(税込)

イ 中長期的な修繕・保全計画に基づくライフサイクルコストの縮減

赤城林間学園は、築32年を経過し、建物や設備の経年劣化による機能低下、老朽化が現実的な問題となっています。

当体育協会独自のファシリティマネジメント体制により、効率的な修繕の実施と建物の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

ウ 安全コストの確保と効率化による経費縮減

個人情報保護を含めた安心・安全のための危機管理関連経費や、衛生面に必要な費用、野外活動等に必要な用具に係る費用については、十分に確保します。

その他の経費については、ファシリティマネジメントやライフサイクルコストの概念に基づき無駄を省き、最小のコストで最大の効果を実現します。

■経費削減策(例)

職員による小破修繕	リース物品の再リース
長期契約による委託コストの縮減	IP電話導入による通信費の縮減
競争入札による業者選定	省エネルギーへのさらなる取組の強化

エ 収入増加策による指定管理料の縮減

管理運営経費の縮減を図りつつ、利用にかかる料金収入の増加及び自主事業の拡充による収益の確保を図り、指定管理料の縮減という課題達成に取り組みます。

(ア) 自然体験活動の充実

周辺の環境を活かした海浜活動やハイキングなどの自然体験活動の充実と積極的なPRを行い、新規の学校や青少年団体等の利用団体を獲得し、収入の増加を図ります。

(イ) 自主事業による利用促進策

幅広い市民層を対象とした多様な野外活動教室を開催することで利用促進を図り、収入の増加につなげます。特に、学校等の利用が少ない閑散期には、家族・グループを対象としたフリープランを週末や年末年始に展開するなど、積極的な利用促進に努めます。

(ウ) 質の高い、安定したサービス提供

赤城林間学園で提供する給食やシーツなどの利用にかかるサービス事業、教室事業や飲食事業などの自主事業は、質の高い安定したサービス提供の維持及び受益者負担の観点から現行の料金を見直し、収入増を図ります。

(2)事業収支計画の根拠資料等

過去の実績データに基づき、利用にかかる料金や自主事業の収入及び管理運営経費等を算出しました。収支計画の作成にあたっては、安定した経営を実現するため、市民ニーズを反映しつつ、無理や漏れのない積算をしています。

ア 実績に基づいた収入計画

赤城林間学園の収入計画の積算根拠となる25年度の目標利用者数は、天候等の自然環境の影響を受けやすい特性を考慮し、平成19年度から21年度までの利用実績の平均値に対して6%増に設定します。

〈別表2 収支予算書〉

イ 無駄を削ぎ落とした支出計画

施設運営支出は管理運営実績と経験を生かして経費を見直すとともに、極力無駄を削ぎ落とすことで、次のとおり計上します。

〈別表2 収支予算書〉

(3)業務委託内容及び金額、事業者選定方法

管理運営業務については、当体育協会職員による直接運営を基本とします。ただし、高度の専門性を要する業務や期間限定作業等の業務については、計画的、効率的な業務執行を図る観点から、実績と能力が高い専門業者に委託します。委託業者の選定に当たっては、当体育協会の規程に則り、業者選定委員会の開催や競争入札等の実施などにより、適正価格で業務の執行が確実な業者へ委託します。

ア 業務委託内容及び金額

高い専門性を有する業務については、その効果や効率を考慮し、専門業者に委託します。委託業者の業務実施状況を職員が逐次確認し、不具合等が生じた場合には、専門業者とともに、施設の管理運営に支障をきたさぬよう速やかに対応します。

業務履行に支障がある業者に対しては、業務改善指導や委託費減額、契約解除など厳格な委託先監理を徹底し、安全な施設環境を守ります。

■ 予定委託業務

汚水処理施設保守点検業務（浄化槽等）
自家用電気工作物点検業務（電気設備点検）
ボイラー保守点検業務（A棟・B棟）
消防設備点検業務（火災警報機等）
防火対象物定期点検業務
地下タンク漏洩検査業務（灯油貯蔵タンク）
襲雷警報器保守点検業務
キャンプ場浄化槽維持管理業務
キャンプ場給水設備保守点検業務
井水濾過装置保守点検業務
宿泊室暖房器保守点検業務（ガス暖房器）
保安警備業務（機械警備等）
外構・植栽管理業務（除草・剪定作業等）
廃棄物処理業務（一般廃棄物・生ゴミ）
水質検査業務（飲料水・浴場等）
ボイラーばい煙測定業務
特定建築物衛生環境測定業務（空気環境測定等）
殺虫予防業務（厨房・宿泊室等）
給食調理等運営業務
定期清掃業務
グリストラップ清掃業務
キャンプ場開設・撤収作業業務
寝具クリーニング業務

イ 業者の選定方法

当体育協会の契約規程に基づき、指名競争入札等の方法により契約を行います。事業者の指名に際しては、地元経済の活性化に配慮して昭和村をはじめとした地元の業者を優先した上で、公正かつ適正な選定を行うためにライン機能から独立した業者選定委員会の付議によって決定します。

一定の金額未満の契約については、事務の効率化の観点から、業者選定委員会に付議せず、複数社による見積もり合わせを実施するなど厳正な選定を行います。

契約において違反行為、社会的に不正な行為を行った業者に対しては、指名停止措置要綱に基づき指名停止とし、適正な契約環境を確保します。

ウ 委託先の監理体制と労働関係法令の遵守

維持管理業務水準の維持の観点から委託業者に対し適正な監督管理を行います。

園長が、履行内容の検査・確認、必要があれば指導・要請・勧告命令などを行います。業務履行時には必ず担当者が立会い、施設を利用している利用者に対する配慮を図りつつ、業務品質の維持に万全を期します。委託先が労働関係法令も遵守しているかの確認も同時に行うとともに、必要に応じて事務局設備課も同席し業務改善や必要な措置を講じます。

特に、法定義務が課されている最低賃金や社会保険関係のチェックのほかに、公共サービス基本法や改正労働基準法など最新法令への対応を確認します。

5 施設・設備の維持管理

(1) 修繕体制

ア 実施体制

施設設備の最適化を実現するために、赤城林間学園を効率的に管理サポートする体制（ファシリティ・マネジメント＝FM）を推進します。

FM体制を今後より一層強化し、赤城林間学園の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に寄与します。

イ 修繕計画

FMシステムにより、修繕履歴や設備部品の更新時期を蓄積したデータを有効に活用し、赤城林間学園の修繕計画を策定します(小破修繕計画参照)。

FMシステムへの情報の蓄積を通して、中・長期的予防保全の観点も含めた修繕計画を横浜市に提出し、対応を協議・調整することにより、長期にわたる「安全性」「快適性」の確保とコストの縮減を両立させていきます。

(2) 日常点検、定期点検(法定点検・自主点検)体制

横浜市が策定した「維持保全の手引」に基づき毎日の日常点検を確実にを行います。設備機器の小さな変化に常に目を配り、不具合や故障となる原因を早期に発見するなど必要な措置を講じることで、維持更新費の抑制を実現します。また、専門的な資格が必要となる法定点検は信頼できる地元業者と契約し、設備維持に万全な体制を整えます。

ア 職員による日常点検の徹底

設備機器については職員が所定の点検表を使用して、適宜、点検を実施します。これにより事故を未然に防ぐほか、早期の故障発見に努め、経費の縮減に寄与します。

■職員による日常点検計画

業務名称	場所	内容	回数
日常点検	各所	仕上げ材等の浮、ひび割れ、剥がれ、照明の不点灯、建具のぐらつき等、不具合の発見	毎日
	ボイラー	作動状況・破損等の確認	作動時
	浴槽ろ過装置	作動状況・破損等の確認	作動時
	浴槽塩素注入機	作動状況・破損等の確認・浴槽水の残留塩素測定	作動時
	野外炊事場	ゴミ等の片付け、炭捨て場消火確認、	実施時
	キャンプ場	倒木、落枝の確認、トイレ、水場の状況等	利用時

イ 専門業者による定期点検の実施

横浜市の策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に則り、法定点検及び機能維持点検（自主的点検）を信頼ある専門業者へ委託します。消防設備などの法定点検は、法令等を遵守した業務仕様書に基づいて点検を実施し、不具合がある場合は早急に修繕を実施します。

このように積極的に予防保全に努めることにより、安全な施設を維持します。

■専門業者による定期点検計画

	項目	内容	回数
法定点検	消防設備保守点検	屋内・外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、非常用放送設備、避難器具、誘導灯、他	2回／年
法定点検	危険物貯蔵所点検	地下灯油タンクの点検	1回／年
法定点検	自家用電気工作物点検	電気主任技術者による受電設備、分電盤等の点検	12回／年
法定点検	汚水処理施設保守点検	汚水処理装置の点検	48回／年
法定点検	機械設備保守点検	給水設備、ボイラーの作動点検、ばい煙測定含む	1回／年
自主点検	高窓開閉装置保守点検	排煙窓の作動点検	1回／年

ウ 緊急時の点検

台風や地震等の発生、津波警報発令直後には、利用者の安全及び利用の妨げにならないよう配慮しつつ、緊急の臨時点検を実施します。点検項目は、原則日常点検と同様とし、重大な故障等が起きた場合には、速やかに事務局本部及び横浜市教育委員会へ報告します。

エ 適切な備品管理

大切な横浜市民の財産である赤城林間学園の備品については、バーコード管理により管理の手間を大幅に省力化するとともに、備品の適正な管理を行います。

(3) 清掃、外構植栽の管理計画、保安警備計画、地球温暖化対策

ア 日常清掃の体制

利用者による退園前の清掃に加え、職員やパートナースタッフがそれを補完する体制をとります。高所清掃やワックス掛けなど専門技術の必要な清掃についてのみ、信頼できる業者に委託し、快適な施設環境を低廉なコストで実現します。

(ア) 利用者による清掃

教育施設の基本姿勢として、また社会奉仕活動のプログラムの一環として、利用者には原則として、宿泊室や浴室等利用した場所のすべてを清掃していただく体制をとります。こどもでも理解できるよう、ひらがなを多く使った清掃方法を掲示するほか、引率者に点検用紙を渡し、責任をもって実施ができる工夫をします。

複数の団体が宿泊する場合は、あらかじめ利用者会議で清掃の分担を決めていただきます。

(イ) 職員による補完清掃

利用者による清掃後、十分な清掃がされなかった場所については職員が補完して清掃を行います。補完清掃は毎日実施する日常点検と同時に実施します。チェックシートを活用し、ひとりでも清掃・点検を効率よく実施します。また、チェックシートにより、その日の清掃の実施状況が一目でわかることから確実に職員間で引継ができ、衛生的な環境維持を実現できます。

■職員による日常清掃計画

業務名称	場所	清掃内容	周期
日常清掃	各所ゴミ箱	ごみ収集	利用後
	玄関・ロビー・廊下	床除塵、	利用後
	ラウンジ・研修室	床除塵	利用後
	食堂	床除塵、整理整頓	利用後
	宿泊室	床除塵、整理整頓	利用後
	事務室	床除塵、整理整頓	毎日
	トイレ	除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充	毎日
	浴室・脱衣所・洗い場・洗面所	除塵清掃及び定期的なごみ拾い、水切り後ふき取る	利用後
	森の家	床除塵	利用後
	建物内外外構	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸い殻清掃	利用後
	グラウンド・広場	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸い殻清掃	利用後
	照明器具、コンセント	器具の除塵	適宜

イ 定期清掃の体制

普段、日常清掃では行わない場所の清掃を職員が年間計画を立て、自ら実施します。実際の清掃作業は、利用状況をみながら調整し、清掃する場所や人数を設定し、効率的・効果的に行います。

■職員による定期清掃計画

場所	内容	周期
トイレ、風呂他	付着した埃等を除去し適正な換気能力を維持する	2回/年
各所	各所にある照明器具の清掃する	2回/年
廊下・玄関・食堂	保護剤を塗布してワックスを塗装する	3回/年
ラウンジ・研修室・医務室・事務室	保護剤を塗布してワックスを塗装する	2回/年
ガラス壁・外壁	高圧洗浄機を使用した洗浄する	1回/年
食堂電気傘・高所埃除去	洗剤にて汚れを落とし、水切りをして拭き取る	2回/年

ウ 専門業者による清掃

厨房設備の害虫駆除などについては、原則毎月1回の施設点検日に実施します。委託をする専門業者については、当体育協会の契約規程に則り、安価でかつ公正な取引を行います。

■専門業者による定期清掃計画

業務名称	場所	内容	清掃内容	周期	予定額(円)
定期清掃	山の家・鳥の家	ワックス清掃	ワックスを使用した床清掃	8回/年	3,176,000
	森の家	ワックス清掃	ワックスを使用した床清掃	4回/年	
	山の家・鳥の家	ガラス清掃	窓ガラス清掃	5回/年	
	森の家	ガラス清掃	窓ガラス清掃	2回/年	
	トイレ・浴室	清掃	床、便器、タイル、浴槽清掃	5回/年	1,672,000
	宿泊室	寝具クリーニング	専門業者による布団・毛布のクリーニング	1回/年	
	キャンプ場	寝袋クリーニング	専門業者による寝袋のクリーニング	1回/年	
	宿泊室	害虫駆除	室内清掃、消毒剤噴霧	4回/年	250,000
	山の家・鳥の家	鼠・害虫駆除	鼠・害虫捕獲粘着トラップ設置	2回/年	
	高圧受変電設備	除塵、清掃	受電設備の清掃	1回/年	20,000
	厨房	グリストラップ清掃	グリストラップ排水管の洗浄	1回/年	315,000

エ 快適で衛生的な宿泊環境の確保

利用者が快適な宿泊ができるよう、宿泊ゾーンを清潔に保ちます。

(ア) 快適な宿泊空間の提供

利用者が快適に宿泊できるよう、宿泊室やトイレを清潔に保ちます。トイレト
ペーパーや石鹸等の消耗品については、日常点検で確認し、交換や補充をします。

(イ) 衛生的な風呂の管理

大勢の人が利用しても常に清潔で快適な温度が維持できるよう、法令に基づいた
浴槽水質検査を実施するほか、有資格者による風呂のろ過装置やボイラーの点検を
行います。脱衣所や洗い場は職員が巡回して、石鹸などの消耗品を補充するほか、
足拭きマットの乾燥などを実施し常に衛生的な環境を保ちます。

(ウ) シーツ・枕カバーのクリーニング

宿泊時にはスリーピングシーツ（寝袋状のシーツ）と枕カバーを1人に1枚ずつ
支給します。利用終了後は回収し、地元の業者に委託して、クリーニングを行いま
す。

(エ) 寝具のクリーニング

利用後は、職員がこまめに窓を開放して通風させ、寝具を乾燥するなど、衛生的
な宿泊環境を維持します。ベッドパッド、マットレスカバーなどの寝具は、年 1
回 専門業者によるクリーニングを実施します

オ 外構植栽の管理

赤城林間学園の周辺には樹木が多いことから、歩道・階段やスロープの落ち葉清掃
や雨どいや排水溝の点検・清掃を日常点検に組み入れ常に行います。また、降雪時
には、職員が除雪作業を行い、利用者の安全を確保します。安易に業務委託せず、職員
が積極的に整備を行うことで費用を縮減させます。

■外構・植栽管理計画

業務名称	内容	実施者	回数
外構・植栽管理	除草・中低木剪定	職員	4回/年 (4・6・8・11月)
	排水溝清掃	職員	4回/年 (4・6・8・11月)
	落ち葉清掃	職員	適宜
	高木剪定	業者	適宜

(ア) 外構の管理

排水溝や園路などの清掃は、職員による定期清掃を実施し、安全で衛生的な環境
を維持します。

(イ) 植栽の管理

- a 施設周辺は草木が多く、計画的な除草や草刈、樹木の剪定などの植栽管理が求め
られます。地元のシルバー人材に委託し、こまめに下草刈りや除草を行うほか、利
用状況をみながら、樹木の剪定などを行います。
- b 高木の剪定、施肥、消毒などが必要となった場合は地元の信頼できる業者に委託
し実施します。
- c 赤城林間学園は国有地と村有地にあり、倒木や枯木の伐採などの植栽管理をする
にあたってはそれぞれ利根沼田森林管理署及び昭和村役場の了解を得たうえで実施
することとしています。

(ウ) 除雪作業

敷地内の除雪は職員が行います。敷地内の道路は除雪車（ホイールローダー）を
使って、作業を行い、利用者の安全な通行を確保します。

カ 保安警備計画

(ア) 宿泊利用時の体制と対応

宿泊利用時のプログラム活動は午後 9 時までとし、その後、入浴や就寝準備を済

ませ、午後10時に消灯する基本時間を設定します。引率者のミーティングは会議室や談話室を午後11時まで開放します。

宿直職員は、消灯時間にあわせ、玄関や廊下の窓などの施錠、厨房や喫煙場所、野外炊事場などの火の元確認、建物の周囲の不審物及び不審者の確認を行い、引率者に引き継ぎます。

(イ) 盗難・盗撮の防止策

a 利用する各宿泊室のカギは、団体の引率責任者へ一括して貸し出します。外出時や就寝時には必ず施錠し、防犯に努めるよう助言します。

利用団体の貴重品は、夜間や外出時に事務室の金庫で預かります。参加者に対しては、できるだけ貴重品を持ってこないよう助言します。

b 盗撮を防止するため、園内の巡回により定期的なチェックを行います。

(ウ) 閉園後及び休園日の対応

a 専門業者による警備

宿泊利用のない日の閉園後から翌日の開園まで及び休園日の無人となる時間帯は、警備会社に機械警備を委託します。侵入や火災等の異常はパッシブセンサーが感知し、異常の内容によって警備会社の警備員が現場に急行又は消防署、警察署に通報します。

警備会社から園長又はその他の職員に緊急連絡し、その後の対応を引き継ぎ、安全管理に空白のない体制とします。

b 異常時の緊急出動体制

機械警備による時間帯に発生した緊急時においては、警備会社から連絡を受けた園長が緊急出動します。園長が不在の場合や急行できない場合は、他の職員が代わりに対応します。

キ 地球温暖化対策に対する取組

かけがえのないこの自然環境を損なうことなく、次の世代に伝えるためにできることは何か、私たちはこの命題に積極的に取り組んでいきます。

省エネルギー行動の取組
<input type="checkbox"/> 施設巡回時の省エネパトロール
<input type="checkbox"/> 空調機の設定温度の適正化
<input type="checkbox"/> ボイラー給湯機の設定温度の適正化
<input type="checkbox"/> 蛇口の節水コマの導入、節水シール添付による節水の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 事務機器の省エネモードの使用
<input type="checkbox"/> 電気機器等の更新・購入時の省エネタイプの購入
<input type="checkbox"/> 裏紙の使用による用紙購入量の縮減
<input type="checkbox"/> リサイクル品の購入
<input type="checkbox"/> 毎月の光熱水使用量を前月、前年同月との比較による検証
<input type="checkbox"/> 毎月の光熱水量及びCO ₂ 排出量の館内掲示による省エネの働きかけ

(ア) 環境教育の取組 (チャレンジ25の推進)

政府が主導する温室効果ガス削減の取組「チャレンジ25」キャンペーンに参加します。温室効果ガス排出量25%削減のために赤城林間学園ができる実践例を市民に積極的に伝えていきます。

学園で使用した毎月の電気量や燃料消費量をCO₂排出量へ換算し、「見える化」することで、子どもたちを中心とする利用者へもわかりやすく省エネ意識を浸透させます。

(イ) 二酸化炭素削減目標の設定

赤城林間学園においても、「電気使用量、水道使用量、ガス使用量」における二酸

化炭素排出量を毎年1%ずつ削減することを目指します。

■平成25年度1人当たり年間CO2排出量目標 5,688g

(ウ) グリーン電力の購入

町民などが参加するイベント等にグリーン電力を使用し、自然エネルギーの普及に貢献しながら地球温暖化防止に取り組みます。

(エ) グリーン購入の推進

「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づき、必要となる物品は、環境に配慮した物品を調達し、グリーン購入の普及促進を積極的に推進します。

(オ) ゴミの減量化

環境教育の一環として、利用者には原則ごみの持ち帰りを依頼します。ただし、生ゴミや持ち帰ることが困難なゴミについては学園で引き取り、他の事業で排出したゴミと一緒に昭和村の回収方法に則して分別し排出します。

揚げ物で使用した天ぷら油などの廃油については、昭和村のNPO法人「まんまの会」に無償で引き取ってもらい、再生石けんの原料として提供しています。

(カ) 環境にやさしい製品の活用

照明器具は、高効率照明器具（蛍光球やLEDライト）を採用し、省エネルギー化を図ります。また、照明器具の長寿命化により交換費用、交換の人件費及び廃棄処分費を縮減します。風呂で使用するシャワーには節水コマを取り付け、水道使用量を削減します。

6 安全管理について

(1) 自然体験活動は安全第一

野外活動などの自然体験活動は、非日常的な環境の中で行われることから、普段の生活場面とは異なる様々な危険因子が潜んでいます。自然体験活動の安全管理について、想定される危険因子をいち早く発見し、移行・保有・回避・軽減するリスクコントロールを重視します。

こうした安全に対する取組を組織的に行い、安全・安心な快適空間を提供します。

(2) 緊急・救急体制及び通常時の体制

利用者の安全確保を最優先とした安全対策の強化を基本とし、事故や自然災害等の緊急時には迅速な対応ができるよう、地元自治体や警察、消防との連携した体制を整えます。

また、職員をはじめ、パートナースタッフや委託業者を含めた全スタッフは、園長に直接、連絡・報告する体制を整備しており、スタッフが危険因子を発見した場合には連絡・報告を確実にを行います。

ア 事故発生時の適切な対応

赤城林間学園の利用にあたっては、あらかじめ利用の手引や団体の引率指導者を行う事前の打合せにおいて、緊急時の役割分担や対応策を確認します。負傷者や急病人が発生した場合は、応急処置マニュアルにより適切かつ迅速な対応を行うとともに、

事務局本部や横浜市教育委員会に遅滞なく報告します。

(ア) 負傷者及び急病人の対応

- a 活動中などに負傷者や急病人が発生した場合は、利用団体の引率者が応急手当と救命手当を行うとともに、職員へ連絡します。連絡を受けた職員は、状況に応じ、救急車の要請または学園車両で病院へ搬送します。職員が事故発生現場にいた場合は、引率者と協力して直ちに応急手当と救命手当を行います。
- b 職員が、利用者の健康管理や安全管理の指導・助言をはじめ、適切な応急手当や看護ができる医務室の管理を行います。
救急車の要請や病院への搬送が必要ない場合は、医務室に備えているベッドで安静にし、様子を見守ります。
かすり傷程度の軽傷は、利用団体の引率者が応急手当をしますが、求めに応じて医務担当職員が医務室において応急手当を行います。ケガ等の応急手当を行う器具や医薬品は常備し、適切に提供します。
- c 宿泊利用の夜間に負傷者や急病人が発生した場合は、宿直職員がいつでも対応します。利用団体の引率責任者には、打合せ時に宿直室の場所や呼び出し方法を必ず伝えておきます。
- d 野外活動教室の参加者については、負傷者や急病人の応急手当と救命手当、病院への付き添いなど、担当職員が責任を持って対応します。

(イ) 医療機関との連絡体制

利用者に傷病者が発生した場合、24時間体制で医療機関の診察が受けられるように、昭和村を中心とした近隣の医療機関との連絡体制を整えます。緊急対応可能な医療機関は、あらかじめ利用の手引等で引率責任者にお知らせします。

イ 災害発生時の体制と対応

火災、地震等の自然災害が発生した場合もしくは重大な被害が生じる恐れのある場合は、まず利用者の安全確保のための迅速な対応をします。

事務局本部では、危機管理基本マニュアルに基づく災害対策（警戒）本部を設け、情報の収集分析と負傷者対応等の指示を的確に行います。収集した情報は、横浜市教育委員会へ報告するとともに、当体育協会の緊急連絡体制により協会関係各部への伝達を正確に行います。

(ア) 火災発生時の体制と対応

- a 消防法に基づき、園長を隊長とする自衛消防隊を組織し、火災発生時の役割分担を明確にした体制を整えています。自衛消防隊組織については、防災計画書を所轄消防署に提出し、立入検査等の際に指導・助言をもらい、万一に備えた万全な体制の見直しを図ります。
火災などの災害が発生した場合は、日ごろの訓練に従い、利用団体の引率指導者と共に避難誘導を行います。
- b 避難経路や避難場所の説明については、入園式のオリエンテーションで必ず利用者に直接説明します。さらに、宿泊室に移動した際、各部屋に掲出している避難経路図を確認し、入園後の最初の活動として避難訓練を実施するように助言します。

(イ) 地震災害発生時の体制と対応

- a 震度5弱以上の地震が発生した場合または東海地震情報が発令された場合は、危機管理基本マニュアルに基づき、災害対策本部を設置します。また、震災対応マニュアルにより緊急配備体制を発動し、発震時の初期対応や情報収集を行います。
- b 地震の揺れを感じたら、まずは机の下などに隠れ、揺れが収まってから避難する

ように入園式のオリエンテーションで必ず利用者に直接説明します。

赤城林間学園の事務所には、緊急警報対応の村内放送端末機を設置し、常に緊急地震速報を受信できるようにします。

(ウ) その他の自然災害発生時の体制と対応

a 大雨、洪水又は暴風に関する気象警報が発表された場合などは、危機管理基本マニュアルに基づき、災害対策警戒本部を設置します。

気象情報等は、インターネットやテレビ、ラジオ等で日常的に注意して収集します。こうした情報は職員、スタッフで共有し、災害時対応マニュアルに基づいた利用者の安全確保を図る体制とします。

b 来園中やこれから来園する利用団体に対しては、随時、引率責任者に正確な気象情報を提供し、活動の切り上げや中止、早期退園などの対応を相談します。交通機関が運休し、帰ることができないような場合は、赤城林間学園にとどまり復旧を待ちます。この間の食事や宿泊待機は、最優先で対応します。

c 山間部の麓にある赤城林間学園は、大気が不安定になると落雷の危険性が高まります。事務所には、雷雲が近づくと5段階の警報を発する襲雷警報装置を設置しています。職員は、団体の引率者責任者に対して第1段階で連絡、第2段階で避難勧告、第3段階で避難命令を行い、利用者の安全を確保します。

(エ) 昭和村との協力体制

a 横浜市と昭和村は、平成17年7月、大規模な災害の発生に備え「災害時における相互応援に関する協定(防災協定)」を締結しました。有事の際は、横浜市及び昭和村と協力・連携し、協定の実行に貢献します。

b 昭和村の防災担当部署との間では、定期的な情報交換や広域避難場所及びその経路について協議し、安全な避難体制を確保します。特に地震への対策については、県や村の情報をホームページなどで入手し、被害を最小限に抑える備えを進めます。

(オ) 建物内外の点検

地震や台風などの災害発生後は、直ちに建物内外の壁や屋根などの目視点検を行い、被害状況を確認します。被害の有無に関わらず、事務局本部及び横浜市教育委員会にその結果を速やかに報告します。

(カ) 非常食の備蓄

災害によるライフラインの停止に備え、宿泊定員の400人分の米、飲み水を備蓄します。

ウ 通常時(予防)の管理体制

(ア) スタッフと利用者の安全教育

a 観天望気による気象の変化や小さな異常の見過ごしが蓄積されるとやがて大きな事故につながるといった「ハインリッヒの法則」を肝に銘じつつ、日常業務の中で行う危険予知トレーニングや専門研修を通して維持向上を図り、利用者の安全・安心な活動を支えます。

b 全職員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するため、応急手当、AEDを含む救命手当、消火・避難誘導などの教育と訓練を人材育成計画に基づいて実施します。

消防法で定められた避難誘導・消火・通報訓練は、事前に所轄の消防署への届出を行い、可能な場合は署員の立会いのもとで実施します。

種類	内容
----	----

避難誘導・通報訓練	利用団体の協力を得て、年に2回の避難誘導訓練及び消防署への通報訓練を実施。
消火訓練	水入りの訓練用消火器を用いての取扱方法を学ぶ。
参集訓練	毎年9月1日に実施。所属職員は原則徒歩により参集。
AED 取扱訓練 CPR 実践訓練	訓練用 AED やレサシアンを使用して、蘇生法実践訓練を実施。

c 自然体験活動を安全に楽しむためには、自分の安全は自分で確保するという「セルフエイド」の意識づけは、入園式でのオリエンテーションや個々のプログラム前に行うなど、直接指導する場面でも、活動中に想定される危険因子と安全対策を分かりやすく説明します。

(イ) ハードとソフトの徹底した安全管理

a 野外炊事用の包丁・鍋やクラフト用のナイフなどの活動用具については、日常点検に併せて行う安全点検で危険因子の早期発見に努めます。発見した破損等については、迅速で確実な修理や更新などのリスクコントロールにより、安全で安心な施設環境を整えます。

b 日常点検チェックシートを用いた点検作業を行い、危険因子の早期発見と対策を行う予防管理体制をとります。建物や設備、外構などの事故を予防し、安全性を確保します。

c 救命手当のための AED (自動体外式除細動器) は、利用者の目につきやすい場所に設置し、玄関等に設置を示すステッカーを張るなど、利用者に周知します。

職員が行う日常点検の際に、AED 本体に表示される OK マークを確認します。定期点検や消耗品の補充等はリース先のセコム株式会社が行います。

d 利用者に提供するプログラムについては、利用団体の特性に合わせた危険因子の洗い出しを提供機会ごとに行うことを基本とします。さらに、1年に1回以上の定期的な見直しを実施することで、プログラムの楽しさを保ちつつ安全性を高める対策を行います。

(ウ) 事故を未然に防ぐための安全対策

a プログラム提供や野外活動教室の指導中に、実際に起こってしまったケガ等の事故や「ヒヤリ」「ハッ」とする事例を「ヒヤリ・ハット集」として蓄積し、それに対する具体的な安全対策を立て、マニュアル化します。

b 赤城林間学園での自然体験活動を安全に楽しんでいただくため、プログラムや生活面での危険因子について、私たちが蓄積した経験やノウハウを生かした安全対策を引率指導者と共に行います。

(エ) その他事件・事故等の防止策

a 他都市で発生した事故事例は、自施設においても発生する可能性があるものと認識し、緊急点検を実施することで類似事故を防止します。

b 利用者が使用する食器や厨房の調理器具については、洗浄槽での十分な洗浄と滅菌・乾燥保管庫での確実な保管により、細心の注意をした衛生管理を行います。

厨房や食堂の衛生管理については、利根沼田保健福祉事務所等の定期的な検査及び指導により改善を行います。

c 入園式では、洗面所に常時置いてある石けんでの手洗いとうがいの励行を呼び掛け、インフルエンザのほか、かぜやノロウイルスなどの感染防止に今後も努めていきます。

致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生が国内または県内で認められた場合には、こうした注意喚起をさらに徹底するとともに、手指の消毒液の設置や宿泊室の換気時間を増やすなどの対策を実施します。

(3) 危機管理体制と補償体制

危機管理体制の構築により、事故、事件、災害など、利用者の生命、財産に被害を及ぼす様々な緊急事態を未然に防止します。万一発生した場合には、被害を最小限に抑えるための対策を行います。

ア 本部と一体になった危機管理体制の確立

(ア) あらゆる事態を想定した危機管理体制

地震や台風のほか、重大な事故や事件、健康危機などの緊急時には、施設だけでなく、当体育協会全体の問題として捉え、組織的な管理体制で対応します。

赤城林間学園では、こうした体育協会本部の後方支援体制と指揮のもと、昭和村をはじめ関係機関と連携し、緊急時において迅速かつ的確な対応を行います。

(イ) 危機兆候の情報収集

危機の発生兆候は、事務局本部や協会の管理施設が国、県、市からの通知やメディア、専門機関等からの情報を早期に収集し、協会内ネットワークで共有します。引き続き関連情報の収集を進めるとともに、事態の推移を見極めながら、情報の信頼性、予想される影響度を考慮して、必要に応じた緊急時の対応に切り替えていきます。

(ウ) 安全管理上の必須となる資格

赤城林間学園の管理運営上必要となる危険物取扱者資格などを有する者を配置し、安全管理を確かなものにします。

全職員が、利根沼田広域消防本部中央消防署が実施する「上級救命講習」または「普通救命講習」を受講し、応急処置マニュアルにより迅速に対応する体制とします。

(エ) 委託先職員の安全管理体制

調理業務や設備管理業務などに従事する委託業者に対しても、公共サービス基本法に則り適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関する必要な施策を講じ、安全管理を徹底します。

施設の管理業務を代行する委託業者は、事故、事件、災害等が発生した場合には、園長に直接連絡する体制をとり、迅速で確実な対応を求めます。

(オ) 事件・事故発生後の報告・連絡体制

事件、事故等の発生で行った緊急対応について、時系列で記録・整理し、事故報告書を作成します。施設や事務局本部では、その報告書をもとに、発生原因の分析や課題整理、緊急対応の評価を行い、個別マニュアルの見直しを含めた再発防止策を講じます。

イ 保険や顧問弁護士等による万全の補償体制

安全管理を徹底するのはいうまでもありませんが、万が一、施設管理運営上の不備などに起因した利用者の負傷等に備え、各種保険による補償体制を整えます。

また、顧問弁護士を確保して、法的な係争となった場合などにおける補償問題などについて相談し、万全に対応します。

(ア) 賠償責任保険の加入

建物や建築物などの設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備等に起因して、利用者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合に備え、賠償責任保険に加入します。

■加入する賠償責任保険

保険種類	保険内容	賠償限度額
施設賠償責任保険	施設側の瑕疵により、利用者に対する身体及び物品等に損害が発生した場合の賠償保険	対人：1人につき1億円 1事故につき1億円 期間中1億円 対物：1事故につき1億円 期間中1億円
生産物賠償責任保険	施設で調理する給食や販売する食材など、提供する生産物の瑕疵により、利用者に対する身体及び物品等に損害が発生した場合の賠償保険	対人：1人につき1億円 1事故につき1億円 期間中1億円 対物：1事故につき1億円 期間中1億円

(イ) 傷害保険の加入

パートナースタッフやテクニカルスタッフが業務中にケガをした際の補償をするため、普通傷害保険に加入します。野外活動教室事業の実施に際しては、スポーツ・レクリエーション保険や国内旅行傷害保険に加入し、参加者及び指導者の事業中の事故やケガの発生に対しての補償を担保します。

■加入する傷害保険

保険種類	保険内容	賠償限度額
普通傷害保険	スタッフが活動中にけがをした場合に対応する傷害保険	死亡・後遺障害：1人につき350万円 入院保険金：1人1日4,500円 通院保険金：1人1日3,000円
スポーツ・レクリエーション保険	日帰りで行う野外活動教室の事前説明会で参加者がけがをした場合に対応する傷害保険	
国内旅行傷害保険	宿泊の野外活動教室で参加者がけがをした場合に対応する傷害保険	

7 地域との協力・連携

地元・市民との協働を基調とした運営を行い、心身ともに健全な青少年の育成に貢献するとともに、横浜市と昭和村の友好関係を深めるためその連結役を果たしていきます。

(1) 地元との協働による施設運営と自然体験活動

ア 豊かな赤城の自然を存分に感じられるサービスを市民に提供するために、地元と施設を熟知した“人材”を積極的に活用します。こうした地元人材の力が、昭和村の地域資源(フィールド)の活用との相乗効果により、子どもから大人まで楽しめる良質な自然体験活動の提供に繋がっていきます。

イ 赤城林間学園近郊の地場産業の事業者や観光施設を利用し、ものづくりの現場を見学します。これまで活動してきた場所は表のとおりです。

青少年の体力づくりをサポートするため、スポーツ団体や学校の部活動利用を積極的に呼び掛けており、その利用形態は平成23年度全利用団体数の19%に上ります。宿

泊利用する団体には、赤城林間学園が村との利用調整等を代行し、村内在住者対象の体育館や運動公園も利用できるよう手配します。

ウ 情報コーナーの設置

既に設置している「情報コーナー」で、赤城林間学園を拠点にして活動する利用者へ、周辺観光スポットを紹介したオリジナルのエリアマップを作成し、活動を多彩にする支援を行ないます。観光施設のパンフレットや割引チケットを地元事業者から手配し、利用者が自由に手にできるよう情報コーナーで配布します。

エ 相互協力による危機管理体制

(ア) 災害時の協力体制

横浜市と昭和村で「災害時における相互応援に関する協定」が締結されています。平成19年7月には、新潟県中越地震で出動した横浜市水道局応援派遣隊の休憩所となり、寝具や食事の提供を行いました。今後も私たちは、この協定に積極的に協力していきます

(イ) 平時での協力体制

赤城林間学園の飲料水汲み上げポンプの故障時には、地元消防団の給水車に出動していただき、昭和村との協力体制により、学校の利用を中止することなく対応することができました。役場だけでなく、地域住民の方からもクマやイノシシの出没や台風による倒木情報をいただくなど、赤城林間学園運営に対する理解と協力をいただく体制を継続します。

(2) 自然豊かな赤城で横浜市に貢献

ア 昭和村の中の“横浜”

赤城林間学園において、自然豊かな赤城だからこそできる自然体験活動の普及・振興の拠点としての機能を発揮させ、横浜市の施策に貢献していきます。また、私たちには、これまで赤城林間学園を横浜市と昭和村との交流拠点として四半世紀にわたり活動してきた実績があります。これを基礎に両者の連結役としても横浜市に貢献していきます。

イ 地域連携による「横浜教育ビジョン」の推進

小学校学習指導要領「総合的な学習の時間」では、社会体験、ものづくりや生産活動の体験的な学習を取り入れることが謳われています。赤城林間学園では、小学校の体験学習利用時に地元昭和村の生産者との交流を通して、食に関心をもつことや赤城の文化を知る体験型プログラムを実施します。

(ア) 農家の協力で実施する体験型プログラム

昭和村産レタス栽培などの見学や、収穫時のお手伝いなどの農業体験を、赤城林間学園近隣の農家に依頼して実施します。地元農家の方から生産する野菜の説明を受け、種まきから納品までどのような作業を経ているかを学ぶ実体験により、横浜市が推進する食教育の目標「感謝する心」を育みます。

(イ) 市内小学校と地元児童との交流をコーディネート

赤城林間学園では、昭和村産業課の協力を仰ぎながら、農業体験ができる地元農家に依頼し、横浜市の小学校と地元小中学校との交流をコーディネートしてきました。第1期指定管理期間においては、平成22年5月現在まで6回の交流会を実施しています。

(ウ) 伝統の食産業に触れる

昭和村の位置する群馬県は、こんにやく芋国内生産量の 80%以上を占める日本一の生産地です。赤城林間学園では近郊のこんにやく加工工場で見学ツアーを開催する等、地元業者と連携した赤城の食文化・産業体験プログラムを学校の体験学習(自然教室)などに提供します。

ウ 昭和村との協働で健康・体力づくり

(ア) 「HAMA HOOP バスケットボールサマーキャンプ in 赤城」

当体育協会が管理する横浜文化体育館と昭和村の共催事業として、赤城林間学園を宿泊所とした「HAMA HOOP バスケットボールサマーキャンプ in 赤城」を開催します。

(イ) ぜんそく児童の健康づくり事業

当体育協会が横浜市教育委員会から受託している「横浜市サマースクール」事業を、平成 23 年度に引き続き赤城林間学園を開催地として実施します。本事業では、地元昭和村児童との交流や医療機関など昭和村の協力を仰ぎ、児童の健康・体力づくりを図ります。

(ウ) ニーズの高いハイキング企画での連携

赤城山北西麓に位置する赤城林間学園は、ウォークラリーやハイキングなどの自然体験フィールドが豊富です。市民ニーズの高い健康づくりや余暇の楽しみに寄与するハイキングを一般利用者向けの教室事業で実施し、昭和村役場職員の方に野鳥観察、植物観察のポイントを指導していただきます。

(3) 昭和村への貢献

ア 地域に開かれた施設として

(ア) 地元教育団体等の受入

学校や青少年団体の利用がない日には、昭和村主催事業や地域のスポーツ団体の利用を受け入れるほか、近隣の教育施設の体験学習も受け入れ、施設の有効利用を図ります。

(イ) 職業体験生徒の受入

職場体験やボランティア体験の場として、地元中学校の職業体験児童を受け入れます。昭和中学校の児童が地域の事業所を訪れる「チャレンジウィーク」の連携先として赤城林間学園を活用してもらうものです。このチャレンジウィークは職業に対する考えや自分の進路について考えることをねらいとして行われています。

イ 地域貢献活動への取組

昭和村や地元事業者から多大な協力をいただいている赤城林間学園では、地域貢献や社会福祉活動に積極的に取り組みます。また、環境に配慮したエコ活動をはじめとした自発的活動を推進していきます。

(ア) 「美しい村」昭和村で行う環境活動

昭和村では、住民や事業者が参加する清掃活動が盛んです。今後も職員は村内の清掃活動に積極的に参加していきます。また、ウォークラリーやハイキングでは、利用者へゴミひろい等の自発的活動を呼びかけ、昭和村の豊かな自然環境の維持に取り組んでいきます。

(イ) 村内福祉団体への協力

赤城林間学園が毎年参加する村内イベント、昭和の秋まつりでは、クラフト体験コーナーや昭和村児童来浜事業の写真展示を行います。ブース出展で得た売上金の一部を、昭和村社会福祉協議会へ寄附します。

8 モニタリング

利用者の意見や要望を的確に把握するモニタリングを定期的実施し、自己評価を行うとともに、第三者評価等を通じて得られた結果を基に、業務の改善を継続的に行い、サービス内容を含めた業務水準の向上を図ります。

(1) 業務水準の維持向上に向けて

ア モニタリングの実施管理体制

(ア) 管理体制

園長が統括責任者として管理運営の全責任を負い、施設職員を統括します。加えて、OJTの推進者となり、赤城林間学園全体の業務水準の向上を図ります。

(イ) PDCAマネジメントサイクルの適正な運用

事業内容を継続的な改善するために、PDCAマネジメントサイクルに則り、計画から実践、評価、そして改善というプロセスを経て、さらに次の計画に反映させることにより、業務水準の向上に繋がります。

イ 事業報告書の作成及び所管局への報告

(ア) 事業報告書の作成と提出

共通業務の基準に則り、定められた時期毎の報告書を作成します。所定期間内に速やかに横浜市教育委員会へ提出します。

- a 月次事業報告書
- b 四半期事業報告書
- c 年間事業報告書

(イ) 報告書の保管と廃棄

各報告書類は、横浜市体育協会処務規程第4章（文書）による文書分類の定めに基づき保管するとともに、廃棄については、適切に実施します。

(ウ) 事業報告書の公開

横浜市教育委員会へ提出した報告書類は、施設内で閲覧できるようにしており、開かれた運営を保持します。

ウ 利用者の要望や苦情を収集する仕組み

(ア) 要望や苦情を解決する体制

さまざまな手段により利用者の生の声を収集し、施設運営に反映させます。利用者から要望や苦情があった場合は、それを受けた職員が園長に報告し、職員・スタッフ間で話し合い、速やかに回答します。これら要望や苦情とその結果や対応策は原則、個人情報を除き、施設内やホームページで公表します。

(イ) モニタリングのさまざまな手段

- a 利用の終了後には施設サービスや管理状況などの満足度、及び教室プログラムや

指導方法などの満足度をアンケート形式で回答していただき、業務や事業の改善活動のデータとして活用します。

- b 施設内に「ご意見箱」を設置し、利用者からのご意見・ご要望等をいつでも自由に記入できる環境を整備します。

いただいたご意見・要望に対しては、統括管理責任者である園長が責任を持って回答し、施設内示板やホームページ内で公表し、具体的な業務改善を図ります。

- c 横浜市のコールセンターに設置されているご意見ダイヤルを積極的にPRします。利用者等からの意見や要望があった場合は迅速に対応するとともに、ご意見ダイヤルの内容やその結果を館内に掲示します。
- d 当体育協会ホームページからも、赤城林間学園への要望や質問を受け付けます。
- e 赤城林間学園の円滑な施設運営を行うために、運営協力会をはじめ、昭和村役場や赤城観光協会などの町内団体と個別に意見交換会を実施し、よりよい学園づくりに反映させます。

(2)セルフモニタリング

ア 公正中立なセルフモニタリングの実施

(ア) 事業評価シートを活用した進行管理

利用にかかる収入や利用人数についての提案内容を着実に実行するために、赤城林間学園では事業評価シートを用いた進行管理を行います。これにより、正確な利用状況分析を行うことが可能となります。

(イ) 野外施設長会の実施

業務水準の維持向上のため、定期的に当体育協会が管理運営する野外施設の施設長と事務局本部による会議を行います。会議では連絡事項を伝達して情報共有を図るだけでなく、各施設で起きた事例や問題を題材に話し合い共通課題の解決に向けた検討を行います。

(ウ) 事業評価会の実施

園長と事務局本部とで「事業評価会」を四半期毎に実施します。ここでは、次の点についてチェックを行い業務改善につなげていきます。

(エ) 事業執行拡大会議の開催

上記事業評価会の結果をもとに、当体育協会本部役職員をメンバーとした事業執行拡大会議を年4回開催し、組織全体として、赤城林間学園の業務改善に繋がります。

9 特記内容

(1)昭和村地域活性化のパートナーとして

当体育協会は25年間に及ぶ赤城林間学園の運営において、昭和村との草の根交流や双方のPR活動、地元事業者と連携したサービスを通して蓄積した地域共生のノウハウがあります。このノウハウを生かし、第2期指定管理においても昭和村の地域活性化のパートナーとして積極的に活動していきます。

ア 昭和村の事業を協働推進

(ア) やさい王国昭和村のPR

赤城林間学園では、昭和村の観光資源である野菜の収穫体験や食文化体験などを実施します。また、給食には赤城林間学園近郊の地場産食材を多く使用しており、今後も市民へ昭和村の魅力をPRしていきます。

(イ) 昭和村の四季を紹介

赤城林間学園のホームページに四季折々の赤城の様子を紹介するコーナーを設けます。昭和村役場等と相互リンクし、近郊の観光施設や自然の様子を紹介し、利用者が赤城林間学園を拠点とした多彩な活動ができるようにします。

イ 地産地消の取組で地域活性化に貢献

赤城林間学園で購入する食材等は、地場産物を取り扱う地元業者と優先的に取引し、地域経済の活性化に寄与します。

(2)昭和村児童受入事業への取組

体育協会は、「教育施設協力町村児童受入事業」として昭和村内小学校の児童を横浜市内に招待する事業を、自主財源と横浜市教育委員会からの補助金をもとに実施します。

(3)野外活動普及・振興のための人材育成

体育協会は、スポーツ人材養成事業の一環として、地域や学校、職場等で野外活動の指導を行うための「横浜市アウトドアリーダー講座」を開催します。

赤城林間学園では、実習の受け入れを通してパートナースタッフとして活躍してもらい、利用団体に良質な自然体験の場を提供しています。サービスや野外活動を指導する実践の日常業務を通して、職員が接客、指導技術、安全と救急対応などの研修を実施しています。

また、体育大学や体育専門学校と連携し、教員や社会体育指導者を目指す学生のインターンシップの受入を積極的に行います。

(別表 1)

平成25年度 横浜市少年自然の家 赤城林間学園「自主事業」

(1)教室事業

事業名	開催期間	対象	内容	人数	参加費(一人) ※傷害保険料含む	募集期間
赤城さわやか滞在記 (新緑編)	4月27日(土) ～4月29日(祝月)	小学生以上と保護者	野外炊事(バーベ キュー)、苺狩り、ハイ キング、クレープ作り ほか	60	中学生以上 12,000円 小学生 9,000円	3月15日(金) ～4月10日(水)
先生のための プレキャンプ	5月4日(祝土) ～5月5日(祝日)	横浜市内の 小・中学校の先生	野外炊事、ウォークラ リー、うどん・こんにゃ く作り体験ほか	60	5,500円	3月21日(木) ～4月15日(月)
尾瀬ハイク (夏の高原植物編)	7月20日(土) ～7月22日(月)	小学生以上と保護者	尾瀬学習、尾瀬ハイ ク、温泉入浴ほか	25	中学生以上 13,000円 小学生 9,000円	6月1日(土) ～6月25日(火)
キャンプ入門 と里山散策 (昆虫探し)	8月16日(金) ～8月18日(日)	3歳以上の子ども と保護者	テント宿泊体験、野外 炊事、魚のつかみ取 り、ぐんま昆虫の森ほ か	50	中学生以上 12,000円 小学生 8,000円 3歳～未就学児 4,500円	7月1日(月) ～7月20日(土)
尾瀬ハイク (紅葉編)	9月14日(土) ～9月16日(祝月)	小学生以上と保護者	尾瀬学習、尾瀬ハイ ク、温泉入浴ほか	25	中学生以上 13,000円 小学生 9,000円	8月1日(木) ～8月25日(日)
秋の実り収穫ツアー	10月12日(土) ～10月14日(祝月)	3歳以上の子ども と保護者	野菜狩り、果物狩り、う どん打ち体験、アップ ルパイ作りほか	50	中学生以上 12,000円 小学生 9,000円 3歳～未就学児 4,500円	9月1日(日) ～9月25日(水)
大人のキャンプ	11月22日(金) ～11月24日(日)	大人	そば打ち体験、創作 活動体験、ゆるウォー ク、ワイナリー見学ほ か	40	15,000円	10月1日(火) ～10月25日(金)
冬を楽しむ 家族の集い	1月11日(土) ～1月13日(祝月)	3歳以上の子ども と保護者	雪を使った野外活動、 餅つき、クラフトほか	60	中学生以上 12,000円 小学生 9,000円 3歳～未就学児 4,500円	11月21日(木) ～12月10日(火)
スキー&スノボ in赤城	3月27日(木) ～3月29日(土) 事前説明会 3月2日(日) 平沼記念レストハウ ス(予定)	小学4年生 ～中学3年生	スキー&スノーボード の練習、ゲーム、クラ フトほか	50	中学生 31,000円 小学生 30,000円 (リフト券代含む)	1月16日(木) ～2月15日(土)

(2) 飲食事業

内 容		料 金	単 位	提供方法
特別料理	赤城御膳	2,000円	1人分	予約販売、夕食時の追加料理
	きのこ鍋	2,000円	4人分	予約販売、夕食時の追加料理
	焼き魚(岩魚・山女・虹鱒)	500円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	天ぷら盛り合わせ(季節の山菜)	500円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	おでん盛り合わせ	500円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	こんにゃく田楽	300円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	さしみこんにゃく	200円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	もち豚トンカツ	500円	1皿	予約販売、夕食時の追加料理
	ぼたん鍋	3,000円	4人分	予約販売、夕食時の追加料理
	鴨鍋	3,000円	4人分	予約販売、夕食時の追加料理
	豆乳鍋	3,000円	4人分	予約販売、夕食時の追加料理
飲料・その他	500mlペットボトル飲料 (お茶・ジュース類)	150円	1本	予約販売
	250ml紙パック飲料 (お茶・ジュース類)	120円	1本	予約販売
	夜食セットA (菓子パン+飲み物)	250円	1セット	予約販売
	夜食セットB (おにぎり+飲み物)	250円	1セット	予約販売
	夜食セットC (菓子パン+飲み物+果物)	350円	1セット	予約販売
	夜食セットD (おにぎり+飲み物+果物)	350円	1セット	予約販売
	氷	240円	1袋	予約販売
	おやつA	100円	1袋	予約販売
おやつB	150円	1袋	予約販売	
野外炊事食材	朝食パンセット	450円	1人分	予約販売、野外炊事用
	カレーセット	550円	1人分	予約販売、野外炊事用
	焼きそばセット	500円	1人分	予約販売、野外炊事用
	トン汁セット	500円	1人分	予約販売、野外炊事用
	だんご汁セット	500円	1人分	予約販売、野外炊事用
	バーベキューセット	700円	1人分	予約販売、野外炊事用
	ディナーカレーセット	700円	1人分	予約販売、野外炊事用
	野菜サラダセット	200円	1人分	予約販売、野外炊事用
	ディナーバーベキューセット	1,500円	1人分	予約販売、野外炊事用

(3)物販事業

(税込み)

内 容		料 金	単 位	提供方法
生活用品	軍手	40円	1双	事務所販売
	タオル	140円	1枚	事務所販売
	歯ブラシセット	180円	3本組	事務所販売
	シャンプー・リンスセット(小)	350円	1個	事務所販売
	マッチ	20円	1箱	事務所販売
	食品ラップ	140円	1個	事務所販売
	アルミホイル	110円	1個	事務所販売
	食品保存袋(大) 15枚入	25円	1枚	事務所販売
	食品保存袋(中) 25枚入	20円	1枚	事務所販売
	虫除けスプレー 200ml	650円	1個	事務所販売
	乾電池 単1 2個パック	210円	1パック	事務所販売
	食器洗い洗剤	230円	1本	事務所販売
	クレンザー	240円	1本	事務所販売
	木炭 3kg	400円	1箱	事務所販売
	着火剤	400円	1本	事務所販売
	洗濯洗剤	130円	1袋	事務所販売
	ごみ袋 45L 10枚入り	140円	1袋	事務所販売
	ビニール袋 (100枚入)	700円	1袋	事務所販売
	千年の水(昭和村産)	130円	1本	事務所販売
	自動販売機(屋内設置1台)		120~150円	1本

(4)その他事業(レンタル等事業)

(税込み)

内 容	料 金	単 位	提供方法
ソリ	200円	半日	
バーベキューコンロ	500円	半日	キャンプ場1泊2日
ディスクゴルフ	300円	1回	日帰り利用者
ディスクゴルフ	200円	1回	宿泊利用者
ディスクゴルフ	100円	1回	学校利用
コピー(白黒)	20円	1枚	
コピー(カラー)	100円	1枚	
熱風オイルヒーター(午前使用)	1,500円	1台	
熱風オイルヒーター(午後使用)	2,000円	1台	
熱風オイルヒーター(夜使用)	1,000円	1台	

(5)その他事業(利用促進イベント事業)

(税込み)

日 程	料 金	内 容
お正月のフリープラン 12月29日(土) ～1月3日(木)	中学生以上 2,600円 小学生 1,800円 3歳～未就学児 1,500円	家族・グループ対象【1泊2食付】 学園食・特別料理、シーツ、光熱水費、お土産 オプション:昼食(学園食・弁当) 延泊は1泊につき300円引き

日 程	料 金	内 容
年末年始のゆるリズムプラン 12月28日(土)～30日(月) 12月29日(日)～31日(火) 1月1日(祝水)～5日(日)	1泊2日 中学生以上 3,800円 小学生 3,600円 3歳～未就学児 3,300円 0歳～3歳未満 600円 2泊3日 中学生以上 7,400円 小学生 7,000円 3歳～未就学児 6,400円 0歳～3歳未満 900円	家族・グループ対象 学園食・特別料理、シーツ、光熱水費 お土産 オプション:昼食(学園食・弁当)

日 程	料 金	内 容
フリープラン 11月2日(土)～4日(月) 12月21日(土)～23日(祝月) 1月18日(土)～19日(日) 1月25日(土)～26日(日) 2月1日(土)～2(日) 2月8日(土)～9日(日) 2月15日(土)～16日(日) 2月22日(土)～23日(日) 3月1日(土)～2日(日) 3月8日(土)～9日(日) 3月15日(土)～16日(日) 3月21日(祝金)～23日(日)	光熱水費1泊 横浜市内 500円 " 市外 700円	家族(横浜市内)・グループ(市内、市外)対象

日 程	料 金	内 容
昭和村のこどもデイキャンプ 10月～3月の毎月第3日曜日 全6回	村内小学生 1,200円	昼食、クラフト代等、光熱水費、保険

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家赤城林間学園

収支予算書

1 指定管理・収入の部(平成 25 年度)

(1)収入 ※指定管理経費を除く。

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
利用にかかる料金収入 (A)			37,541,000
項 目	給食費	学園給食収入	28,614,000
	プログラムにかかる材料費等	コピー代、クラフト代収入等	795,000
	シーツ洗濯代	シーツ利用収入	3,687,000
	薪代	野外炊事用薪代、キャンプファイア用薪・丸太代収入	597,000
	光熱水費	市外利用者光熱水費実費負担収入	2,291,000
	自主事業収益還元分		1,557,000

(2)指定管理経費を含めた収入合計

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
利用にかかる料金収入 (A)			37,541,000
指定管理経費 (B)			74,328,000
収入合計 (A) + (B)			111,869,000

※ 指定管理経費(B)は税抜き処理の金額とする。

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家赤城林間学園

収支予算書

2 指定管理・支出の部(平成 25 年度)

		積算内訳	合計金額 (円、税抜き)
① 維持管理運営費用			111,869,000
項 目	人件費	給料(所長1人・常勤職員3人)	34,795,000
		その他(給付・手当・福利厚生費)	2,205,000
		賃金(アルバイト2人)	1,080,000
	設備管理費	設備保守点検	3,760,000
	保安警備費	機械警備	179,000
	外構・植栽管理費	植栽管理	836,000
	廃棄物処理費	一般廃棄物処理	667,000
	報償費	夏期スタッフ謝金	224,000
	旅費交通費 ※	職員業務出張等	200,000
	消耗品費	事務用品、衛生用品、厨房用品等	1,429,000
	燃料費	灯油、ガソリン、軽油等	4,132,000
	印刷製本費	申請書等印刷	50,000
	修繕費	小破修繕	1,913,000
	通信運搬費 ※	電話料、インターネット使用料等	530,000
	支払手数料 ※	寝具洗濯、振込手数料等	1,700,000
	保険料	施設賠償保険等	262,000
	広報費	パンフレット等	10,000
	使用料・賃借料	コピー機等	492,000
	委託料	厨房管理業務、定期清掃等	18,600,000
	備品購入費	厨房備品、活動用備品	350,000
	公租公課費	契約用印紙、自動車税等	181,000
	光熱水費	電気料、ガス代	7,880,000
	食糧費 ※	夏期スタッフ食費	10,000
	会費・負担金 ※	簡易水道協会負担金等	79,000
	間接事務費 ※		3,165,000
	給食費 ※		22,892,000
	材料費等 ※		636,000
シーツ代 ※		3,134,000	
薪代 ※		478,000	

※=その他

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家赤城林間学園

収支予算書

3 自主事業・収入の部(平成 25 年度)

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
② 自主事業による収入			7,825,000
項 目	教室事業	教室参加料	4,597,000
	飲食事業	特別料理、食材、飲み物等販売収入	2,208,000
	物販事業	物品販売収入	438,000
	その他	イベント収入、公衆電話料収入、レンタル収入	582,000

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家赤城林間学園

収支予算書

4 自主事業・支出の部(平成 25 年度)

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
② 自主事業による経費			7,825,000
項 目	教室事業	教室用消耗品、原材料費、使用料及び賃借料、通信運搬費 食糧費、印刷製本費、講師謝金 他	3,555,000
	飲食事業	特別料理等原材料費	1,874,000
	物販事業	自動販売機目的外使用料、販売品購入 他	368,000
	その他	公衆電話使用料(通信運搬費)、携帯電話アンテナ用電気代、 支払手数料、イベント事業使用料及び賃借料 等	471,000
	指定管理事業還元支出	自主事業の収支差額を指定管理経費に繰入れ	1,557,000

**少年自然の家
南伊豆臨海学園**

平成25年度 事業計画書

指定管理者 公益財団法人横浜市体育協会

1 南伊豆臨海学園の管理運営の基本的な考え方

私たちは、公共サービス基本法に則り、南伊豆臨海学園の位置づけ、関連行政施策、重点課題等を踏まえ、次のとおり3つの基本方針と5つの運営方針、さらに15のアクションを定めました。これら基本方針などにに基づき、南伊豆臨海学園の指定管理事業に取り組んでいきます。

(1) 3つの基本方針

【基本方針1 南伊豆ならではの自然を活かし青少年を育む「成長空間」を創ります】

南伊豆臨海学園が立地する南伊豆町には、南伊豆ならではの海、山、観光資源など、自然体験活動を展開する上での、豊富な資源があります。

私たちは、地元人材・市民ボランティアとの連携・協働により、これら資源を活用したカッター訓練、磯の生物観察など南伊豆ならではの魅力満載の自然体験活動プログラムを展開していきます。こうした事業を通して、小・中学校の「総合的な学習」を支援するなど、様々な青少年の「成長空間」を創出していきます。

【基本方針2 施設を最大限に活用しその価値を高めます】

南伊豆は、都会生活では味わうことのできない、四季折々の景観を演出してくれます。春から秋の海はきれいで水温も高く、波・うねりが少ないなど、海の活動には最適です。

私たちは、学校・青少年団体の利用が少ない時期に、誰もがこのような「非日常的空間」を体感できる魅力ある教室事業、旅行業者との事業提携、年末年始の開園日拡大など、自主事業を拡充し、「自然体験活動の普及・振興の拠点」としての南伊豆臨海学園の価値を高めていきます。

【基本方針3 「人」と「環境」に優しい運営を遂行します】

私たちは、職員会議や利用者との打合せにおける安全対策の徹底、食の安全確保、施設・設備の日常点検、修繕履歴の記録、ユニバーサルデザインを踏まえたサービスの提供など、これまで蓄積した経験、ノウハウをもとに安全・安心・快適な施設環境を創出していきます。

また、グリーン電力の購入など地球環境に優しい施設管理を進めるとともに、「横浜市脱温暖化行動指針」に即した行動の実践、環境学習の実施などを通して、環境問題克服に向けた市民の自発的行動を促してきます。

(2) 運営方針に基づく15のアクション

運営方針1 地元・市民との連携・協働による施設運営

アクション（実施策）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①「総合的な学習」をサポート②南伊豆ならではの自然体験活動等を提供③地元人材の活用と地元経済の活性化④横浜市と南伊豆町の友好関係をサポート⑤市民ボランティアの養成 |
|---|

運営方針2 利用者目線に立った施設運営
アクション（実施策） ⑥ユニバーサルサービスの充実 ⑦ネットワークを駆使し、効率的なPR活動を展開

運営方針3 効率的・効果的なマネジメント
アクション（実施策） ⑧職員の資質向上と資格認証等の取得 ⑨PDCAサイクルによるマネジメントの推進 ⑩モニタリングの仕組みの整備

運営方針4 安全・安心な快適空間の提供
アクション（実施策） ⑪コンプライアンス活動の徹底 ⑫安全管理体制の強化

運営方針5 持続可能な社会の実現に向けた管理運営
アクション（実施策） ⑬ライフサイクルコストの縮減 ⑭環境に配慮した施設管理 ⑮環境行動を促す事業の実施

(3) 年次計画の概要及び年度達成目標

年度	年度方針	主な取組	年度達成目標
25年度	市民ニーズや情勢の変化による今後の施設の在り方を踏まえた運営改善計画の策定	・これまでの取組の推進 ・課題への対応策の立案・試行	実利用者 10,656人 (過去3か年平均の4.5%増)

2 コンプライアンス

南伊豆臨海学園では、事務局本部施設運営課が定期的開催する野外施設長会に園長が出席し、ここで入手したコンプライアンス情報や、コンプライアンスに関する事例研究の成果などをミーティングで周知徹底していきます。

(1) コンプライアンスについての基本的な考え方と対応策

横浜市の管理代行者としての職員倫理の確立や、南伊豆臨海学園に対する組織としてのバックアップ体制を整え、個人情報保護・情報公開・行政手続や、企業倫理・公共精神・社会的規範を含め、“コンプライアンス”を遵守します。

ア コンプライアンスプログラム（法令遵守計画）を策定し、南伊豆臨海学園を含む施設及び事務局本部におけるコンプライアンス体制を強化します。

イ 公益通報者保護法に基づき当体育協会職員等からの法令違反行為等に対する相談及び通報の処理体制を整備します。この体制の運営組織としてコンプライアンス委員会を設置・開催するとともに、顧問弁護士等による監査も含めた包括的なコンプライアンス活動を行います。

ウ 指定管理者として関連性があると見込まれる新しい法制度導入への対応も、内部規程・要綱を迅速に定め、会議や通達等により周知徹底します。

(2) 遵守すべき法令等への厳格な対応

指定管理者として遵守すべき法令等に対しては、関係規程やマニュアルに基づく適正な運用を堅持するとともに、プライバシーマーク取得等の高度な体制を維持します。

ア 南伊豆臨海学園の利用申請に対する使用許可や利用制限をするときは、横浜市行政手続条例、地方自治法及び行政不服審査法を遵守します。

イ 個人情報の保護に関する法律の適用を受ける個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律の規定以上の措置を定める、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合した保護措置を要綱に基づき講じていきます。

ウ 個人情報取扱事業者の義務として、次のとおり総合的かつ詳細な情報管理対策を実施します。

- 法令に準拠した個人情報保護方針の策定及び公表
- 「横浜市個人情報の保護に関する条例」「同条例施行規則」に対応した当体育協会独自の個人情報保護規定等の制定及び公表
- 個人情報の特定及び利用目的の明確化
- 個人情報保護事務局、個人情報保護内部監査事務局の設置
- 個人情報保護管理責任者、個人情報保護監査責任者の選任
- 個人情報保管場所への入退出の管理／盗難予防対策／情報機器の施錠・固定化・持ち出し禁止
- 認証アクセス管理／情報の暗号化／不要データの廃棄・完全消去／不正ソフトの使用禁止
- 教育研修の徹底と個人情報保護・文書管理マニュアル整備
- 委託先への個人情報保護審査
- 個人情報保護に関する相談窓口の設置と適切・迅速な対応

エ 横浜市情報公開条例に準拠した当体育協会独自の規程を整備し、市民からの情報公開請求に対してこの規程に基づき適切に対応します。

また、予算、決算などの経営情報のほか、事業計画書や事業報告書、利用者からの意見等の情報については施設で閲覧し、市民への説明責任を果たします。

(3) 指定管理者に課される守秘義務の徹底

利用者及び職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報等、守秘すべき様々な情報を外部等に漏洩させないため、守秘義務・懲罰に関する規定を含む就業規程や、情報管理規程を整備します。

併せて、内部監査に加え、外部監査も導入し、適正な情報管理体制を堅持します。

(4) 適正な経理処理と業務監査体制の充実

公益財団法人横浜市体育協会経理規程に基づき、不正行為が起きないような多重チェック体制の構築等により適正な経理処理を行います。施設における現金の取り扱いや物品等の購入手順など、具体的なマニュアルを作成し、全ての職員が適正な取り扱いはできるよう内部監査、外部監査等の体制を堅持します。

ア 公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規程等に準じて、各種経理関係規程及び独自の経理事務マニュアルを策定します。

これに基づき日常業務を遂行するとともに、定期的開催する内部経理研修による職員の能力開発に努め、より適正な経理処理を実施します。

イ 当体育協会業務内部監査要綱に基づき、内部監査員による監査を毎年定期的実施します。この監査により業務の点検及び改善についての提言を受け、業務の適正化・効率化を図ります。

ウ 南伊豆臨海学園を含む当体育協会の経理処理については、公認会計士による外部監査（会計監査等）を四半期毎に実施し、公正性、公益性を確保します。

また、業務監査については、「外郭団体監査」「外郭団体等経営改革委員会による評価」「特定協約団体経営評価委員会による評価」などの、外部監査を受けます。

エ 職員に不当、不正な行為等が認められた場合の懲戒処分については、当体育協会就業規程において明確に定めて、不当、不正な行為等の態様に応じ、戒告・減給・停職・免職といった処分を行い、厳正に対応します。

オ 園長が静岡県警察の委託を受けた（財）静岡県暴力追放運動推進センターが開催する暴力団及び行政対象暴力等への対処方法の講習会「不当要求防止責任者講習」を受講し、そこで得た情報を職員全員で共有します。

(5) 公益法人としての社会的責任(CSR)への真摯な取組

社会の構成員として、環境保全、人権擁護、労働環境、利用者保護、社会貢献などに取組みます。

特に、地球温暖化防止への取組みも重要な課題と考えており、南伊豆臨海学園においても、CO₂（二酸化炭素）排出量を把握するとともに、その削減にも努めます。職員一人ひとりが社会的責任に対する意識を高めていくことが重要であることから、研修制度も確立します。

3 施設の効用の最大限発揮

(1) 障がい者や高齢者への配慮

私たちは、南伊豆臨海学園のすべての利用者が満足できるよう、日々の改善や工夫に励むほか、研修による職員個々人の意識やスキルを向上させます。

ア 市民の平等な利用を確保するため、ロナルド・メイスが唱えたユニバーサルデザインの7原則を踏まえ、法令の遵守はもとより年齢や能力などにかわりなく、誰にでも平等なサービスを提供します。

イ 全ての利用者にユニバーサルサービスを実践するとともに、利用者に公平でより良いサービスを行うため、利用者から意見等をいただき、職員研修を通してサービスの向上を図っていきます。

ウ 職員誰もが日頃の業務の中で差別的な言動や態度を決してとることがないように、事務局本部に人権啓発推進者を設置するとともに、委託先も含めて全職員を対象とした人権研修を実施します。南伊豆臨海学園では、人権研修を踏まえ、職員会議を利用して職場内研修を定期的に実施します。

(2) 利便性向上のための取組及び体制

私たちは、利用者本位のサービスが効率的・効果的に提供されるよう、サービス水準の向上に向け、利用者の要望・意見を聴き、利用者本位の運営に繋げていきます。

ア PDCAマネジメントサイクルによる継続的な業務改善運動を行い、利用者満足度の高いホスピタリティ溢れる施設運営を遂行します。施設を実際に利用した人たちに対し、アンケートを実施しているほか、学園内では「ご意見箱」を設置して自由に意見を投書できるようにしています。また、ホームページでも意見を伝えられる体制を整えています。

回収したアンケート結果は集計・分析を行い公開します。寄せられたご意見やご要望については、速やかに職員間で話し合い本人に回答するとともにその結果を公表します。

イ 快適性・利便性向上のための取組として、横浜市体育協会職員研修計画に位置づけられている接客研修をはじめ、「お客様接客マニュアル」をもとに朝のミーティングにおいて、日常的に接客に関するOJTを実施します。

ウ 新たにインターネットによる申請手続を導入することで、瞬時に申込みが可能となり、利用者の利便性を飛躍的に向上させます。

エ 給食やシーツなどの必需品及び自主事業で行う特別料理や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどは、受益者負担の原則を踏まえつつ、安価で質の高いサービス提供を行うとともに利便性の向上を図る利用者支援を行います。

(ア) 利用にかかる必需品のサービス

a 南伊豆を感じる給食

海の幸、山の幸に恵まれた南伊豆の新鮮な食材を使った給食を提供します。昼

食は、利用団体のプログラムに合わせてお弁当に振り替える柔軟な対応を行います。

提供料金は、指定管理期間内は据え置くように設定し、安定

した質の維持と利用者のニーズに対応したメニュー作りを実現します。

利用申込み時の食数は、利用開始日の前日 16 時まで全日程分の変更を受付けます。

■給食料金

税込

	朝 食	昼 食	夕 食
中学生以上	450円	500円	700円
小学生	410円	460円	680円
3歳児～未就学児	350円	400円	550円

b 南伊豆臨海学園オリジナルのクラフト

南伊豆臨海学園で提供するオリジナルクラフトは、使用する材料や用具を全て用意することにより、利用団体が準備する手間を省き、活動しやすい環境を整えます。材料は年間使用分を一括購入することにより仕入れ価格を抑え、利用しやすい料金に設定します。

c 快適な寝具提供のためのシーツ

敷き布団と毛布、枕をカバーし、寝具を衛生的に利用するためのシ

シーツ洗濯料	260円	税込
--------	------	----

ーツについては、その洗濯をクリーニング業者に委託します。その料金は、指定管理期間内の長期契約により契約単価を抑え、安価で安定的に提供します。

d 野外炊事やキャンプファイア用の薪・丸太

野外炊事やキャンプファイアで使用する薪と丸太は、「大量仕入れが可能」「低価格」の条件を満たす「杉」を使用します。また、資源

■薪・丸太料金

税込

品 名	提供価格
炊事用薪	300円/1束
キャンプファイアセット(薪・丸太)	4,500円/1セット
トーチ棒	100円/1本

を無駄にすることがないように、間伐材や製材した端材を積極的に仕入れます。

近隣の林業の業者から仕入れることにより、単価を抑え、安価に提供します。

e 一般利用者は光熱水費を実費負担

横浜市内の学校の部活動を除く利用は無料ですが、横浜市内の一般団体及び横浜市以外の団体等の利用者には、光熱水費の実費をご負担いただきます。

■光熱水費実費負担金

税込

横浜市民の一般利用	200円/1人1泊
横浜市の外・一般利用	400円/1人1泊

※南伊豆町が主催・共催する事業、賀茂郡に所在する学校については、市内一般利用者と同額とします。

(イ) 自主事業で行う利便性の向上

南伊豆臨海学園での活動で必要となる食材や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどのサービス提供は、自主事業で行い、利用団体の利便性の向上を図ります。サービス内容は、毎年度、モニタリング結果や実績による見直しを行い、常に質の高いサービスを提供します。

(3) 広報・利用促進

チラシの作成や広報紙への掲載、インターネットの活用など、広報媒体を複合的に組み合わせることで、効果的・効率的な広報を行うとともに、利用者拡大のためのサービス提供を行い、利用促進を図ります。

ア 多くの加盟団体を持つ当体育協会ならではの情報ネットワークにより、大規模イベント情報から地域で実施される草の根的なスポーツ情報に至るまで、満遍なくイベント・スポーツ情報を収集しています。

これらの市民にとって有意義なスポーツ情報を、スポーツ情報誌「SPORTS よこはま」(年6回・1回 25,000部発行)や、スポーツ情報ポータルサイト「ハマスポどっとコム」などの媒体で発信しています。

南伊豆臨海学園において実施する教室事業などに関する情報もソーシャルネットワークキングサービス(希望者の登録制によるネット交流のしくみ)などの機能を活用し、効率的に発信しています。

イ 市民の視点に立った分かりやすい広報活動の展開に向け、次の考え方を基本に広報計画を策定します。

- ア 計画的な広報活動の展開
- イ 市民に分かりやすく、確実に情報が届く広報活動の推進
- ウ 積極的な情報提供と各種広報媒体による効果的な情報の発信

(ア) 計画的な広報活動の展開

事務局本部の広報担当者が、教室や事業ごとの募集開始時期や進捗状況を踏まえながら、各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信や情報紙への情報提供など、計画的な広報活動を展開します。

【重点広報事項】

- 学校・青少年団体の利用促進
- 自然体験教室事業の推進
- 閑散期の利用促進

	名称	発信元	春	夏	秋	冬
			年間を通じて教室の掲載			
情報掲載	広報よこはま(区版)	横浜市(区)	夏期抽選会			
	SPORTSよこはま	横浜市体育協会	年間を通じて利用案内・教室募集を適宜掲載			
	フリーペーパー	各種発行者	年間を通じて利用案内・教室募集を適宜掲載			
印刷物配布	施設リーフレット	横浜市体育協会(各施設)	年間を通じて随時配布			
	教室・イベントチラシ	横浜市体育協会(各施設)	教室案内「自然と遊ぼう」配布(年4回)			
			★	★	★	★
			年間を通じて教室チラシ・イベントチラシを配布			
インターネット	施設ホームページ	横浜市体育協会(各施設)	随時更新(ログあり)			
	ハマスポどっとコム	横浜市体育協会	随時更新(ログあり)			
	横浜市 広報印刷物公開システム	横浜市	年間を通じて教室・イベントチラシを掲載			
関係機関	加盟団体	横浜市体育協会	年間を通じて利用案内を随時配布			
	近隣学校等	横浜市	年間を通じて学校ポストを利用しチラシ等を配布			

(イ) 確実に情報が届く広報活動の推進

- a 小・中学生以外の一般市民でも参加できる南伊豆臨海学園の事業の参加者募集を行う際には、横浜市全戸に配布され、市民の情報の入手手段として身近な「広報よこはま」を積極的に利用します。
- b 施設に関する利用案内や施設内外の写真を載せたリーフレットを作成し、市役所・区役所や各公共施設等 70 箇所で配布依頼を行うとともに、青少年関係者向けの会議・イベント開催時に配布することで、施設の認知度を高めます。
- c 教室案内チラシやイベント案内チラシは、事業ごとに作成するほか、当体育協会が管理運営する他の野外活動施設と合同で発行する「自然と遊ぼう」を年4回発行し、市役所・区役所、市内公共施設等、PRボックスなどで配布します。
- d 横浜市内の駅や街頭で配布されるさまざまなフリーペーパーに野外活動情報を掲載し、施設の認知度を高めるとともに新たな利用者の獲得を目指します。

ウ インターネットの活用による積極的な情報提供

横浜市のスポーツ情報サイト「ハマスポどっとコム」をはじめ、南伊豆臨海学園のホームページに誰でも容易にアクセスできる環境を整えています。料金、利用時間、各種教室プログラム・イベント・休館日の案内をインターネットで配信し、その情報をタイムリーに更新します。

エ 総合力を活かした広報

- (ア) 当体育協会の72の加盟団体のネットワークを活かし、学校体育団体・地域団体・種目団体等に対し、施設パンフレットの配布や団体利用案内を行います。また、事務局本部から子ども向けイベント等の開催情報を入手し、それを加盟団体に配布することで、特定多数への的を絞った広報活動を実施します。
- (イ) 学校利用を増やすため、横浜市教育委員会を通じ、学校へのプログラム提案を含めた利用案内の送付を行い、体験学習を企画する教職員へのPRを行います。
- (ウ) 青少年指導員や体育指導委員といった地域指導者の会議において、施設リーフレットや教室チラシを配布するなど南伊豆臨海学園の利用を促す広報活動を実施します。

オ 利用促進計画

- (ア) 横浜市少年自然の家条例及び同施行規則で休園日と定められている12月28日から1月4日までは、横浜市の承認を得た上で、冬休みの家族利用の場所としての利用を受け付け、利用者の拡大を図ります。
- (イ) 南伊豆臨海学園の閑散期(11月～3月上旬)や団体利用に支障のない日に、周辺の自然のすばらしさを体感できる教室事業を実施し、個人や家族で利用できる機会を積極的に提供します。
- (ウ) 対象に応じた利用促進活動の展開
 - a 団体が利用しない期間の週末などに、一般の家族や友人同士など小規模な人数でも利用可能な日程を設け、グループ利用を促進します。

また、観光協会のイベントや町営温泉施設「銀の湯会館」とのセット利用プランなど、一般利用者にも魅力的な宿泊利用を広くPRしていきます。

また、最近南伊豆周辺ではバイク愛好者によるツーリングが多くみられており、ツーリングでの宿泊先として利用可能な日程を設けるなど、一般利用者にも魅力的な宿泊利用企画を広くPRしていきます。
 - b 中学校体育連盟や競技団体など当体育協会の加盟団体に、学園を利用した合宿モデルプランを紹介し、団体利用の促進を図ります。

利用団体には地元のグラウンド・体育館などの公共施設を学園職員が仲介して予約を代行し、学校部活動等の合宿をサポートします。
- (エ) 空き部屋の有効活用

市民の利用の少ないときなどには、市外の学校や団体の利用を受け入れます。部屋の空き状況や活動状況によって、少人数グループなども積極的に受け入れ、施設の有効活用を図ります。

なお、市外の利用者からは、光熱水費として1泊400円の料金を徴収し、それを維持管理経費に充当します。
- (オ) 南伊豆の観光情報も発信

南伊豆町役場や南伊豆町観光協会と連携し、石廊崎や下賀茂温泉などの南伊豆町内観光施設のチラシをそろえるほか、ホームページでは相互でリンクを貼り、

施設利用者が気軽に南伊豆町の観光情報を知ることができるようにします。また、観光施設と提携し割引券を用意し、利用者に配布します。

地元で生活する職員だからこそ知っている絶好の釣りポイントや、美味しい地元産の料理情報など南伊豆町の観光ポイントも積極的に案内します。

(4) 利用者支援策

南伊豆の美しい、野趣あふれる海で展開される様々な自然体験活動は、横浜では味わえないものばかりです。私たちは、この「楽しさ」に「安全・安心・快適」を加えた施設環境を創出し、市民に提供します。

ア 安全・安心・快適のための支援体制

南伊豆臨海学園には、自然体験活動等に関する専門的な知識や技術を持ち、ホスピタリティ溢れる対応を実践する職員を配置します。その職員が、食事や宿泊室など施設利用に関する支援業務及びプログラムの提供にあたっての助言や指導を行います。

(ア) 利用団体の特性に応じた段階的な利用者支援

a これまでの豊富な経験とノウハウを持ち、南伊豆臨海学園の管理運営に精通する全職員が、市民からの施設利用や予約受付についての相談に対して一つひとつ丁寧に応えます。

また、ホームページやリーフレットなどでは、画像や分かりやすい表現で南伊豆臨海学園を紹介し、その魅力や利用方法を詳しく伝えます。

b 利用団体が提出する使用許可申請書や計画表に基づいて、利用目的や参加者構成に応じた支援のための打合せを事前に行います。南伊豆臨海学園で展開する集団宿泊生活の指導や安全な自然体験活動を計画するための助言は、利用団体の引率指導者と一緒に実際の活動場所などを下見することにより安全対策を万全にします。

c 毎朝の活動前には、引率指導者との打合せを行い、当日の天候や子どもたちの体調などを考慮し、プログラムの実施や変更について検討します。

(イ) 利用団体の自主性を尊重した生活指導

利用者への生活指導は、引率責任者が直接行います。職員は、引率責任者に対して利用の手引や事前打ち合わせの中で行う指導・助言に留めます。利用者が計画通りに、そして快適に過ごせるように、食事の準備やシーツの貸出・返却、入浴準備などをサポートします。

(ウ) 資格・経験を持つ専門職員による支援

a 地元で生まれ育ち子浦の海を熟知し、小型船舶の操縦資格を持つ職員が3艇のカッターの艇長として安全第一に指導します。これにより、モーターボートによる安全巡視や万一の際の救難活動を行うとともに、カッターでの外洋航行といった活動も可能となります。

このほかアジの開き作りやハイキングなど、指導技術や案内が必要となるプログラムは、利用者の計画に応じて職員が指導する体制をとります。

b 職員の指導を必要としないプログラムの場合は、施設の備品や道具の貸出し時に職員が使用方法の説明と安全についての注意事項を引率者に確実に伝え、安全管理に関する指導・助言を徹底します。また、活動中の安全確保のため、職員が巡回点検を行います。

c 食物アレルギーがある利用者への除去食の用意や気管支ぜんそくがある利用者への救急対応などについては、担当職員が利用者の状況に合わせて対応します。

(エ) 市民・住民との協働による支援

複数団体が利用する学校の夏休み期間においては、「横浜市野外活動指導者」「野外活動支援ボランティア」として当体育協会に登録している市民ボランティア（パートナースタッフ）との協働により、利用者の安全で楽しいプログラム活動を支えます。

また、小・中学校等の多人数の団体や夏休み中の多くの団体のプログラム指導において、職員だけでは十分な指導ができない場合は、指導技術と経験を持つ地元住民（テクニカルスタッフ）の人材に指導を依頼します。

(オ) 日常的なスタッフの研修体制

利用者への安全・安心・快適な支援を実現するための、接遇、救命手当、個人情報保護、プログラム指導技術などの研修は、全スタッフを対象に日常業務の中で園長が中心となって行います。

イ 利用者目線のプログラム開発

南伊豆臨海学園の自然環境を活かした多種多様な自然体験活動プログラムについては、専門性を有する職員が、利用団体のニーズや特性に応じた開発を行い、利用団体の活動が効果的かつ安全に実施されるよう支援します。

(ア) 利用者ニーズに応じたプログラム開発

利用者アンケートや利用実績に基づき、随時、既存プログラムの見直しや新規プログラムの開発を行います。こうしたプログラムについては、目的やねらい、活動の時間帯や所要時間などの詳細をまとめた活動の手引を作成し、利用団体の引率者との事前打合せでプログラムの紹介、注意事項の伝達などに活用します。

また、ホームページでのプログラム紹介、利用の手引や活動の手引のダウンロードなど、インターネットを活用した利用者支援を積極的に行います。

(イ) 学校カリキュラムに対応した「総合的な学習」への支援

南伊豆臨海学園では、各学校が実施する体験学習の目標やねらいに沿ったプログラムの開発や提供を行い、効果的な学習を支援します。

(ウ) 地元との協力・連携に基づいたプログラム提供

妻良湾の漁港関係者や南伊豆町関係者と密接な関係を築いている職員が、漁業を営む住民とのトラブルを未然に防ぎ、円滑な海浜活動の場を提供します。

(エ) 各世代に対応したアレンジ

主な利用者である学校や青少年団体向を中心としつつ、家族利用の幼児から一般市民も自然を満喫できるよう、既存プログラムの内容や活動場所のアレンジ、学園周辺ハイキングや野鳥探しなど、各世代に対応したプログラムを提供します。

(オ) 周辺観光施設を積極的に活用

南伊豆町の自然豊かな海岸や桜、下賀茂温泉などの観光名所、最寄駅の伊豆急下田駅周辺の水族館や開国の歴史を学ぶ施設など、周辺施設を積極的に活用したプログラムの提案をしていきます。

(カ) 冬の自然体験を積極的にアピール

南伊豆の11月から3月までは、季節風の西風が強く吹き、波が高く海浜活動ができない季節は、例年2月から3月上旬にかけては、桜や菜の花が見ごろとなります。花を鑑賞しながらのハイキングや温泉、といった一般利用者向けの観光スポットを取り入れたプログラムを積極的にアピールし、冬期の利用促進を図ります。

(キ) 環境教育の取組

カッターやシーカヤックから見る海面に浮かぶゴミを題材に、こうした環境行動

へのきっかけとなるヒントや仕掛けを指導中の話の中で伝えていきます。

(ク) 食育の取組

アジの干物作りでは、単に食品をつくるだけではなく、グループワークの特性を活かしながら、体験を通して「食」を考えます。

また、南伊豆臨海学園での規則正しい生活や野外活動などの運動とともに、給食で食事を美味しく、十分な栄養を摂ることにより、「食」について正しく学びます。

ウ 施設の環境と資源を生かした豊富なプログラム提供

南伊豆臨海学園で提供するプログラムは、施設や周辺地域の自然環境を存分に活用した自然体験活動をその内容とするものです。誰もが楽しく、そして安全に体験できる多種多様なプログラムを提供します。

(ア) 海の活動

次の表に掲げたプログラムは、妻良湾や子浦海岸で展開する南伊豆臨海学園のメインプログラムです。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
カッター訓練	4月～10月	妻良湾	小学生～	湾内で漕ぐ練習をし、岩場や外洋を航行
シーカヤック	4月～11月	妻良湾	小学生～	湾内で漕ぐ練習をし、岩場や洞窟を通過する
シュノーケリング	6月～9月	妻良湾	小学生～	岩場でライフジャケットを着用しながら海中を観察
海水浴	6月～9月	子浦海岸	小学生～	浜から30mの区域で泳ぐ(ライフジャケットを着用)
砂浜レクリエーション	4月～10月	子浦海岸	小学生～	浜でビーチバレー、ビーチフラッグ、綱引きなど
ビーチコーミング	通年	子浦海岸	小学生～	湾内の漂流物を使った創作活動(環境教育)
磯遊び	4月～10月	子浦海岸	小学生～	カッターで岩場の上陸し、磯遊びを楽しみながら生物観察
魚釣り	4月～10月	子浦港	小学生～	湾内の波止場でアジ・いわしの回遊魚釣り

(イ) 山の活動

周辺の野山や子浦地区の町を歩きながら、仲間と協力して課題を解決します。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
ハイキング	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺のハイキングコースを歩きながら自然観察
ポイントラリー	通年	学園周辺	小学生～	コマ図の指示に従い課題を解決する集団ゲーム
ウォークラリー	通年	学園周辺	小学生～	図の指示に従い問題を解いていく集団ゲーム
刑事コロンダ事件簿	通年	学園周辺	小学生～	写真をヒントに課題を解決する集団ゲーム
五社めぐり	通年	学園周辺	小学生～	図の指示に従い課題を解決する集団ゲーム
ナイトウォーク	通年	学園周辺	小学生～	照明の届かない森を歩き、静けさを体感する夜の活動

(ウ) 自然観察・環境学習

海と山の自然を観察しながら地球の自然環境を考えます。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
自然観察会	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺を散歩しながら植物を観察
ネイチャーハイキング	通年	学園周辺	幼児～	ハイキングコースを歩き植物観察や野鳥観察する
ネイチャーゲーム	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺をゲームしながら植物の観察
チャレンジ日和山	通年	学園周辺	幼児～	日和山の展望広場で一句、くもの巣づくり、サウンドマップ
磯の生物観察	5月～10月	子浦海岸	小学生～	磯を散策しながら海岸の生物などを観察
海の観察(カッター等利用)	5月～10月	妻良湾	小学生～	カッターから地層や海の様子、磯を観察
子浦今昔ぶらりんこ	通年	学園周辺	小学生～	50問の子浦の自然についての問題を解く集団ゲーム
星空観察	通年	学園周辺	小学生～	ナイトハイキングをしながら星空を観察
蛍観察	6月・7月	五十鈴川周辺	小学生～	学園周辺を散歩しながら双眼鏡で野鳥を観察
植物観察	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺を散歩しながら植物を観察
海ほたる観察	7月・8月	子浦海岸	小学生～	浜辺を散歩しながら夜光虫を観察
昆虫観察	7月・8月	学園周辺	小学生～	昼に昆虫採集の仕掛けを設置し、夜に集まる昆虫を観察

(エ) 野外料理

小学校体験学習で人気の「アジの干物作り」のほか、季節の料理を楽しみます。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
飯ごう炊飯	通年	野外炊事場	小学生～	班活動でカレーやシチュー、ご飯を作る
バーベキュー	通年	園敷地内	小学生～	炭火で地元の新鮮な魚介類を焼く海鮮バーベキュー
餅つき	通年	園敷地内	小学生～	もち米を蒸かして、うす・杵でつく伝統行事
うどん打ち	通年	園敷地内	小学生～	うどん粉をこねて作る手打ちうどん
そば打ち	通年	園敷地内	小学生～	そば粉をこねて作る手打ちそば
小麦饅頭づくり	通年	園敷地内	小学生～	小麦粉をこねて作る手作り饅頭
アジの干物づくり	通年	園敷地内	小学生～	生のアジをさばいて作る干物づくり(250円/2枚)

(オ) 園内活動

キャンプファイアのほかに、雨天時でも実施可能な館内プログラムです。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
キャンプファイヤー	通年	学園敷地内	小学生～	丸太の井桁を組み、炎を囲んでゲーム・ソング・ダンスを楽しむ
キャンドルファイヤー	通年	学園敷地内	小学生～	蜀台の炎を囲んでゲーム・ソング・ダンスを楽しむ
たわしゴルフ	通年	学園内	小学生～	館内で12ホール設置のたわしボールのゴルフ
館内ラリー	通年	学園内	小学生～	館内を指示書に従い問題を解きながらゴールする屋内ゲーム
館内暗闇ラリー	通年	学園内	小学生～	館内の廊下や宿泊室などを利用した肝試し
漁業の話	通年	学園内	小学生～	学園職員や地元漁師による講話

(カ) 創作活動

海草や貝殻など海の自然物を使ったオリジナルクラフトです。

プログラム名	料金	場所	対象	内容
海草のしおり	50円	食堂ほか	小学生～	子浦海岸で採取した海草を使ったしおり
反省鳥	100円	研修室	小学生～	木と竹を使って鳥の頭を動かすおもちゃ
アニマルペンダント	100円	研修室	小学生～	輪切りの木片を張り合わせたペンダント
マスコット人形	100円	研修室	小学生～	輪切りの木片を組み合わせた人形(大)
木ノキオ人形	250円	研修室	小学生～	輪切りの木片を組み合わせた人形(小)
石の飾りづくり	50円	研修室	小学生～	石を素材にしたペーパーウエイト
竹笛	100円	研修室	小学生～	竹でつくるはと笛
竹とんぼ	50円	研修室	小学生～	竹でつくる手作り竹とんぼ
カメの置き物	150円	研修室	小学生～	子浦海岸で採取した貝を使った貝細工
フォースタンド	300円	研修室	小学生～	子浦海岸で採取した貝を使った貝細工
漂着物のミニミュージズ	100円	研修室	小学生～	子浦海岸の漂着物を使った置物
砂の造形・海岸アート	—	海岸	小学生～	砂浜でグループごとに作る砂の造形
サザエキャンドル	100円	研修室	小学生～	サザエの殻でつくるキャンドル
石のペンダント	50円	研修室	小学生～	子浦海岸で採取した石にペイントしたペンダント
アルミ缶マグカップ	50円	研修室	小学生～	空き缶を使ってカップをつくるリユースクラフト

(キ) 体験・展示コーナー

団体利用の自由時間や一般利用者向けのプログラムとして、いつでも体験・見学・学習が可能な活動や場所を用意します。廊下や食堂の壁、ラウンジなどには、漁業の解説やロープ・ワーク用のロープ設置、クラフト作品例の展示をします。

また、図鑑や野外活動に関する図書を整備し、指導者のプログラム計画や利用者の学習に役立つ図書室を整備します。

プログラム名	季節	場所	対象	内容
草花の観察	通年	学園周辺	幼児～	写真集にした周辺の山野草を探しながら歩くセルフ自然観察
ロープ・ワーク	通年	廊下	小学生～	いつでもロープ・ワークできるようにロープを廊下に設置
子浦・漁業の展示	通年	廊下	小学生～	いつでも漁村子浦地区や漁業の学習ができる解説物の展示
読書・資料調べ	通年	図書室	小学生～	自然や野外活動、漁業のことが調べられる図書の設置

(5) 食事提供計画

ア 食事提供計画の基本的な考え方

南伊豆臨海学園が提供する、①給食 ②特別料理及び③野外炊事の全てにおいて、高い安全性の維持とサービスの向上、そして食教育の要素を取り入れた安心・おいしい・楽しい食事を提供します。

イ 高い安全・安心を維持する管理体制

食品衛生法等の法令遵守と責任の所在が明確な管理体制のもと、食物アレルギーや昨今の食の安全問題に配慮した食材の“みえる化”に取り組み、誰もが安心して食事ができる環境を維持します。

(ア) 厨房・食堂の徹底した衛生管理

a 献立作りから喫食まで、食品衛生法及び関係法規の遵守はもとより、「横浜市学校給食衛生管理マニュアル」に準拠して当体育協会が作成した「学園給食衛生管理マニュアル」に則り、食事提供業務における衛生管理を徹底します。

b 施設内の衛生確認や試薬検査など、飲食店等営業施設を対象にした静岡県賀茂保健所による立入検査を年2回受けています。保健所のアドバイスを受けながら食中毒やウイルスの対策を立てるほか、食品別に作業動線を定めるなど、衛生管理を維持しています。

c 厨房・食堂において、日常点検と定期点検で衛生管理維持に必要な全項目を、職員や専門業者により漏れなくチェックしています。

例えば、ウイルス感染及び職員からの施設汚染を防ぐため、「個人別衛生管理点検票」を用いて、厨房職員の日々の健康管理、健康状態の把握を継続的に行っています。

d 食品については、南伊豆臨海学園独自の「検収記録簿」を用いて異物混入等がないか抜き取り検査を実施するとともに、全ての食品の生産地も確認しています。また、野外炊事や食品を扱うプログラムの際には、施設利用者にも手洗いの励行など衛生的な取扱いを呼びかけます。

■ 食事提供業務にかかるその他の検査

	検査名	対象	学園での実施周期 (法定周期)
法定 検査	鼠族、害虫駆除	厨房内	2回実施 (年1回以上)
	水質検査	厨房内	毎月 (年1回以上)
	水質検査 (残留塩素測定)	厨房内	毎日
	受水槽の清掃 状況検査	受水槽内	年1回以上
自主	従事者の検便	栄養士, 厨房職員	月2回実施 (年1回以上)
	検食	給食等	毎日

e 食品衛生に関しては、栄養士だけでなく、厨房職員も伊豆食品衛生協会主催の講習会を受講しています。年度当初には「食中毒防止ビデオ」等で職場研修を実施し、従事する全てのスタッフに衛生保持を徹底しています。

(イ) 円滑な食事提供の実施体制

食事提供に係る職員間の指揮命令系統や業務分担を明確にします。献立作り、指導、厨房設備の管理など食事提供業務一切を栄養士が監督し、安全性と効率の高さを両立した運営を実現します。

a 厨房職員は利用者 40 ～50 人に1人の割合で配置します。学校利用の多い通常期と閑散期で人数や勤務時間を調整し、効率的なシフト勤務にしています。ミーティングでは、厨房職員の健康状態、献立内容、食物アレルギー児童への対応等の注意事項を共有します。

- b 朝・昼・夕の献立別に作成した作業工程表では各工程で清潔・適正に調理が行われているかを常時確認できるよう、ファイルにして厨房に保管します。作業内容を約30分刻みに記した工程表にそって作業をします。

(ウ) 南伊豆臨海学園の食サービス設計

- a 学校利用のときは、2日サイクルで献立を計画します。学校以外の一般利用のときは夏期メニューに変更し、2日サイクルで提供します。献立は、主食、主菜、副菜の基準型にし、基準の栄養所要量と食品構成に近づけます。

学園食は健康に留意し、減塩・薄味ですが、素材独自の味が失われないように心がけます。

- b 厚生労働省が推奨する食事摂取基準による、栄養素と量を考慮したメニューにあわせて、給食の価格は第1期指定管理期間と同様、年齢別の価格設定とします。この設定により、適量の給食を提供し、残飯や作りすぎによる食材の無駄使いを軽減します。
- c 南伊豆臨海学園では、青少年の体力づくりをサポートするため、スポーツ団体や学校の部活動利用を積極的に呼びかけています。当体育協会管理施設の横浜市スポーツ医科学センター監修のスポーツ合宿メニューを用意し、「食」の観点から青少年の健康・体力づくりにも貢献します。

(エ) “みえる” 安心感

アレルギーをもつ児童が増加している現状を重く受け止め、食物アレルギーに配慮した食事作りを行っています。アレルギーがある保護者や学校指導者へ、栄養士が作成した食事の原材料、添加物、標準カロリー、含まれる栄養素などを掲載した成分分析表を事前に渡し、安心して食事ができるように配慮します。

- a 南伊豆臨海学園で提供する給食や特別料理などの全メニューをホームページで公開しています。また、使用する原材料や成分表を公開し、安心感を高めます。
- b アレルギーがある利用者については、担当職員が対応策を検討します。子どもの場合は保護者や教諭からアレルゲンをヒアリングし、食材から調味料、使用器具、調理手順に至るまで注意を払い、事故がないよう食の安全を確保します。
- c 食物アレルギーによる食事の制限がある利用者には、対象食品を取り除いた除去食で提供するほか、重度の場合はヒアリングをもとに献立から個別作成し、調理方法から提供まで徹底した職員間の情報共有により、事故を防止します。

(オ) 調理事故発生時の連絡体制

「緊急連絡体制表」により当体育協会本部や各関係機関に迅速に連絡をします。また事故発生原因については地元保健所等の協力を求め、これを明らかにすると同時に、その原因の除去、再発防止に努めます。

ウ 栄養士によるコンサルティング

自然体験活動や集団宿泊生活での非日常的環境において、利用者(子ども)が体調を整え、バランスよく、おいしく食べられるように、栄養士資格を持つ職員が、利用前からサポートします。

また、利用者と地場産物業者の仲介役として、積極的に南伊豆の食材をPRし、新鮮でおいしい食事を提供します。

(ア) 食サービスの満足度を高める相談役

過去の豊富なデータと実績をもとに、栄養士が学校や団体への食事指導や提案を実施することができます。学校や団体の下見時などにヒアリングを行い、納得がいくまで相談に応じます。

- a 人数や利用形態に応じて、希望の量や品目への変更に対応します。食堂だけでなく、活動にあわせて弁当での提供や野外炊事を提案し、効率よい活動を支援します。
- b アンケートによって蓄積されたデータを分析し、栄養バランスを考慮しながら喜ばれる豊富なメニューの提供や食事方法を提案します。アンケート結果を踏まえ、ご飯、汁物は保温性の高い食缶を使用し、より温かい食事を提供できるように改善しています。

(イ) 地産地消の担い手として

- a 信頼のおける地元の取引業者と連携し、新鮮な食材を安定的に供給していきます。現在も、漁業関係者や農家から常に食材に関する情報を仕入れ、新鮮でおいしい地元産食材を使ったメニューを提供しています。
- b 生産者、取引業者を公表することは、利用者に安心感をもってもらえると同時に、作り手の人への感謝につながるため、生産者の理解・協力のもと、生産者の写真や生産地を掲示するなど「顔の見える食材」を増やし、利用者に提供していきます。

エ 食教育の推進

青少年の食への関心を高め、健康的な食生活への意識付けを行い、横浜市が推進する「食教育」を実践します。南伊豆ならではの地場産物を紹介し、触れることで、地域の食文化も楽しく学んでもらいます。

(ア) 食教育推進計画に基づくアプローチ

食の提供時だけでなく、野外炊事や体験型プログラムのあらゆる場面で、横浜市教育委員会が策定した「食教育推進計画」の推進に寄与します。①食の重要性、②心身の健康、③食品を選択する力、④感謝の心、⑤社会性及び⑥食文化、の観点から指導します。

(イ) 食事バランスガイド(農水省出典)を活用

「食事バランスガイド」を使用し、子どもたちの好みに偏ることなく、健康的な食生活を送るための指導をします。食堂には盛り付け例のほか、食品の栄養素を掲示し、食教育の目標である「食品を選択する力」を身につける契機とします。

(ウ) 大切な「食」のお話

宿泊学習時等の食事の時間には、学校や利用団体からの依頼に応じ、栄養士が食事に関する講義を行います。

(6) 自主事業計画

南伊豆臨海学園で展開する各種の自主事業では、南伊豆の自然を満喫できる教室事業や飲食事業などのサービスの提供を積極的に行います。これらの事業を通して、市民への自然体験活動の機会の拡大・充実及び利用する上での利便性の向上を実現し、利用者の増加を図ります。

サービスの対価としての料金は、できる限り安価に設定するとともに、収益はすべて市民に還元するなど、利益追求の手段とはしない姿勢を堅持します。

(別表1 自主事業 一覧)

ア 多種多様な教室事業の展開

自然の中で遊ぶ体験、異年齢集団で過ごす機会、地域行事の参加、親子のコミュニケーションの時間などが減少した状況にある青少年に、少しでも多くの自然体験の機会を提供し、心身ともに健やかな成長に貢献する教室事業を展開します。

(ア) こども・青少年関連施策の具現化

教室事業は、横浜市が策定する「こども・青少年」に関する施策を実現するための取組を行います。施設職員は横浜市が目指す次世代を担う人づくりを理解・共有し、企画やプログラム指導に専門性や経験・ノウハウを発揮しながら、直接的に市民へ働きかけていきます。

(イ) 公の施設としての教室設計

教室事業は、次年度の学校利用日程が決定した後、青少年団体等の利用機会を制限しない範囲で計画します。特に夏休み中は、団体利用申込や横浜市の局・区の優先利用が多いことから、過去の利用状況の分析に基づいて企画・立案をします。

(ウ) 安心な実施体制

教室スタッフは、園長を統括責任者とし、職員がプログラムやマネジメントの担当ディレクターとして確実な計画と実施の役割を担います。

班リーダーや本部リーダーについては、横浜市野外活動指導者など、日ごろ野外活動施設等で指導している市民ボランティアスタッフの協力を得て配置します。内容や参加者の年齢等に応じて班構成し、職員とともにプログラムの進行や参加者の指導・助言をします。

(エ) 効果的で効率的な広報・PR活動

「広報よこはま」や「Sports よこはま」など公的な広報媒体のほか、写真等を掲載できるチラシやホームページなどの特性を活かした広報を補完的に行うなど、コストを抑えた効果的、効率的な広報・PRを行います。

(オ) 参加者目線の申込方法

参加申込みの方法は、利便性が高いインターネットと往復はがきを基本とします。申込み多数の場合は、横浜市民を優先し、厳正な抽選を行った上で、その結果を電子メールや返信はがきで連絡します。

(カ) 参加者のご意見・ご感想を反映

全ての教室で、参加者へのモニタリングを実施します。モニタリングの方法は、アンケート用紙への選択記入式で行い、年齢層や経験度などの基礎項目のほか、プログラム内容や参加費などの満足度についてのデータを収集します。このデータを基に自己評価を行い、次年度の事業計画に反映させるPDCAマネジメントサイクルを実践します。

(キ) 様々な連携による多様な事業実施

南伊豆町の関係機関をはじめ、当体育協会の総合力を活かした事業連携、旅行者との共同企画などにより、多様な教室企画やプログラム実施を実現します。

(ク) 安全・安心な教室運営

- a 小・中学生だけで参加する教室は、参加者及び保護者を対象にした事前説明会を横浜市内で開催します。
- b 子どもだけで参加する教室は、参加当日に健康チェックカードを提出していただきます。特に参加前からの体調不良や持病・アレルギーなどの情報は、事故・疾病を防止するための重要な情報として、教室が終了するまで職員が責任を持って参加者の健康管理を行います。
- c 参加者と職員を除くスタッフ向けに、日帰りの教室は行事参加型の傷害保険、宿泊を伴う教室は国内旅行傷害保険に必ず加入し、偶発的なけがには、こうした保険で対応します。
- d 台風等の自然災害やインフルエンザの流行などの際は、園長と事務局本部が協議し、実施にあたって安全を確保できないと判断した場合は開催を取り止めます。参

加者には、電話やメール、ホームページによって確実に通知します。

(ケ) 全ての市民を対象にした教室

- a 小・中学生を対象にした教室は、異年齢集団での宿泊体験や海の自然体験活動を通して、何事にも仲間と協力して挑戦し、自主性・協調性・創造性を養う機会とします。
- b 小・中学生が家族と参加できる教室は、家族と一緒に参加できるようにゴールデンウィークや夏休みなどの長期休み、土・日曜日と祝日の連休に開催します。家族で自然体験活動を楽しみながら、良好な親子の関係づくりとなる機会とします。
- c 幅広い市民層を対象に、南伊豆の自然を体験しながらハイキングやウォーキングを楽しみ、健康づくりの機会となる教室を開催します。

イ 特産物を堪能できる飲食事業

飲食事業では、「南伊豆の海の幸」を堪能していただきます。南伊豆をはじめとする伊豆の海産物を使った特別料理のほか、おやつや飲み物など利用者のニーズに応じた豊富な品目を用意して販売し、サービスと利便性向上に取り組みます。

(ア) 地元の磯料理店からの仕入れ

地元で獲れた新鮮な魚の刺身は、子浦地区にある磯料理店「今津屋」の料理人が調理を行い、配達してもらいます。その他の魚介類は材料を同店から仕入れ、南伊豆臨海学園の厨房職員が調理して提供します。魚介類以外の食材や飲料は、地元業者から仕入れて販売します。

(イ) 安心・確実な予約販売

特別料理等は、仕入れ業者に確実に発注するため、利用日の20日前までの予約受付とし、数量の変更を5日前まで可能とします。

(ウ) 南伊豆の味を楽しむ特別料理

特別料理は、通常の給食に追加する夕食メニューとして提供します。

(エ) 利用者ニーズに合わせた飲料等の販売

おやつ用の菓子や菓子パンなどの軽食については、利用者の年齢や予算に応じて柔軟に対応します。

飲み物は、海浜活動やハイキングなどの活動内容に対応できるよう、お茶やスポーツドリンク、ジュースなどの飲み物（アルコールは除く）の種類を豊富に取揃えます。海の活動中に必要な飲み物は、冷やしたものを浜まで届けるサービスをします。

ウ 利便性の高い物販事業

南伊豆臨海学園を利用する上で必要となる生活用品や記念となるお土産品など、利用者のニーズに応えた物品の販売をします。

(ア) お土産品や生活用品の販売

近隣に商店がないため、持参し忘れた日常生活用品や軍手等の活動用品などを職員が事務所で販売し、利用者の利便性を高めます。販売品は、過去の販売実績に基づいた在庫調整を行い、地元業者から購入します。

(イ) 自動販売機の設置

清涼飲料水などの自動販売機（1台）を食堂入り口付近に設置し、利用率の高い4月から10月までの期間のみ稼働させます。自動販売機の設置にかかる目的外使用許可申請及び使用料の納付はもとより、電気代についてもその販売手数料で負担します。

エ 利用促進のためのその他事業

(ア) 新たな魅力をつくるレンタル用品

海でのプログラム展開をより充実させるため、必要となる用具を購入し、それを有料でレンタルします。レンタル料は、現在保有する 15 艇のシーカヤックなどの継続使用により、利用しやすい料金設定が可能です。また、学校利用には割引料金を設定し、多様な体験学習を支援します。

(イ) 公衆電話の設置

携帯電話を持たない子どものため、また携帯電話会社によっては電波が弱いいため公衆電話を設置します。これにより災害時の利用者対応も万全にします。

(ウ) 利用促進イベントの実施

学校や青少年団体の利用が少ない時期には、家族やグループなどの利用促進を図るイベントを実施します。特別料理の食事代、シーツ代及び光熱水費の基本料金をセットにした料金を設定することで、かかる費用が分かりやすく、安心して利用できるサービスを提供します。

また、伊豆半島の観光施設などの周辺環境を生かしたモデルプランを紹介し、横浜市民が南伊豆臨海学園を利用する機会の拡大を図ります。

オ 収支差益は市民に還元

自主事業の収支差益は、その全額を施設の修繕やプログラム提供のための用具購入などの指定管理経費の一部に充当するような予算立てを行うことによって、指定管理経費の縮減を図ります。

(7) 安全かつ効率的な業務実施体制

私たち体育協会の総合力を活かした管理運営体制により、南伊豆臨海学園の業務を確実に履行します。

ア 安全で効率的な管理運営体制

南伊豆臨海学園の管理・運営にあたっては、青少年の宿泊施設としての業務、野外活動などの自然体験活動施設としての業務を確実かつ継続的に遂行することのできる体制で実施します。私たちは、必要最小限の職員体制と市民ボランティアや外部講師との協働により、安全で効率的な施設の管理運営体制を構築します。

(ア) 責任者の配置と管理運営体制

南伊豆臨海学園の統括責任者として園長を配置します。園長は、管理運営の最高責任者として施設管理・運営全般に精通しているだけでなく、地元との調整能力や自然体験活動の普及・振興を推進する能力に優れた者を配置します。

繁忙期（5月中旬～10月）においては、宿泊利用が続き、運営時間が24時間になること、施設から離れた海での指導業務があることを考慮して副園長を配置します。副園長は園長の補佐役とし、園長不在時には園長代理を務めます。

(イ) 関連業務に精通した経験者・資格者の配置

園長、副園長、保健・衛生担当者、給食・食堂担当者、管理担当者が各1人、運営担当者2人の計7人の常勤職員は、南伊豆の海を知り尽くした地元住民を採用して配置します。

- a 園長には、施設管理・運営に精通し、指導力及び判断力を持った、南伊豆臨海学園での勤務経験が20年以上のベテラン職員を配置します。南伊豆に生まれ育ち、小型船舶の操船資格を持つ海の自然体験活動のスペシャリストが、施設の顔として

職員・スタッフの先頭に立ち、南伊豆の魅力を利用者に提供します。

- b 施設の管理・事業の運営全般を行う責任者として、南伊豆臨海学園での勤務経験が15年以上のベテラン職員を副園長として配置します。

園長、副園長とも、小型船舶の操船資格を持つこととし、施設・設備の維持管理から自然体験プログラムの提供・実施まで、利用者が安全で効果的に活動を実施できる体制とします。

- c 園長・副園長の不在時の場合は、各業務担当者が責任者を代行します。

■保健・衛生担当者

利用者の健康管理や医務室の管理、清掃業務や寝具・シーツ等の管理担当者を配置し安全管理体制を万全にします。

■給食・食堂担当者

給食のメニュー作成や栄養管理、厨房や食堂等の管理担当者として、栄養士の資格を持つ職員を配置し安全で美味しい食事を提供できる体制とします。

■管理担当者・運営担当者

施設の建物や設備機器などの維持管理を担当する管理担当者を1人、利用者支援や広報・利用促進、教室の企画・運営などを担当する運営担当者2人を配置します。

- (ウ) パートナースタッフ（市民ボランティア）との協働運営

夏休み期間中は、野外活動の指導や施設内の清掃など利用者の多様なニーズに応える支援業務をパートナースタッフと協働で行います。パートナースタッフは、「横浜市野外活動指導者」や市内の野外活動施設で活躍する「野外活動支援ボランティア」に依頼し、利用状況に応じて必要な人数を配置します。

- (エ) テクニカルスタッフ（地元の外部講師）による指導

カッターやシーカヤックなどの指導で、職員だけでは十分な人員配置ができない場合は、専門的な技術を持ち、南伊豆の海を知る地域人材に講師依頼し、地域との連携・安全管理を重視した指導体制の実現に努めます。

また、漁船や漁港のお話や南伊豆の歴史など、地元の漁業者や地域人材に講師を依頼します。

- (オ) 利用状況に応じた柔軟な勤務シフト

受付や清掃などの日常業務、小破修繕、アジの開き作り等のプログラム指導などについては、担当業務に関係なく全職員で行います。

そのために必要な勤務シフトは、利用団体の活動状況にあわせて通常勤務、遅番勤務、宿直勤務、休日などを組み合わせ、効率的で緊急時にも対応できる体制を整えます。

特に海洋プログラムであるカッター指導は、3艇の艇長及び救助艇（モーターボート）の備えが必要であるため、利用団体の人数などに応じた配置を行います。

- イ 高度な技術を有する専門業者への業務委託

- (ア) 町内の中小企業を最優先する維持管理業務の委託

専門的な知識や技術を必要とする業務や時限的な業務については、計画的・効率的な業務執行を図るため、実績と能力が高い専門事業者に委託します。契約時における委託内容の設計、業務指導や完了検査については、事務局本部の設備担当部署の後方支援により、確実な業務の遂行を実現します。

委託業者の選定は、入札制度を原則とし、南伊豆町を中心とする地元の中小企業を最優先するとともに、地域貢献やコンプライアンス体制など適正な委託先選定基

準に基づいて決定します。

(イ) 調理業務の委託

給食の調理業務については、学園の円滑な運営を図るため、横浜市と南伊豆町の合意により設立された、地元住民を厨房職員に雇用する「運営協力会」に委託します。地元の協力を得ながら、効率的で確実な調理業務を行う実施体制とします。

ウ 公共サービス従事者育成に資する研修体制

当体育協会が作成した総合的、体系的な研修計画に則り、事務局本部や園長が中心となって職場内研修や外部研修を実施します。

職場内研修では、事務局本部で定期的に行う施設長会に参加した園長が、他施設との情報交換や課題検討を行い、南伊豆臨海学園での情報の共有化や業務改善を図ります。

安全管理やプログラム指導など、より高度な知識や技術の習得が必要な場合は、種目団体等が開催する研修会に参加し、野外活動施設の職員として日々研鑽します。

エ 事務局本部による業務バックアップ体制

事務局本部の3部5課の職員が、南伊豆臨海学園の管理運営業務をサポートします。

(ア) 施設経営部（施設運営課・施設経営課）によるバックアップ

施設経営部は南伊豆臨海学園等の施設管理運営に関する統括を行います。

施設運営課では、業務の進捗管理や施設職員とは異なる目線での業務管理・見直しなど、効率化のための業務改善を行うほか、横浜市教育委員会事務局との連絡調整などを行います。

(イ) 総務部（総務課・経理課・設備課）、経営企画部経営企画課によるバックアップ

総務部は、南伊豆臨海学園をはじめとする当体育協会全体の統括を行います。

総務課では、協会内の人事・給与や福利厚生、対外的な調整のほかリスクマネジメントを行います。

経理課では、適切な予算執行を会計システムにより管理し、南伊豆臨海学園での予算執行のダブルチェックを行うことで、適正な執行管理を確保します。

設備課では、ファシリティマネジメント体制による効率的な施設の維持管理の統括を行います。南伊豆臨海学園で設備等の異常や不具合が発生した場合は、その対応を相談できる保全コールセンター機能を発揮します。

経営企画部は、PDCAサイクルに沿って、横浜市との特定協約や体育協会中期経営計画の策定及び評価と対策を行い、南伊豆臨海学園を含めた当体育協会全体の経営に関し統括します。

(エ) 内部監査による厳格な職務執行の堅持

公益財団法人横浜市体育協会業務内部監査要綱に基づき、辞令を受けた内部監査員が業務の適正化・効率化等をチェックします。厳正な事務処理が求められる公金や公金外現金の取扱い等が適正に行われているか否かについて、重点的に監査を行います。

オ 公金を預かる適正な経理体制

(ア) 確実・厳正な経理処理体制

公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規程等に準じて、各種経理関係規程及び経理事務マニュアルを策定しています。これに基づき日常業務を厳正に遂行するとともに、会計システムの活用により、迅速で適正な経理処理を行います。

(イ) 適正な予算執行とオンラインによる経理処理

事務局本部の施設運営課及び経理課によるダブルチェックや公認会計士・内部職員による業務監査体制の確立により経理処理の精度を高めめます。

当体育協会独自の公益法人用会計システムを導入し、各施設とオンラインでの会計処理を行うことにより、経理業務の効率化と正確性を確保します。

4 管理運営経費

(1) 効率性を重視したコスト管理計画

経年劣化が激しい南伊豆臨海学園の建物や設備の適切な維持管理のため、計画的な修繕による長寿命化と経費節減を図るとともに、利用者増による施設運営収入と自主事業収入を確保することにより、指定管理料の抑制に努めます。

ア 実績に基づいた収支計画

(ア) 指定管理期間において、緊急時に対応できる無理のない収支計画を立て業務を遂行します。

(イ) 指定管理者として求められる指定管理料の抑制は、事業の見直しや業務の効率化を積極的に行うことで実現します。これまでに蓄積した統計資料と執行履歴に基づき、過去の実績を詳細に分析し、精度の高い予算を計上することで、計画性の高い安定的な施設運営を図ります。

第2期指定管理では、利用促進事業や自主事業などにより利用者増を図り、それに伴う施設運営収入と自主事業収入の増額により、指定管理料を抑制します。

(ウ) 安定的で効率的な管理運営の指標として、利用者1人当たりの指定管理料負担額を算出し、毎年度の削減努力により、その段階的な縮減を図ります。

■平成25年度指定管理料に対する利用者1人当たりの支出額 1,708円(税込)

イ 中長期的な修繕・保全計画に基づくライフサイクルコストの縮減

当体育協会独自のファシリティマネジメント体制により、効率的な修繕の実施と建物の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

ウ 安全コストの確保と効率化による経費縮減

個人情報保護を含めた安心・安全のための危機管理関連経費や、衛生面に必要な費用、野外活動等に必要な用具に係る費用については、十分に確保します。

その他の経費については、ファシリティマネジメントやライフサイクルコストの概念に基づき無駄を省き、最小のコストで最大の効果を実現します。

■経費削減策(例)

職員による小破修繕	リース物品の再リース
長期契約による委託コストの縮減	IP電話導入による通信費の縮減
競争入札による業者選定	省エネルギーへのさらなる取組の強化

エ 収入増加策による指定管理料の縮減

管理運営経費の縮減を図りつつ、利用にかかる料金収入の増加及び自主事業の拡充による収益の確保を図り、指定管理料の縮減という課題達成に取り組みます。

(ア) 自然体験活動の充実

周辺の環境を活かした海浜活動やハイキングなどの自然体験活動の充実と積極的なPRを行い、新規の学校や青少年団体等の利用団体を獲得し、収入の増加を図ります。

(イ) 自主事業による利用促進策

幅広い市民層を対象とした多様な野外活動教室を開催することで利用促進を図り、収入の増加につなげます。特に、学校等の利用が少ない閑散期には、家族・グループを対象としたフリープランを週末や年末年始に展開するなど、積極的な利用促進に努めます。

(ウ) 質の高い、安定したサービス提供

南伊豆臨海学園で提供する給食やシーツなどの利用にかかるサービス事業、教室事業や飲食事業などの自主事業は、質の高い安定したサービス提供の維持及び受益者負担の観点から現行の料金を見直し、収入増を図ります。

(2)事業収支計画の根拠資料等

過去の実績データに基づき、利用にかかる料金や自主事業の収入及び管理運営経費等を算出しました。収支計画の作成にあたっては、安定した経営を実現するため、市民ニーズを反映しつつ、無理や漏れのない積算をしています。

ア 実績に基づいた収入計画

南伊豆臨海学園の収入計画の積算根拠となる25年度の目標利用者数は、天候等の自然環境の影響を受けやすい特性を考慮し、平成19年度から21年度までの利用実績の平均値に対して4.5%増に設定します。

〈別表2 収支予算書〉

イ 無駄を削ぎ落とした支出計画

施設運営支出は管理運営実績と経験を生かして経費を見直すとともに、極力無駄を削ぎ落とすことで、次のとおり計上します。

〈別表2 収支予算書〉

(3)業務委託内容及び金額、事業者選定方法

管理運営業務については、当体育協会職員による直接運営を基本とします。ただし、高度の専門性を要する業務や期間限定作業等の業務については、計画的、効率的な業務執行を図る観点から、実績と能力が高い専門業者に委託します。委託業者の選定に当たっては、当体育協会の規程に則り、業者選定委員会の開催や競争入札等の実施などにより、適正価格で業務の執行が確実な業者へ委託します。

ア 業務委託内容及び金額

高い専門性を有する業務については、その効果や効率を考慮し、専門業者に委託します。委託業者の業務実施状況を職員が逐次確認し、不具合等が生じた場合には、専門業者とともに、施設の管理運営に支障をきたさぬよう速やかに対応します。

業務履行に支障がある業者に対しては、業務改善指導や委託費減額、契約解除など厳格な委託先監理を徹底し、安全な施設環境を守ります。

■ 予定委託業務

汚水処理施設保守点検業務（浄化槽等）
自家用電気工作物点検業務（電気設備点検）
機械設備保守点検業務（ボイラ一点検・給水設備等）
消防設備点検業務（火災警報機等）
保安警備業務（機械警備等）
外構・植栽業務（剪定作業等）
廃棄物処理業務
給食調理等運営業務（厨房・食堂管理、水質検査、害虫駆除等）
高窓開閉装置保守点検業務
厨房衛生害虫駆除業務
窓ガラス・網戸清掃業務
カッター吊り下ろし業務

イ 業者の選定方法

当体育協会の契約規程に基づき、指名競争入札等の方法により契約を行います。

事業者の指名に際しては、地元経済の活性化に配慮して南伊豆町をはじめとした地域の業者を優先した上で、公正かつ適正な選定を行うためにライン機能から独立した業者選定委員会の付議によって決定します。

一定の金額未滿の契約については、事務の効率化の観点から、業者選定委員会に付議せず、複数社による見積もり合わせを実施するなど厳正な選定を行います。

契約において違反行為、社会的に不正な行為を行った業者に対しては、指名停止措置要綱に基づき指名停止とし、適正な契約環境を確保します。

ウ 委託先の監理体制と労働関係法令の遵守

維持管理業務水準の維持の観点から委託業者に対し適正な監督管理を行います。

園長が、履行内容の検査・確認、必要があれば指導・要請・勧告命令などを行います。業務履行時には必ず担当者が立会い、施設を利用している利用者に対する配慮を図りつつ、業務品質の維持に万全を期します。委託先が労働関係法令も遵守しているかの確認も同時に行うとともに、必要に応じて事務局設備課も同席し業務改善や必要な措置を講じます。

特に、法定義務が課されている最低賃金や社会保険関係のチェックのほかに、公共サービス基本法や改正労働基準法など最新法令への対応を確認します。

5 施設・設備の維持管理

(1) 修繕体制

ア 実施体制

施設設備の最適化を実現するために、南伊豆臨海学園を効率的に管理サポートする体制（ファシリティ・マネジメント＝FM）を推進します。

FM体制を今後より一層強化し、南伊豆臨海学園の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に寄与します。

イ 修繕計画

FM システムにより、修繕履歴や設備部品の更新時期を蓄積したデータを有効に活用し、南伊豆臨海学園の修繕計画を策定します(小破修繕計画参照)。

FM システムへの情報の蓄積を通して、中・長期的予防保全の観点も含めた修繕計画を横浜市に提出し、対応を協議・調整することにより、長期にわたる「安全性」「快適性」の確保とコストの縮減を両立させていきます。

定期的なメンテナンスが必要なカッターやモーターボートは、職員が定期的に補修を行い機能の維持を図ります。

■カッター・モーターボート補修計画

業務名称	内容	実施者	周期
補修	船体塗装	職員	3回/年
	船底塗装	職員	2回/年
	カッター・オール等の補修	職員	6回/年

(2) 日常点検、定期点検(法定点検・自主点検)体制

横浜市が策定した「維持保全の手引」に基づき毎日の日常点検を確実にを行います。設備機器の小さな変化に常に目を配り、不具合や故障となる原因を早期に発見するなど必要な措置を講じることで、維持更新費の抑制を実現します。また、専門的な資格が必要となる法定点検は信頼できる地元業者と契約し、設備維持に万全な体制を整えます。

ア 職員による日常点検の徹底

設備機器については職員が所定の点検表を使用して、適宜、点検を実施します。こ

■職員による日常点検計画

業務名称	場所	内容	周期
日常点検	各所	仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれや、照明の不点灯、建具のぐらつき等、不具合の発見	毎日
	ボイラー	作動状況、破損等の確認	作動時
	浴槽ろ過機	作動状況、破損等の確認	作動時
	塩素注入機	作動状況、破損等の確認	作動時
	水道中継タンク	作動状況、破損等の確認	年4回

れにより事故を未然に防ぐほか、早期の故障発見に努め、経費の縮減に寄与します。

イ 専門業者による定期点検の実施

横浜市の策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に則り、法定点検及び機能維持点検(自主的点検)を信頼ある専門業者へ委託します。消防設備などの法定点検は、法令等を遵守した業務仕様書に基づいて点検を実施し、不具合がある場合は早急に修繕を実施します。このように積極的に予防保全に努めることにより、安全な施設を維持します。

■専門業者による定期点検計画

	項目	内容	回数
法定点検	消防設備保守点検	屋内・外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、非常用放送設備、避難器具、誘導灯、他	2回／年
法定点検	危険物貯蔵所点検	地下灯油タンクの点検	1回／年
法定点検	自家用電気工作物点検	電気主任技術者による受電設備、分電盤等の点検	12回／年
法定点検	汚水処理施設保守点検	汚水処理装置の点検	48回／年
法定点検	機械設備保守点検	給水設備、ボイラーの作動点検、ばい煙測定含む	1回／年
自主点検	高窓開閉装置保守点検	排煙窓の作動点検	1回／年

ウ 緊急時の点検

台風や地震等の発生、津波警報発令直後には、利用者の安全及び利用の妨げにならないよう配慮しつつ、緊急の臨時点検を実施します。点検項目は、原則日常点検と同様とし、重大な故障等が起きた場合には、速やかに事務局本部及び横浜市教育委員会へ報告します。

エ 適切な備品管理

大切な横浜市民の財産である南伊豆臨海学園の備品については、バーコード管理により管理の手間を大幅に省力化するとともに、備品の適正な管理を行います。

(3) 清掃、外構植栽の管理計画、保安警備計画、地球温暖化対策

ア 日常清掃の体制

利用者による退園前の清掃に加え、職員やパートナースタッフがそれを補完する体制をとります。高所清掃やワックス掛けなど専門技術の必要な清掃についてのみ、信頼できる業者に委託し、快適な施設環境を低廉なコストで実現します。

(ア) 利用者による清掃

教育施設の基本姿勢として、また社会奉仕活動のプログラムの一環として、利用者には原則として、宿泊室や浴室等利用した場所のすべてを清掃していただく体制をとります。こどもでも理解できるよう、ひらがなを多く使った清掃方法を掲示するほか、引率者に点検用紙を渡し、責任をもって実施ができる工夫をします。

複数の団体が宿泊する場合は、あらかじめ利用者会議で清掃の分担を決めていただきます。

(イ) 職員による補完清掃

利用者による清掃後、十分な清掃がされなかった場所については職員が補完して清掃を行います。補完清掃は毎日実施する日常点検と同時に実施します。チェックシートを活用し、ひとりでも清掃・点検を効率よく実施します。また、チェックシートにより、その日の清掃の実施状況が一目でわかることから確実に職員間で引継ができ、衛生的な環境維持を実現できます。

■職員による日常清掃計画

場所	内容	周期
各所ゴミ箱	ごみ収集	利用後
ロビー・廊下	床除塵	利用後
ラウンジ・研修室	床除塵	利用後
食堂	床除塵、整理整頓	利用後
宿泊室	床除塵、整理整頓	利用後
事務室	床除塵、整理整頓	毎日
トイレ	除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充	毎日
子浦港トイレ	除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充	月1回（通常） 週1回（夏期）
シャワー室	砂落とし	利用後
浴室・脱衣所・洗い場・洗面所	除塵清掃及びごみ拾い、水切り後ふき取る	利用後
建物内外外構	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸い殻清掃	利用後
キャンプファイア場	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸い殻清掃	利用後

イ 定期清掃の体制

普段、日常清掃では行わない場所の清掃を職員が年間計画を立て、自ら実施します。実際の清掃作業は、利用状況をみながら調整し、清掃する場所や人数を設定し、効率的・効果的に行います。

■職員による定期清掃計画

場所	内容	周期
トイレ、風呂他	付着した埃等を除去し適正な換気能力を維持する	2回/年
各所	各所にある照明器具の清掃する	2回/年
廊下・玄関・食堂	保護剤を塗布してワックスを塗装する	3回/年
ラウンジ・研修室・医務室・事務室	保護剤を塗布してワックスを塗装する	2回/年
ガラス壁・外壁	高圧洗浄機を使用した洗浄する	1回/年
食堂電気傘・高所埃除去	洗剤にて汚れを落とし、水切りをして拭き取る	2回/年

ウ 専門業者による清掃

厨房設備の害虫駆除などについては、原則毎月1回の施設点検日に実施します。委託をする専門業者については、当体育協会の契約規程に則り、安価でかつ公正な取引を行います。

■専門業者による定期清掃計画

場所	内容	周期
厨房設備	鼠・害虫駆除（除忌避剤を散布）	2回/年
宿泊室	宿泊室の害虫駆除	2回/年
各所	専門の清掃業者によるガラス・網戸清掃	2回/年
宿泊室	専門の清掃業者によるエアコン清掃	1回/年
寝具	専門のクリーニング業者による寝具の洗濯	2回/年

エ 快適で衛生的な宿泊環境の確保

利用者が快適な宿泊ができるよう、宿泊ゾーンを清潔に保ちます。

(ア) 快適な宿泊空間の提供

利用者が快適に宿泊できるように、宿泊室やトイレを清潔に保ちます。トイレトーパーや石鹼等の消耗品については、日常点検で確認し、交換や補充をします。

(イ) 衛生的な風呂の管理

大勢の人が利用しても常に清潔で快適な温度が維持できるよう、法令に基づいた浴槽水質検査を実施するほか、有資格者による風呂のろ過装置やボイラーの点検を行います。脱衣所や洗い場は職員が巡回して、石鹸などの消耗品を補充するほか、足拭きマットの乾燥などを実施し常に衛生的な環境を保ちます。

(ウ) シーツ・枕カバーのクリーニング

宿泊時にはスリーピングシート（寝袋状のシート）と枕カバーを1人に1枚ずつ支給します。利用終了後は回収し、地元の業者に委託して、クリーニングを行います。

(エ) 寝具のクリーニング

利用後は、職員がこまめに窓を開放して通風させ、寝具を乾燥するなど、衛生的な宿泊環境を維持します。専門業者による毛布のクリーニングは、年2回実施します。

オ 外構植栽の管理

南伊豆臨海学園の周辺には樹木が多いことから、歩道・階段やスロープの落ち葉清掃や雨どいや排水溝の点検・清掃を日常点検に組み入れ常に行います。安易に業務委託せず、職員が積極的に整備を行うことで費用を縮減させます。

■外構・植栽管理計画

業務名称	内容	実施者	回数
外構・植栽管理	除草・中低木剪定	職員	4回/年 (4・6・8・11月)
	排水溝清掃	職員	4回/年 (4・6・8・11月)
	落ち葉清掃	職員	適宜
	高木剪定	業者	適宜

(ア) 外構の管理

日常清掃の一環として、排水溝の清掃や建物外の敷石（げんしょう石）の管理や厨房グリストラップの清掃を行い、安全で衛生的な環境を維持します。

- a 落ち葉や土砂による排水溝のつまりを防ぐため、定期的に職員が排水溝の清掃を行います。
- b 玄関前の敷石（げんしょう石）は長年の使用により、石の浮きが激しく定期的に職員が補修をしています。

(イ) 植栽の管理

- a 施設周辺は草木が多く、計画的な除草や草刈、樹木の剪定などの植栽管理が求められます。職員がこまめに下草刈りや除草を行うほか、利用状況をみながら、職員総出で樹木の剪定などを行います。
- b 高木の剪定、施肥、消毒などが必要となった場合は地元の信頼できる専門業者に委託し実施します。
- c 南伊豆臨海学園と境界を接する国道は、静岡県土木事務所の管理となっています。境界付近での除草や木の伐採については、あらかじめ土木事務所に連絡をして実施します。

カ 保安警備計画

(ア) 宿泊利用時の体制と対応

宿泊利用時のプログラム活動は午後9時までとし、その後、入浴や就寝準備を済ませ、午後10時に消灯する基本時間を設定します。引率者のミーティングは会議

室や談話室を午後 11 時まで開放します。

宿直職員は、消灯時間にあわせ、玄関や廊下の窓などの施錠、厨房や喫煙場所、野外炊事場などの火の元確認、建物の周囲の不審物及び不審者の確認を行い、引率者に引き継ぎます。

(イ) 盗難・盗撮の防止策

a 利用する各宿泊室のカギは、団体の引率責任者へ一括して貸し出します。外出時や就寝時には必ず施錠し、防犯に努めるよう助言します。

利用団体の貴重品は、夜間や外出時に事務室の金庫で預かります。参加者に対しては、できるだけ貴重品を持ってこないよう助言します。

b 盗撮を防止するため、盗撮用カメラが発する電波を感知する機器を使用するほか、園内の巡回により定期的なチェックを行います。

(ウ) 閉園後及び休園日の対応

a 宿泊利用のない日の閉園後から翌日の開園まで及び休園日の無人となる時間帯は、警備会社に機械警備を委託します。侵入や火災等の異常はパッシブセンサーが感知し、異常の内容によって警備会社の警備員が現場に急行又は消防署、警察署に通報します。

警備会社から園長又はその他の職員に緊急連絡し、その後の対応を引き継ぎ、安全管理に空白のない体制とします。

b 機械警備による時間帯に発生した緊急時においては、警備会社から連絡を受けた園長が緊急出動します。園長が不在の場合や急行できない場合は、他の職員が代わりに対応します。

キ 地球温暖化対策に対する取組

かけがえのないこの自然環境を損なうことなく、次の世代に伝えるためにできることは何か、私たちはこの命題に積極的に取り組んでいきます。

省エネルギー行動の取組
○ 施設巡回時の省エネパトロール
○ 空調機の設定温度の適正化
○ ボイラー給湯機の設定温度の適正化
○ 蛇口の節水コマの導入、節水シール添付による節水の呼びかけ
○ 事務機器の省エネモードの使用
○ 電気機器等の更新・購入時の省エネタイプの購入
○ 裏紙の使用による用紙購入量の縮減
○ リサイクル品の購入
○ 毎月の光熱水使用量を前月、前年同月との比較による検証
○ 毎月の光熱水量及びCO ₂ 排出量の館内掲示による省エネの働きかけ

(ア) 環境教育の取組（チャレンジ 25 の推進）

政府が主導する温室効果ガス削減の取組「チャレンジ 25」キャンペーンに参加します。温室効果ガス排出量 25%削減のために南伊豆臨海学園ができる実践例を市民に積極的に伝えていきます。

学園で使用した毎月の電気量や燃料消費量を CO₂ 排出量へ換算し、「見える化」することで、子どもたちを中心とする利用者へもわかりやすく省エネ意識を浸透させます。

(イ) 二酸化炭素削減目標の設定

南伊豆臨海学園においても、「電気使用量、水道使用量、ガス使用量」における二

酸化炭素排出量を毎年1%ずつ削減することを目指します。

■平成25年度1人当たり年間CO2排出量目標 4,140g

(ウ) グリーン電力の購入

町民などが参加するイベント等にグリーン電力を使用し、自然エネルギーの普及に貢献しながら地球温暖化防止に取り組みます。

(エ) グリーン購入の推進

「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づき、必要となる物品は、環境に配慮した物品を調達し、グリーン購入の普及促進を積極的に推進します。

(オ) ゴミの減量化

環境教育の一環として、利用者には原則ごみの持ち帰りを依頼します。ただし、生ゴミや持ち帰ることが困難なゴミについては学園で引き取り、他の事業で排出したゴミと一緒に南伊豆町の回収方法に則して分別し排出します。

揚げ物で使用した天ぷら油などの廃油については、捨てずに定期的に南伊豆町清掃センターへ持ち込み、バイオディーゼル燃料として再生しています。

(カ) 環境にやさしい製品の活用

照明器具は、高効率照明器具（蛍光球やLEDライト）を採用し、省エネルギー化を図ります。また、照明器具の長寿命化により交換費用、交換の人件費及び廃棄処分費を削減します。風呂で使用するシャワーには節水コマを取り付け、水道使用量を削減します。

6 安全管理について

(1) 自然体験活動は安全第一

自然体験活動の安全管理について、想定される危険因子をいち早く発見し、移行・保有・回避・軽減するリスクコントロールを重視します。特にカッターやシーカヤックなど海の活動が大きな特色である南伊豆臨海学園では、海況・気象状況などの情報を把握し、細心の注意を払ったうえで安全第一の取り組みを行います。

こうした安全に対する取組を組織的に行い、安全・安心な快適空間を提供します。

(2) 緊急・救急体制及び通常時の体制

利用者の安全確保を最優先とした安全対策の強化を基本とし、事故や自然災害等の緊急時には迅速な対応ができるよう、地元自治体や警察、消防との連携した体制を整えます。

また、職員をはじめ、パートナースタッフや委託業者を含めた全スタッフは、園長に直接、連絡・報告する体制を整備しており、スタッフが危険因子を発見した場合には連絡・報告を確実にを行います。

ア 事故発生時の適切な対応

南伊豆臨海学園の利用にあたっては、あらかじめ利用の手引や団体の引率指導者を行う事前の打合せにおいて、緊急時の役割分担や対応策を確認します。負傷者や急病人が発生した場合は、応急処置マニュアルにより適切かつ迅速な対応を行うとともに、

事務局本部や横浜市教育委員会に遅滞なく報告します。

(ア) 負傷者及び急病人の対応

- a 活動中などに負傷者や急病人が発生した場合は、利用団体の引率者が応急手当と救命手当を行うとともに、職員へ連絡します。連絡を受けた職員は、状況に応じ、救急車の要請または学園車両で病院へ搬送します。職員が事故発生現場にいた場合は、引率者と協力して直ちに応急手当と救命手当を行います。
- b 職員が、利用者の健康管理や安全管理の指導・助言をはじめ、適切な応急手当や看護ができる医務室の管理を行います。救急車の要請や病院への搬送が必要な場合は、医務室に備えているベッドで安静にし、様子を見守ります。かすり傷程度の軽傷は、利用団体の引率者が応急手当をしますが、求めに応じて医務担当職員が医務室において応急手当を行います。ケガ等の応急手当を行う器具や医薬品は常備し、適切に提供します。
- c 宿泊利用の夜間に負傷者や急病者が発生した場合は、宿直職員がいつでも対応します。利用団体の引率責任者には、打合せ時に宿直室の場所や呼び出し方法を必ず伝えておきます。
- d 野外活動教室の参加者については、負傷者や急病者の応急手当と救命手当、病院への付き添いなど、担当職員が責任を持って対応します。

(イ) 医療機関との連絡体制

利用者に傷病者が発生した場合、24時間体制で医療機関の診察が受けられるように、南伊豆町を中心とした近隣の医療機関との連絡体制を整えます。緊急対応可能な医療機関は、あらかじめ利用の手引等で引率責任者にお知らせします。

イ 災害発生時の体制と対応

火災、地震等の自然災害が発生した場合もしくは重大な被害が生じる恐れのある場合は、まず利用者の安全確保のための迅速な対応をします。

事務局本部では、危機管理基本マニュアルに基づく災害対策（警戒）本部を設け、情報の収集分析と負傷者対応等の指示を的確に行います。収集した情報は、横浜市教育委員会へ報告するとともに、当体育協会の緊急連絡体制により協会関係各部への伝達を正確に行います。

(ア) 火災発生時の体制と対応

- a 消防法に基づき、園長を隊長とする自衛消防隊を組織し、火災発生時の役割分担を明確にした体制を整えています。自衛消防隊組織については、防災計画書を所轄消防署に提出し、立入検査等の際に指導・助言をもらい、万一に備えた万全な体制の見直しを図ります。
火災などの災害が発生した場合は、日ごろの訓練に従い、利用団体の引率指導者と共に避難誘導を行います。
- b 避難経路や避難場所の説明については、入園式のオリエンテーションで必ず利用者に直接説明します。さらに、宿泊室に移動した際、各部屋に掲出している避難経路図を確認し、入園後の最初の活動として避難訓練を実施するように助言します。

(イ) 地震災害発生時の体制と対応

- a 震度5弱以上の地震が発生した場合または東海地震情報が発令された場合は、危機管理基本マニュアルに基づき、災害対策本部を設置します。また、震災対応マニュアルにより緊急配備体制を発動し、発震時の初期対応や情報収集を行います。

b 地震発生時の対応

地震の揺れを感じたら、まずは机の下などに隠れ、揺れが収まってから避難するように入園式のオリエンテーションで必ず利用者に直接説明します。

南伊豆臨海学園の事務所には、緊急警報対応の町内放送端末機を設置し、常に緊急地震速報を受信できるようにします。

(ウ) その他の自然災害発生時の体制と対応

a 大雨、洪水又は暴風に関する気象警報が発表された場合などは、危機管理基本マニュアルに基づき、災害対策警戒本部を設置します。

気象情報等は、インターネットやテレビ、ラジオ等で日常的に注意して収集します。こうした情報は職員、スタッフで共有し、災害時対応マニュアルに基づいた利用者の安全確保を図る体制とします。

b 来園中やこれから来園する利用団体に対しては、随時、引率責任者に正確な気象情報を提供し、活動の切り上げや中止、早期退園などの対応を相談します。交通機関が運休し、帰ることができないような場合は、南伊豆臨海学園にとどまり復旧を待ちます。この間の食事や宿泊待機は、最優先で対応します。

c 台風や地震等の影響を受け、高波や津波の被害が予想される場合は、子浦港に係留しているカッターを防波堤内に引き上げます。

(エ) 南伊豆町との協力体制

a 南伊豆町の防災担当部署との間では、定期的な情報交換や広域避難場所及びその経路について協議し、安全な避難体制を確保します。特に東海地震への対策については、県や町の情報をホームページなどで入手し、被害を最小限に抑える備えを進めます。

b 東海地震などにより、南伊豆町に甚大な被害が発生した場合、復旧作業を行うボランティア等の宿泊施設として開放するなど、横浜市と協議した上で地元の復旧へ積極的に協力します。

(オ) 建物内外の点検

地震や台風などの災害発生後は、直ちに建物内外の壁や屋根などの目視点検を行い、被害状況を確認します。被害の有無に関わらず、事務局本部及び横浜市教育委員会にその結果を速やかに報告します。

(カ) 非常食の備蓄

災害によるライフラインの停止に備え、宿泊定員の200人分の乾パン、飲み水を備蓄します。

ウ 通常時（予防）の管理体制

(ア) スタッフと利用者の安全教育

a 観天望気による気象の変化や小さな異常の見過ごしが蓄積されるとやがて大きな事故につながるといった「ハインリッヒの法則」を肝に銘じつつ、日常業務の中で行う危険予知トレーニングや専門研修を通して維持向上を図り、利用者の安全・安心な活動を支えます。

b 全職員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するため、応急手当、AEDを含む救命手当、消火・避難誘導などの教育と訓練を人材育成計画に基づいて実施します。

消防法で定められた避難誘導・消火・通報訓練は、事前に所轄の消防署への届出を行い、可能な場合は署員の立会いのもとで実施します。

種類	内容
避難誘導・通報訓練	利用団体の協力を得て、年に2回の避難誘導訓練及び消防署への通報訓練を実施。
消火訓練	水入りの訓練用消火器を用いての取扱方法を学ぶ。
参集訓練	毎年9月1日に実施。所属職員は原則徒歩により参集。
AED 取扱訓練 CPR 実践訓練	訓練用 AED やレサシアンを使用して、CPR（蘇生法）実践訓練を実施。

- c 自然体験活動を安全に楽しむため、自分の安全は自分で確保するという「セルフエイド」の意識づけは、入園式でのオリエンテーションや個々のプログラム前に行う説明など、直接指導する場面でも、活動中に想定される危険因子と安全対策を分かりやすく説明します。
- (イ) ハードとソフトの徹底した安全管理
- a オールや救命胴衣などの活動用具、カッター等の船舶については、日常点検に併せて行う安全点検で危険因子の早期発見に努めます。発見した破損等については、迅速で確実な修理や更新などのリスクコントロールにより、安全で安心な施設環境を整えます。
- b 日常点検チェックシートを用いた点検作業を行い、危険因子の早期発見と対策を行う予防管理体制をとります。建物や設備、外構などの事故を予防し、安全性を確保します。
- c 救命手当のための AED（自動体外式除細動器）は、利用者の目につきやすい場所に設置し、玄関等に設置を示すステッカーを張るなど、利用者に周知します。
職員が行う日常点検の際に、AED 本体に表示される OK マークを確認します。定期点検や消耗品の補充等はリース先のセコム株式会社が行います。
- d 利用者に提供するプログラムについては、利用団体の特性に合わせた危険因子の洗い出しを提供機会ごとに行うことを基本とします。さらに、1年に1回以上の定期的な見直しを実施することで、プログラムの楽しさを保ちつつ安全性を高める対策を行います。
- (ウ) 事故を未然に防ぐための安全対策
- a プログラム提供や野外活動教室の指導中に、実際に起こってしまったケガ等の事故や「ヒヤリ」「ハッ」とする事例を「ヒヤリ・ハット集」として蓄積し、それに対する具体的な安全対策を立て、マニュアル化します。
- b 南伊豆臨海学園での自然体験活動を安全に楽しんでいただくため、プログラムや生活面での危険因子について、私たちが蓄積した経験やノウハウを生かした安全対策を引率指導者と共に行います。
- (エ) その他事件・事故等の防止策
- a 他都市で発生した事故事例は、自施設においても発生する可能性があるものと認識し、緊急点検を実施することで類似事故を防止します。
- b 利用者が使用する食器や厨房の調理器具については、洗浄槽での十分な洗浄と滅菌・乾燥保管庫での確実な保管により、細心の注意をした衛生管理を行います。
厨房や食堂の衛生管理については、賀茂保健所等の定期的な検査及び指導により改善を行います。
- c 入園式では、洗面所に常時置いてある石けんでの手洗いとうがいの励行を呼び

掛け、インフルエンザのほか、かぜやノロウイルスなどの感染防止に今後も努めていきます。

致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生が国内または県内で認められた場合には、こうした注意喚起をさらに徹底するとともに、手指の消毒液の設置や宿泊室の換気時間を増やすなどの対策を実施します。

(3) 危機管理体制と補償体制

危機管理体制の構築により、事故、事件、災害など、利用者の生命、財産に被害を及ぼす様々な緊急事態を未然に防止します。万一発生した場合には、被害を最小限に抑えるための対策を行います。

ア 本部と一体になった危機管理体制の確立

(ア) あらゆる事態を想定した危機管理体制

地震や台風のほか、重大な事故や事件、健康危機などの緊急時には、施設だけでなく、当体育協会全体の問題として捉え、組織的な管理体制で対応します。

南伊豆臨海学園では、こうした体育協会本部の後方支援体制と指揮のもと、南伊豆町をはじめ関係機関と連携し、緊急時において迅速かつ的確な対応を行います。

(イ) 危機兆候の情報収集

危機の発生兆候は、事務局本部や協会の管理施設が国、県、市からの通知やメディア、専門機関等からの情報を早期に収集し、協会内ネットワークで共有します。引き続き関連情報の収集を進めるとともに、事態の推移を見極めながら、情報の信頼性、予想される影響度を考慮して、必要に応じた緊急時の対応に切り替えていきます。

(ウ) 安全管理上の必須となる資格

南伊豆臨海学園の管理運営上必要となる小型船舶操縦免許や危険物取扱者資格などを有する者を配置し、安全管理を確かなものにします。

全職員が、下田地区消防組合下田消防本部が実施する「上級救命講習」または「普通救命講習」を受講し、応急処置マニュアルにより迅速に対応する体制とします。

(エ) 委託先職員の安全管理体制

調理業務や設備管理業務などに従事する委託業者に対しても、公共サービス基本法に則り適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関する必要な施策を講じ、安全管理を徹底します。

施設の管理業務を代行する委託業者は、事故、事件、災害等が発生した場合には、園長に直接連絡する体制をとり、迅速で確実な対応を求めます。

(オ) 事件・事故発生後の報告・連絡体制

事件、事故等の発生で行った緊急対応について、時系列で記録・整理し、事故報告書を作成します。施設や事務局本部では、その報告書をもとに、発生原因の分析や課題整理、緊急対応の評価を行い、個別マニュアルの見直しを含めた再発防止策を講じます。

イ 保険や顧問弁護士等による万全の補償体制

万が一、施設管理運営上の不備などに起因した利用者の負傷等に備え、各種保険による補償体制を整えます。

また、顧問弁護士を確保して、法的な係争となった場合などにおける補償問題などについて相談し、万全に対応します。

(ア) 賠償責任保険の加入

建物や建築物などの設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備等に起因して、利用者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合に備え、賠償責任保険に加入します。

■ 加入する賠償責任保険

保険種類	保険内容	賠償限度額
施設賠償責任保険	施設側の瑕疵により、利用者に対する身体及び物品等に損害が発生した場合の賠償保険	対人：1人につき1億円 1事故につき1億円 期間中1億円 対物：1事故につき1億円 期間中1億円
生産物賠償責任保険	施設で調理する給食や販売する食材など、提供する生産物の瑕疵により、利用者に対する身体及び物品等に損害が発生した場合の賠償保険	対人：1人につき1億円 1事故につき1億円 期間中1億円 対物：1事故につき1億円 期間中1億円

(イ) 傷害保険の加入

パートナースタッフやテクニカルスタッフが業務中にケガをした際の補償をするため、普通傷害保険に加入します。野外活動教室事業の実施に際しては、スポーツ・レクリエーション保険や国内旅行傷害保険に加入し、参加者及び指導者の事業中の事故やケガの発生に対しての補償を担保します。

■ 加入する傷害保険

保険種類	保険内容	賠償限度額
普通傷害保険	スタッフが活動中にけがをした場合に対応する傷害保険	死亡・後遺障害：1人につき350万円 入院保険金：1人1日4,500円 通院保険金：1人1日3,000円
スポーツ・レクリエーション保険	日帰りで行う野外活動教室の事前説明会で参加者がけがをした場合に対応する傷害保険	
国内旅行傷害保険	宿泊の野外活動教室で参加者がけがをした場合に対応する傷害保険	

7 地域との協力・連携

地元・市民との協働を基調とした運営を行い、心身ともに健全な青少年の育成に貢献するとともに、横浜市と南伊豆町の友好関係を深めるためその連結役を果たしていきます。

(1) 地元との協働による施設運営と自然体験活動

ア 豊かな南伊豆の自然を存分に感じられるサービスを市民に提供するために、地元と施設を熟知した“人材”を積極的に活用します。こうした地元人材の力が、南伊豆町の地域資源(フィールド)の活用との相乗効果により、子どもから大人まで楽しめる良質な自然体験活動の提供に繋げていきます。

イ 南伊豆の自然体験活動フィールドを熟知した全職員がコンシェルジュとして、青少年をはじめとする市民が南伊豆臨海学園を拠点にして多様な活動ができるよう積極的

に支援していきます。

南伊豆臨海学園を拠点とした活動フィールドに関する情報や、周辺観光スポットを紹介したオリジナルのエリアマップを置き、市民の自然体験活動を支援します。このコーナーでは、さらに観光施設のパンフレットや割引チケットを地元事業者から入手し、利用者が自由に手にできるようにします。

ウ 南伊豆臨海学園では、静岡県青少年教育施設協議会に入会し、同じ静岡県内で活動している青少年教育施設団体と情報の共有を図ります。この協議会が主催する職員研修会（毎年4回開催）に園長が出席し、この研修会で報告された人気企画や利用者の傾向を取り入れ、サービスの見直しや新しい事業・プログラムの開発に役立てています。

エ 相互協力による危機管理体制

(ア) 災害時の協力体制

近年、東海・南海地震が発生したときは、南伊豆町の地域防災計画に則って南伊豆臨海学園の宿泊利用者を指定避難地へ誘導します。その後、利用者が帰る手段や避難生活内容は南伊豆町役場と相談し、利用者の安全確保に努めます。

(イ) 海の活動における協力体制

南伊豆臨海学園は海の活動が中心となるため、水難・海難事故防止への取組を行っています。万が一、事故が発生した場合は、海上保安庁（118）をはじめ南伊豆町消防団の捜索活動など、南伊豆町と南伊豆臨海学園の協力体制を確立しています。

(2) 自然豊かな南伊豆で横浜市に貢献

ア 南伊豆臨海学園において、自然豊かな南伊豆だからこそできる自然体験活動の普及・振興の拠点としての機能を発揮させ、横浜市の施策に貢献していきます。また、これまで南伊豆臨海学園を横浜市と南伊豆町との交流拠点として四半世紀にわたり活動してきた実績を基礎に、両者の連結役としても横浜市に貢献していきます。

イ 南伊豆の漁業従事者等の協力による海の観光資源を存分に活用した自然体験プログラムを実施し、“子ども力を高める”横浜教育ビジョンの推進に貢献していきます。

(ア) 南伊豆町との交流をコーディネート

横浜市の小学校の体験学習や中学校の自然教室が計画されているときは、南伊豆臨海学園で実施するカッターなどの自然体験活動プログラムを通じた地元児童や漁業従事者との交流をコーディネートします。

(イ) 南伊豆の伝統漁業の学習

南伊豆町の漁師経験者に依頼し、珍しい漁師の道具を使った伝統漁法についての講話を実施しています。今後も、南伊豆の産業を感じられる機会を提供し、地域ならではの「仕事」や「食」への関心を高める学習の機会とします。

(ウ) 南伊豆の食文化に触れるプログラム

南伊豆ならではの食文化体験の一環として、伊豆漁業協同組合から直接仕入れた海産物などを使った、干物作りなどのプログラムを提供します。

ウ 南伊豆臨海学園は、広大な富士箱根伊豆国立公園に位置しており、ウォーキングやハイキングなどのフィールドが豊富です。学校利用はもとより、一般利用時や市民(大人)対象の教室事業においても、地元人材や町役場と連携して市民ニーズの高い健康・体力づくりや余暇の楽しみに寄与するプログラムやサービスを実施します。

(ア) 南伊豆町生息の植物を紹介

国立公園特別地域（富士箱根伊豆国立公園）の指定植物として全国的にも貴重なユウスゲが生息しています。南伊豆町はユウスゲを観光資源としてPRしており、奥石廊ユウスゲ公園を利用者が立ち寄りスポットとするときに、南伊豆町役場職員などに植物観察のポイントを指導してもらいます。

(イ) 近隣ハイキングコースでの協力

波勝崎や天神原コースなどトイレが無いコースでは、各地区公民館のトイレを区長の許可を得て借用しています。使用後は学園職員が清掃し施錠を確認した上で区長にその旨を報告しています。

(ウ) 町内スポーツ施設との連携

南伊豆臨海学園では、青少年の体力づくりをサポートするため、スポーツ団体や学校の部活動利用を積極的に呼び掛けています。南伊豆臨海学園を宿泊利用する団体等に対し、スポーツ活動場所の確保やその許可手続を代行し、町内在住者対象の施設（体育館やグラウンドなど）でも利用できるよう手配します。

(3) 南伊豆町への貢献

ア 地域に開かれた施設として

(ア) 地元教育団体等の受入

学校や青少年団体の利用がない日には、地元教育団体等も受け入れます。

(イ) 職業体験生徒の受入

南伊豆町内の事業所や公共施設では、町立中学校の職場体験やボランティア体験の場として利用されています。当体育協会管理施設においても、近隣中学校の職業体験を積極的に受け入れており、南伊豆臨海学園もこれに倣い、施設運營業務を体験してもらいます。

イ 地域貢献活動への取組

(ア) 職員が行う清掃活動

南伊豆臨海学園付近の道路清掃の他、ウォークラリーやハイキングで利用する道路の除草やゴミ拾いなど、利用者も住民の方も気持ちよくすごせるよう、周辺美化に取り組めます。

(イ) 自発的活動の呼びかけ

利用者に節電節水を呼びかけるほか、学校や団体利用時には、活動場所となる子浦海岸の漂流物や人工物を集める清掃活動を呼びかけています。

(ウ) 障がい者団体の支援

南伊豆臨海学園で販売している炊事用薪は、町内の障がい者作業施設「あしたば作業所」から購入し、町内の社会福祉施設や団体の活動への支援を拡大します。

8 モニタリング

利用者の意見や要望を的確に把握するモニタリングを定期的実施し、自己評価を行うとともに、第三者評価等を通じて得られた結果を基に、業務の改善を継続的に行い、サービス内容を含めた業務水準の向上を図ります。

(1) 業務水準の維持向上に向けて

ア モニタリングの実施管理体制

(ア) 管理体制

園長が統括責任者として管理運営の全責任を負い、施設職員を統括します。加えて、OJTの推進者となり、南伊豆臨海学園全体の業務水準の向上を図ります。

(イ) PDCAマネジメントサイクルの適正な運用

事業内容を継続的な改善するために、PDCAマネジメントサイクルに則り、計画から実践、評価、そして改善というプロセスを経て、さらに次の計画に反映させることにより、業務水準の向上に繋がります。

イ 事業報告書の作成及び所管局への報告

(ア) 事業報告書の作成と提出

共通業務の基準に則り、定められた時期毎の報告書を作成します。所定期間内に速やかに横浜市教育委員会へ提出します。

- a 月次事業報告書
- b 四半期事業報告書
- c 年間事業報告書

(イ) 報告書の保管と廃棄

各報告書類は、当協会処務規程第4章（文書）による文書分類の定めに基づき保管するとともに、廃棄については、適切に実施します。

(ウ) 事業報告書の公開

横浜市教育委員会へ提出した報告書類は、施設内で閲覧できるようにしており、開かれた運営を保持します。

ウ 利用者の要望や苦情を収集する仕組み

(ア) 要望や苦情を解決する体制

さまざまな手段により利用者の生の声を収集し、施設運営に反映させます。利用者から要望や苦情があった場合は、それを受けた職員が園長に報告し、職員・スタッフ間で話し合い、速やかに回答します。これら要望や苦情とその結果や対応策は原則、個人情報を除き、施設内やホームページで公表します。

(イ) モニタリングのさまざまな手段

- a 利用の終了後には施設サービスや管理状況などの満足度、及び教室プログラムや指導方法などの満足度をアンケート形式で回答していただき、業務や事業の改善活動のデータとして活用します。
- b 施設内に「ご意見箱」を設置し、利用者からのご意見・ご要望等をいつでも自由に記入できる環境を整備します。
いただいたご意見・要望に対しては、統括管理責任者である園長が責任を持って回答し、施設内掲示板やホームページ内で公表し、具体的な業務改善を図ります。
- c 横浜市のコールセンターに設置されているご意見ダイヤルを積極的にPRします。利用者等からの意見や要望があった場合は迅速に対応するとともに、ご意見ダイヤルの内容やその結果を館内に掲示します。
- d 当体育協会ホームページからも、南伊豆臨海学園への要望や質問を受け付けます。
- e 南伊豆臨海学園の円滑な施設運営を行うために、運営協力会をはじめ、南伊豆町役場や南伊豆観光協会などの町内団体と個別に意見交換会を実施し、よりよい学園づくりに反映させます。

(2)セルフモニタリング

ア 公正中立なセルフモニタリングの実施

(ア) 事業評価シートを活用した進行管理

利用にかかる収入や利用人数についての提案内容を着実に実行するために、南伊豆臨海学園では事業評価シートを用いた進行管理を行います。これにより、正確な利用状況分析を行うことが可能となります。

(イ) 野外施設長会の実施

業務水準の維持向上のため、定期的に当体育協会が管理運営する野外施設の施設長と事務局本部による会議を行います。会議では連絡事項を伝達して情報共有を図るだけでなく、各施設で起きた事例や問題を題材に話し合い共通課題の解決に向けた検討を行います。

(ウ) 事業評価会の実施

園長と事務局本部とで「事業評価会」を四半期毎に実施します。ここでは、次の点についてチェックを行い業務改善につなげていきます。

(エ) 事業執行拡大会議の開催

上記事業評価会の結果をもとに、当体育協会本部役職員をメンバーとした事業執行拡大会議を年4回開催し、組織全体として、南伊豆臨海学園の業務改善に繋がります。

9 特記内容

(1)南伊豆地域活性化のパートナーとして

第5次南伊豆町総合計画では、町民や地域団体及び民間企業とのパートナーシップに基づく協働によるまちづくりの推進が謳われています。

この施策の推進役として、また南伊豆臨海学園の円滑な事業推進のために、南伊豆町内事業に積極的に参加するなど、さらなる町との信頼関係を深めていきます。

ア 南伊豆町の事業を協働推進

(ア) 各種イベントへの協力

南伊豆町教育委員会等主催のイベント「フェスタ南伊豆」へブース出展し、町民に横浜や臨海学園をPRします。

横浜港山下公園で開催される横浜港カッターレースに、南伊豆町役場職員チーム「南伊豆マーガレット」及び南伊豆町立三浜小学校チーム「三浜ドルフィンズ」が出場する予定です。南伊豆臨海学園職員がカッター指導をするなど、出場に向けて全面的にサポートします。今後も、町の事業や当体育協会が主催する市民向けイベントや各種事業において相互に協働し、南伊豆臨海学園や、南伊豆町と横浜市の交流を積極的にPRしていきます。

(イ) 南伊豆の観光資源をPR

南伊豆臨海学園のホームページには、四季折々の風景やその時々ニーズを考慮した観光PRのコーナーを設けます。学園ホームページから南伊豆町や南伊豆町観光協会と相互リンクし、利用者が南伊豆臨海学園を拠点とした多彩な活動ができるよう、観光施設を紹介します。

イ 地産地消の取組で地域活性化に貢献

南伊豆臨海学園で購入する食材等は、地場産物を取り扱う地元業者と優先的に取引し、地域経済の活性化に寄与します。

(2)南伊豆町児童受入事業への取組

体育協会は、「教育施設協力町村児童受入事業」として南伊豆町内小学校の児童を横浜市内に招待する事業を、自主財源と横浜市教育委員会からの補助金をもとに実施します。

(3)野外活動普及・振興のための人材育成

体育協会は、スポーツ人材養成事業の一環として、地域や学校、職場等で野外活動の指導を行うための「横浜市アウトドアリーダー講座」を開催します。

南伊豆臨海学園では、実習の受け入れを通してパートナースタッフとして活躍してもらい、利用団体に良質な自然体験の場を提供しています。サービスや野外活動を指導する実践の日常業務を通して、職員が接客、指導技術、安全と救急対応などの研修を実施しています。

また、体育大学や体育専門学校と連携し、教員や社会体育指導者を目指す学生のインターンシップの受入を積極的に行います。

(別表 1)

平成25年度 横浜市少年自然の家 南伊豆臨海学園「自主事業」

(1)教室事業

事業名	開催期間	対象	内容	人数	参加費(一人) ※傷害保険料含む	募集期間
親子わくわく南伊豆 A・B	A: 4月27日(土) ～4月29日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族	シーカヤック、カッター 体験、自然観察ゲー ム、クラフト、ハイキン グほか	各 45	中学生以上 12,000円 小学生 10,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	3月1日(金) ～3月25日(月)
	B: 5月3日(祝金) ～5月5日(祝日) 2泊3日					
わんぱく漂流記	8月5日(月) ～8月7日(水) 2泊3日	小学4年生 ～中学3年生	カッター訓練、シーカ ヤック、シュノーケリン グ、自然観察、クラフト	40	24,000円	6月1日(土) ～6月30日(日)
親子釣り教室 やったぜGET!	8月2日(金) ～8月4日(日) 2泊3日	小学4年生 ～中学3年生と家族	船釣り、カッター体験、 シーカヤック、磯遊び、 自然観察、クラフト、磯 観察、道具作り	30	中学生以上 18,000円 小人 16,000円	6月1日(土) ～7月8日(月)
サマーキャンプ 「海の親子」	8月9日(金) ～8月11日(日) 2泊3日	小・中学生と家族	シーカヤック、海水浴、 シュノーケリング、カッ ター体験、花火	40	中学生以上 15,000円 小学生 13,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	6月1日(土) ～7月8日(月)
親子キャンプ 夏の思い出	8月16日(金) ～8月18日(日) 2泊3日	小・中学生と家族	シーカヤック、海水浴、 シュノーケリング、カッ ター体験、昆虫採集 (カブトムシ)、花火	40	中学生以上 15,000円 小学生 13,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	6月1日(土) ～7月8日(月)
カヤック釣り体験 A・B	A: 9月14日(土) ～9月16日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族	カヤックからの釣り、ク ラフト、カッター体験、 自然観察	各 30	中学生以上 13,000円 小学生 11,000円 3歳～未就学児 5,000円 0～2歳児 500円	A: 7月1日(月) ～8月12日(月)
	B: 9月21日(土) ～9月23日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族	カヤックからの釣り、ク ラフト、カッター体験、 自然観察			
農業体験 南伊豆	9月28日(土) ～9月29日(日) 1泊2日	小学4年生 ～中学3年生と家族	稲刈り体験、クラフト	40	中学生以上 12,000円 小学生 10,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	8月1日(木) ～8月30日(金)
親子釣り大会	10月12日(土) ～10月14日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族	波止場からの釣り、ク ラフト、カッター体験、 カヤック体験、自然観 察	40	中学生以上 11,000円 小学生 8,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	8月10日(土) ～9月10日(火)
手作り体験 南伊豆	12月21日(金) ～12月23日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族、 一般	陶芸体験、藤かご作 り、ひもの作り	30	中学生以上 16,000円 小学生 14,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	10月18日(金) ～11月18日(月)
南伊豆の小正月	1月11日(土) ～1月13日(祝月) 2泊3日	小・中学生と家族	ハイキング、もちつき、 ビニール凧作り、小麦 饅頭作り、自然観察 ほか	20	中学生以上 11,000円 小学生 9,000円 3歳～未就学児 5,000円 0～2歳児 500円	11月8日(金) ～12月8日(日)
みなみの桜と 菜の花ハイク	2月21日(金) ～2月23日(日) 2泊3日	小・中学生と家族	ハイキング、桜と菜の 花見物、自然観察、サ ンドスキー体験、温泉 ほか	35	中学生以上 12,000円 小学生 10,000円 3歳～未就学児 4,000円 0～2歳児 500円	12月20日(金) ～1月20日(月)

(2) 飲食事業

(税込み)

内 容		料 金	単 位	提供方法
特別料理	伊勢エビセット	3,000円	1人分	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	煮魚セット	3,000円	1人分	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	季節のフルーツセット A	2,000円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	季節のフルーツセット B	3,000円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	季節のお刺身盛合せ A	500円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	季節のお刺身盛合せ B	1,000円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	心太	300円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	サザエつぼ焼き (2個)	500円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	沖干しスルメ焼き (漁期のみ)	600円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	イカの丸太煮 (漁期のみ)	500円	1皿	予約販売、夕食事提供時の追加料理
	サザエ弁当	1,000円	1個	予約販売、昼食のみ
飲料・その他	500ml ペットボトル飲料 (お茶・ジュース類)	150円	1本	予約販売
	500ml ペットボトル飲料 (ミネラルウォーター)	130円	1本	予約販売
	2000ml ペットボトル飲料 (お茶・ジュース類)	350円	1本	予約販売
	2000ml ペットボトル飲料 (ミネラルウォーター)	250円	1本	予約販売
	350ml 缶飲料 (お茶・ジュース類)	120円	1本	予約販売
	250ml 缶飲料 (お茶・ジュース類)	120円	1本	予約販売
	250ml 紙パック飲料 (お茶・ジュース類)	100円	1本	予約販売
	お菓子詰め合わせ A	200円	1袋	予約販売
	お菓子詰め合わせ B	250円	1袋	予約販売
	お菓子詰め合わせ C	300円	1袋	予約販売
	菓子パン	100円	1個	予約販売
	カップゼリー	80円	1個	予約販売
	プリン	60円	1個	予約販売
	カップめんA	160円	1個	予約販売
カップめんB	150円	1個	予約販売	

(3)物販事業

(税込み)

内 容		料 金	単 位	提供方法
お土産品	磯のり A	550円	1袋	お土産品、予約販売
	磯のり B	700円	1袋	お土産品、予約販売
	天草	500円	1袋	お土産品、予約販売
	干物セット 各種	2~3,000円	1セット	お土産品、予約販売
	海草のしおり	50円	1個	お土産品、事務所販売
	石のペンダント	100円	1個	お土産品、事務所販売
	アルミ缶のマグカップ	50円	1個	お土産品、事務所販売
	Pバンド細工	50円	1個	お土産品、事務所販売
	竹細工(竹とんぼ)	50円	1個	お土産品、事務所販売
	竹細工(竹笛)	100円	1個	お土産品、事務所販売
	反省鳥	100円	1個	お土産品、事務所販売
	アニマルペンダント	100円	1個	お土産品、事務所販売
	マスコット人形	100円	1個	お土産品、事務所販売
	木ノキオ(大)	250円	1個	お土産品、事務所販売
	木ボックリ人形	150円	1個	お土産品、事務所販売
	缶バッジ(プリントなし)	100円	1個	お土産品、事務所販売
	缶バッジ(プリントあり)	150円	1個	お土産品、事務所販売
生活用品等	軍手	40円	1双	事務所販売
	軍手(子ども用)	130円	1双	事務所販売
	ビニールカッパ	260円	1個	事務所販売
	フェイスタオル	160円	1枚	事務所販売
	歯ブラシセット	380円	1本	事務所販売
	シャンプー・リンスセット(小)	300円	1セット	事務所販売
	電池 単1 2個パック	250円	1パック	事務所販売
	電池 単2 2個パック	180円	1パック	事務所販売
	電池 単3 4個パック	250円	1パック	事務所販売
自動販売機(屋内設置1台)	120~150円	1本	4~10月(7ヶ月)稼動	

(4)その他事業(レンタル等事業)

(税込み)

内 容	料 金	単 位	提供方法
シーカヤック	1,500円	1日	小・中学校利用
シーカヤック	750円	半日	小・中学校利用
シーカヤック	3,000円	1日	団体利用等
シーカヤック	1,500円	半日	団体利用等
シュノーケリングセット	100円	1日	
コピー(白黒)	20円	1枚	
コピー(カラー)	100円	1枚	

(5)その他事業(利用促進イベント事業)

(税込み)

日 程	料 金	内 容
秋のYOU湯遊 11月8日(金) ～ 11月10日(日) 11月22日(金) ～ 11月24日(日)		家族・グループ対象【1泊2食付】プラン 家族の旅行やバイクツーリングの宿泊先 として利用可能 学園食・特別料理、シーツ、光熱水費、 オプション:昼食(学園食・弁当)
冬のYOU湯遊 12月6日(金) ～12月8日(日) 12月13日(金) ～12月15日(金) 1月24日(金) ～1月26日(日) 2月7日(金) ～2月9日(日)		
春のYOU湯遊 3月7日(金) ～3月9日(日) 3月21日(金) ～3月23日(日)		
お正月のYOU湯遊 12月27日(金) ～1月6日(日)	中学生以上 4,700円 小学生 4,500円 3歳～未就学児 4,300円	家族・グループ対象【1泊2食付】プラン お正月の特別料理、シーツ、光熱水費、 オプション:昼食(学園食・弁当)

日 程	料 金	内 容
企業向け研修プラン 2月14日(金) ～3月31日(月)	4,000円	企業の研修対象 【1泊3食付】特別料 理、シーツ、光熱水費含む

日 程	料 金	内 容
合宿プラン 12月20日(金) ～1月5日(日) 2月14日(金) ～3月31日(月)	中学生以上 1,650円 小学生 1,550円 3歳～未就学児 1,300円	中学、高校、大学の部活やサークル対象 【1泊3食付】特別料理(団体の予算に応 じて)、シーツ、光熱水費は別途

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園

収支予算書

1 指定管理・収入の部(平成 25 年度)

(1)収入 ※指定管理経費を除く。

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
利用にかかる料金収入 (A)			41,914,000
項 目	給食費	学園給食	33,459,000
	プログラムにかかる材料費等	アジの開き作り、クラフト等	1,609,000
	シーツ洗濯代	シーツクリーニング	2,642,000
	薪代	野外炊事用薪、キャンプファイヤー用薪、トーチ等	331,000
	光熱水費	一般利用者実費負担	656,000
	自主事業収益還元分		3,217,000

(2)指定管理経費を含めた収入合計

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
利用にかかる料金収入 (A)			41,914,000
指定管理経費 (B)			51,409,000
収入合計 (A) + (B)			93,323,000

※ 指定管理経費(B)は税抜き処理の金額とする。

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園

収支予算書

2 指定管理・支出の部(平成 25 年度)

	積算内訳	合計金額 (円、税抜き)	
① 維持管理運営費用		93,323,000	
項 目	人件費	園長1人、副園長1人、常勤職員5人 (給料、給付、手当、福利厚生費、退職金給付引当金)	29,940,000
	設備管理費	消防設備保守点検、機械設備保守点検、汚水処理設備 保守点検、自家用電気工作物保安管理	3,435,000
	保安警備費	機械警備	367,000
	外構・植栽管理費	除草等園内管理	7,000
	廃棄物処理費	産業廃棄物処理	15,000
	報償費	カッター、カヤック指導員	450,000
	旅費交通費 ※	出張旅費、夏期スタッフ交通費	254,000
	消耗品費	事務用品、衛生用品、厨房用品 等	475,000
	燃料費	ボイラー用燃料、業務車両用ガソリン 等	2,329,000
	印刷製本費	使用許可申請書 等	96,000
	修繕費	浴室カラン、浴室ガラス、塩素滅菌器	417,000
	通信運搬費 ※	電話料、インターネット接続料、郵送 等	300,000
	支払手数料 ※	毛布クリーニング 等	141,000
	保険料	施設賠償責任保険、生産物賠償保険、モーターボート保険 業務車両保険、ボランティアスタッフ障害保険	213,000
	広報費		0
	使用料・賃借料	コピー機リース、AEDレンタル、NHK受信料、水道管土地 使用料	460,000
	委託料	給食調理等運営業務、高窓開閉装置保守点検、ガラス 網戸清掃、害虫駆除、カッター釣り降りし作業 等	14,050,000
	備品購入費	カッター器具、厨房備品 等	250,000
	公租公課費	契約用印紙、公用車自動車税 等	40,000
	光熱水費	電気、ガス、水道料	5,489,000
食糧費 ※		10,000	
会費及び負担金 ※		130,000	
間接事務費 ※	事務局管理経費	2,999,000	
給食費 ※	給食原材料 等	28,441,000	
材料費等 ※	アジ、クラフト原材料	736,000	
シーツ代 ※	シーツリース	2,206,000	
薪代 ※	野外炊飯、キャンプファイヤー用薪、トーチ 等	73,000	

※=その他

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園

収支予算書

3 自主事業・収入の部(平成 25 年度)

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
② 自主事業による収入			10,678,000
項 目	教室事業	教室参加者 子供対象1教室、親子一般対象10教室	5,177,000
	飲食事業	特別料理、飲料、おやつ類 等	3,080,000
	物販事業	自動販売機 お土産用クラフトセット 物品販売	618,000
	その他	シーカヤック、シュノーケリングレンタル 利用促進イベント参加費	1,803,000

団体名:公益財団法人横浜市体育協会

施設名:横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園

収支予算書

4 自主事業・支出の部(平成 25 年度)

		内 訳	合計金額 (円、税抜き)
② 自主事業による経費			10,678,000
項 目	教室事業	全11教室のスタッフ謝金、給食費、消耗品費、保険料 シーツ代、原材料費、広告料 等	3,865,000
	飲食事業	特別料理、飲料、おやつ類等の原材料費 等	2,428,000
	物販事業	自動販売機(電気代、行政財産目的外使用料、販売飲料) 販売物品の購入	514,000
	その他	レンタル物品の購入費 利用促進イベントの給食費、シーツ代 等	654,000
	指定管理事業還元支出	自主事業の収支差額を指定管理経費に繰入れ	3,217,000